

史跡長篠城跡保存活用計画



令和2年(2020)3月

新城市教育委員会

例　言

- 1 本書は、愛知県新城市に所在する国指定史跡 長篠城跡の保存活用計画書である。
- 2 本計画書の策定は、平成 30 年度及び令和元年度の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金を得て、2か年にわたって実施した。
- 3 計画策定にあたっては本市が設置した「史跡長篠城跡保存活用計画策定委員会」で検討を重ねて、本書をまとめた。また、文化庁文化財第二課及び愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室の指導・助言を得て策定した。
- 4 計画策定に係る事務は、新城市教育委員会生涯共育課文化財係が担当し、一部の業務を株式会社空間文化開発機構に委託して行った。
- 5 本計画は、『史跡整備のてびき』(2005 文化庁文化財部記念物課 監修) 及び『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』(2015 文化庁文化財部記念物課 監修) の内容を踏まえて検討した。

目 次

第1章 計画策定の背景と目的	1
第1節 計画策定の経緯	1
第2節 計画策定の目的	2
第3節 計画の対象範囲	2
第4節 計画の期間	3
第5節 委員会設置と策定経過	3
第6節 他の関連計画との関係・位置づけ	4
第2章 長篠城跡を取り巻く環境	6
第1節 新城市的市勢	6
第2節 自然的環境	7
2-1 気候	7
2-2 地形・地質	8
第3節 社会的環境	11
3-1 人口	11
3-2 道路・交通	12
3-3 法的規制	13
第4節 歴史的環境	15
4-1 新城市的歴史	15
4-2 指定等文化財	21
第5節 長篠・設楽原の戦い関連資源等	27
第3章 長篠城跡の概要	32
第1節 長篠城跡の自然環境	32
1-1 地形	32
1-2 植栽・植生、景観	33
第2節 長篠城跡の社会環境	35
2-1 土地利用・主要施設等	35
2-2 法的規制	36
第3節 長篠城の歴史	39
3-1 築城から廢城まで	39
3-2 廃城後から現在までの状況	44
第4節 絵図等にみる繩張と調査等の状況	47
4-1 絵図にみる繩張と史跡指定範囲の関係	47
4-2 発掘調査の成果	49
4-3 遺構の概要	54

第4章 史跡指定の内容	57
第1節 史跡指定に至る経緯.....	57
第2節 指定の状況.....	57
2-1 指定内容.....	57
2-2 指定告示.....	59
2-3 所有状況と現在の指定地番.....	60
2-4 公有化とその経過.....	61
第5章 史跡長篠城跡の本質的価値	63
第1節 史跡長篠城跡の本質的価値.....	63
第2節 史跡の構成要素の特定.....	65
2-1 構成要素の区分.....	65
2-2 長篠城跡を構成する諸要素.....	66
第6章 現状と課題	78
第1節 保存管理の現状と課題.....	78
1-1 史跡指定地全体の現状と課題.....	78
1-2 地区ごとの現状と課題.....	81
1-3 史跡長篠城跡周辺地域の現状と課題	89
第2節 活用の現状と課題.....	91
2-1 公開における現状と課題.....	91
2-2 交流・まちづくりにおける活用の現状と課題.....	92
2-3 学校教育における活用の現状と課題	92
2-4 社会教育における活用の現状と課題	93
第3節 整備の現状と課題.....	94
3-1 これまでの調査・整備の概要	94
3-2 史跡を構成する諸要素ごとの整備の現状と課題	94
第4節 運営・体制の現状と課題.....	97
第7章 大綱・基本方針	98
第1節 大綱.....	98
第2節 基本方針.....	99
第8章 保存・管理	100
第1節 保存管理の方向性.....	100
第2節 保存管理の方法	101
2-1 要素別保存管理の方法.....	101
2-2 地区別保存管理の方法.....	103
第3節 現状変更等の取扱い.....	110
3-1 現状変更等の根拠法令.....	110

3-2 史跡指定地における現状変更等取扱いの基本方針	110
3-3 現状変更等の取扱基準	111
第4節 史跡長篠城跡の周辺環境の保全	114
4-1 城郭関連遺構の保存	114
4-2 長篠城跡関連地の保存・管理	115
第9章 活用	116
活用の方針と手法	116
1 積極的な情報の発信	116
2 地域住民等との協働	117
3 学教教育との連携	117
4 生涯学習等における利用促進	118
第10章 整備	119
第1節 指定地内における整備の方向性	119
1-1 史跡長篠城跡の本質的価値の保存と顕在化	119
1-2 保存活用のために必要な施設の整備	121
(1) ガイダンス施設等の再整備	121
(2) 保存活用のための施設整備	123
1-3 植栽管理計画にもとづく修景整備	125
第2節 周辺関連地における整備の方向性	126
2-1 周辺関連地とのネットワーク整備	126
2-2 調和のとれた景観の創出	127
第11章 運営・体制	128
運営・体制の方向性	128
第12章 施策の実施計画の策定・実施	130
第1節 実施すべき施策	130
第2節 実施計画	131
第3節 自己点検	132

第1章 計画策定の背景と目的

第1節 計画策定の経緯

史跡長篠城跡は愛知県新城市長篠字市場、岩代地内に所在する。ここは愛知県東部で東三河平野部と山間部の境目地にあたり、戦国時代に織田信長と徳川家康の連合軍が武田勝頼と戦った「長篠・設楽原の戦い」の舞台となった場所として全国的に有名である。

長篠城は15世紀末～16世紀初頭に山家三方衆と呼ばれた国人領主の長篠・菅沼氏の菅沼元成が築城し、「長篠・設楽原の戦い」の翌年、天正4年(1576)に長篠城主であった奥平昌が新たに新城城を築いたことで16世紀後半に廃城になったと伝えられている。

長篠城の廃城後は、現状保存の対象地として保護されていたようであるが、18世紀前半以降に農地として利用されることになり、土壘や堀の一部の破壊が始まった。さらに明治27～37年(1894～1904)に耕地の拡大化が進められた結果、主郭北東部の土壘と堀のみが残る現状に近い状況となった。大正11年(1922)に主郭と野牛曲輪とを分断するように鉄道(現JR飯田線)が敷設されたことを発端として、大正13年(1924)に長篠村は史跡地の公有化を図る方針を決定し、この時から行政主導による遺跡の保護への取り組みが行われるようになった。

昭和4年(1929)12月17日に城跡の重要な部分3町5反2畝25歩(約35,000m²)が「長篠城跡」として国の史跡に指定された。昭和31年(1956)の町村合併によって鳳来町が成立すると、再び長篠城跡の保存と活用の気運が高まった。昭和39年(1964)11月3日、長篠城址史跡保存館を指定地内に開館し、長篠合戦の史料展示や解説、史資料収集を行なうながら訪者のための史跡案内が始められた。また、教育委員会では平成2年(1990)度から長篠城跡の保存と活用のための整備基本構想の計画策定に着手し、長篠城跡保存整備委員会での検討を重ねながら平成17年(2005)に史跡長篠城跡保存整備基本構想(改訂版)を策定している。

その後、平成18年(2006)に日本城郭協会によって長篠城が日本百名城に認定されたことで、多くの城郭愛好家や観光客から改めて注目されるようになった。また、平成28年(2016)に新東名高速道路 新城I.Cが開通して史跡地へのアクセスが容易になったことで、本市においては史跡保存とともに城郭の活用面が果たす効果に大きな期待が寄せられるようになった。

この近年の長篠城跡を取り巻く環境の大きな変化は、その歴史的価値を市民の共有財産として後世に継承していくだけでなく、少子高齢化や過疎化問題を抱える本市の活性化を導く歴史遺産として活用を図る重要性も高めることとなった。このような中で長篠城跡の価値を損ねることなく保存し、将来に継承していくため、その具体的な方針と方策を定めるものとして「史跡長篠城跡保存活用計画」を策定した。

第2節 計画策定の目的

本保存活用計画は、史跡長篠城跡を保存・継承し有効に活用するために、史跡の本質的価値とこれらを構成する要素を特定して適切に保存管理するとともに、保存活用を図る上で課題を明らかにして、その課題の解消や長篠城跡の望ましい将来像の実現にむけた基本方針等を示すものである。また、策定に当たっては平成17年(2005)に策定された「史跡長篠城跡保存整備基本構想(改訂版)」の内容を踏まえるものとする。

第3節 計画の対象範囲

本書では史跡長篠城跡の国史跡に指定されている範囲を直接の計画対象範囲とする。

しかしながら、市内には「長篠・設楽原の戦い」や城主等と深い関わりをもつ市指定史跡の武田勝頼戦地本陣跡や野田城跡、古宮城跡、設楽原決戦場跡、馬場信春墓地、信玄塚をはじめ、未指定文化財の亀山城跡や信長・家康・勝頼の本陣跡、山県昌景墓地、医王寺、大通寺、甘泉寺など広範囲に陣地や戦地、墓地等が数多く点在しているため、長篠城跡だけを捉えて保存活用を実施していくことでは十分な活用効果が期待されない。長篠城の歴史を語る上で重要な歴史的・文化的背景を構成しているこれら戦跡等を含めた周辺地域を視野に入れて総合的に取り扱うことが適当であると考える。

そのため、戦いに関連した史跡長篠城跡と決戦場跡を中心とした歴史的文化遺産の分布する周辺地域を取り込んだ範囲もここでは保存活用の対象地として検討に含めていく。

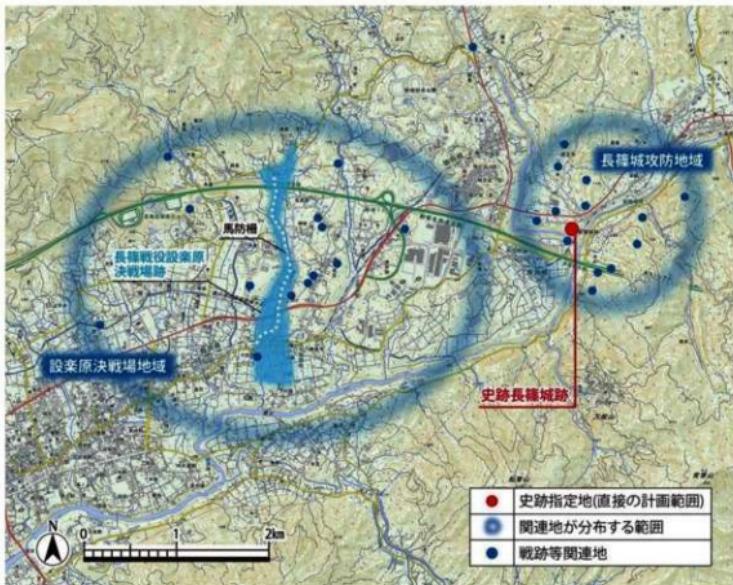


図1-1 保存活用計画の対象範囲

第4節 計画の期間

計画の期間は、令和2年度を初年度とし、以後10年間を目処とする。ただし、計画期間においても、社会情勢等の変化により必要に応じて見直しを行うものとする。

第5節 委員会設置と策定経過

本計画の策定にあたり、外部有識者等による「史跡長篠城跡保存活用計画策定委員会」を設置し、史跡長篠城跡の保存及び活用における方策や方針について、審議や検討を行った。

表1-1 史跡長篠城跡保存活用計画策定委員会名簿

役職	氏名	所属等	専門等
委員長	山田 邦明	愛知大学文学部教授	文献史学
副委員長	千田 嘉博	奈良大学文学部教授	城郭
委員	丸山 宏	名城大学農学部教授	造園学
	梅本 博志	愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室(再任用)(平成30年度)	考古学
	荒井 信貴	岡崎市教育委員会臨時職員、愛知学院大学講師 (令和元年度)	考古学
	梶村 辰男	長篠西区	地元代表
	原田 隆行	のぼりまつり奉賛会会长	地元代表 教育
助言者	浅野 啓介	文化庁文化財第二課史跡整備部門文化財調査官	
	野口 哲也	愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室(平成30年度)	
	梅本 博志	愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室(令和元年度)	
事務局	和田 守功	新城市教育委員会 教育長	
	林 治雄	新城市教育委員会 教育部長(平成30年度)	
	片瀬 雅好	新城市教育委員会 教育部長(令和元年度)	
	櫻本 泰朗	新城市教育委員会 副部長兼生涯共育課長	
	湯浅 大司	新城市教育委員会 生涯共育課 副課長兼文化財係長(平成30年度) 参事(令和元年度)	
	岩山 欣司	新城市教育委員会 生涯共育課 主査(平成30年度) 文化財係長(令和元年度)	
	後藤 悠也	新城市教育委員会 生涯共育課 主事	
	萩原 愛理	新城市教育委員会 生涯共育課 主事(平成30年度)	
	鈴木 咲理菜	新城市教育委員会 生涯共育課 主事(令和元年度)	

本保存活用計画書は平成30・令和元年度の2か年で策定を行った。策定経過は以下のとおりである。

表1-2 策定の経過

年月日	会議等	内容
平成30年8月29日	第1回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・役員の選出 ・保存活用計画書の構成案の検討 ・計画策定スケジュールの確認 ・現地視察
平成30年11月9日	第2回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・長篠城にかかる文献史料の小報告 ・これまでの発掘調査成果の報告 ・長篠城跡の本質的価値の検討 ・長篠城跡の価値を構成する要素の検討
平成31年3月1日	第3回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第1章～第4章の検討 ・第5、6章（案）の提示
令和元年7月24日	庁内検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第1章～第10章の記載内容確認
令和元年8月1日	第4回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・新委員の紹介等 ・第1章～第4章の修正確認 ・第5章～第6章の検討 ・第7章～第10章（案）の提示
令和元年10月18日	第5回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第1章～第6章の修正確認 ・第7章～第8章の検討
令和元年12月27日	第6回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第1章～第9章の修正確認 ・第10章～第12章の検討

第6節 他の関連計画との関係・位置づけ

本計画に係る市の上位計画は「第2次新城市総合計画」等があり、関連計画には「新城市観光基本計画アクションプラン（後期）」、「新城市鳳来総合支所周辺総合開発計画基本計画書」、「新城市共育推進計画」などがある。

本計画は上位計画に基づき、市の関連施策との整合性や連携を図りながら、史跡長篠城跡の保存と活用に関する計画を策定するものとする。

○新城市民憲章（平成27年10月制定）

「歴史と伝統を受け継ぎ、未来に誇れる文化を育てる」としている。

○新城教育憲章（平成27年9月発布）

「自然・人・歴史文化の「新城の三宝」を故郷の誇りとし、共に過ごし共に学び共に育つ「共育」を市民総ぐるみで進めます」とする教育理念を掲げている。

○第2次新城市総合計画（平成31年3月策定：～2031年）

快適で潤いある「ちいき」での暮らしや活力あふれた「まち」を創出すべく、地域資源や観光資源として最大限に活用した歴史文化財の維承や活用を進めながら、人の交流も推進するとしている。

○新城市観光基本計画アクションプラン（後期）（平成28年3月策定：～平成31年）

地域資源を活用した着地型観光の推進として武将観光の見える化による誘客の促進、

既存の観光資源の磨き上げによる魅力の向上として長篠・設楽原の戦いに関する歴史資源のさらなる魅力向上に努めるとしている。

○新城市共育推進計画－第2次生涯学習推進計画－（平成31年3月策定：～2028年度）

家庭・地域・学校の連携協働による「生涯学習としての共育」の推進を図ることを目的として、有形文化財の保存と活用の充実させることや「長篠・設楽原の戦い」に関する講座も開催して活用を図るとしている。

○新城市鳳来総合支所周辺総合開発計画基本計画書（平成31年3月策定）

基本計画の対象区域は新城長篠準都市計画区域とする。その中で長篠城跡を今後のみちづくりのイメージゾーンにおける歴史・文化ゾーンの核に位置付け、「長篠城跡保存整備事業」の計画と連携し、歴史資源を活かした賑わいと交流の促進に向けた整備を検討するとしている。

○第2次 新城市環境基本計画（令和2年3月策定：策定後概ね10年間）

史跡等の保全・整備を行い、歴史遺産や国指定文化財等の保全、整備を図り、「快適なまち」を創造していくとしている。

○新城市都市計画マスター・プラン（令和2年3月策定：策定後概ね12間）

長篠城跡は、その歴史的価値を市民の共有財産として後世に継承していくのはもちろん、歴史遺産として積極的な活用を図ることが求められていることから、史跡の価値を損ねることのないよう保存を図ることを歴史文化、景観の方針に掲げている。

○史跡長篠城跡保存整備基本構想（改訂版）（平成17年3月策定）

長篠城跡の保存や保全を大前提とした史跡整備の基本構想である。分かりやすい城跡の復元整備や環境整備、歴史的文化遺産の価値を顕在化させる整備を行うとしている。

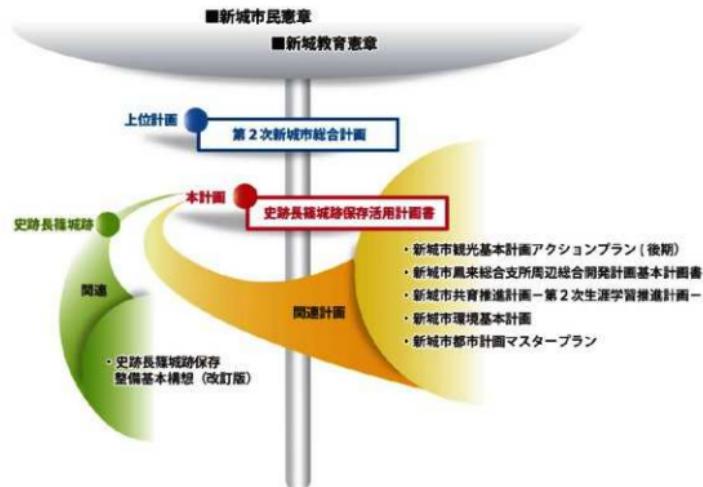


図1-2 史跡長篠城跡保存活用計画の位置づけ

第2章 長篠城跡を取り巻く環境

第1節 新城市的市勢

史跡長篠城跡が所在する新城市は、平成17年(2005)10月1日に新城市、鳳来町、作手村が合併して新・新城市として誕生した自治体である。ここは愛知県の東端、東三河と呼ばれる地域のほぼ中央に位置し、東は静岡県に接している。市域は東西約29.5km、南北約27.3kmで、県内2番目の広さとなる面積499.2km²を有している。その83%は豊かな緑に覆われ、東三河地域の水源の役割を果たす山間地となっている。新城市的な様相は、旧自治体ごとに大きく3つの地区に分けられる。



図2-1 新城市的市勢

<新城地区>

新城地区は、区域の中央を豊川が東西に流れ、北側に木曽山系の南端を形成する本宮山や雁峰山、南側には弓張山地が連なっている。地質は中央構造線を境として南北で異なり、北側は主に領家変成帯に属し、南側は主に三波川変成帯と呼ばれる地質帯に属している。新城地区における森林面積の占める割合は約60%であり、他の2地区に比べ都市的機能の基盤となる道路、宅地などの比率が高い。

また、長篠・設楽原の戦いの翌年、長篠城主の奥平信昌はこの地に新城城を築

城して長篠城から移り住み、江戸時代には交代寄合の菅沼氏が新城城跡に新城陣屋を構えたという。その後、新城陣屋を中心、「山の湊」と表現されたように人の交流や物流の拠点として賑わうようになり、現在の新城の中心市街地が形成されていったのである。

<鳳来地区>

史跡長篠城跡が立地する鳳来地区は、中央部に鳳来寺山がそびえ、西側に木曽山系、東側に明石山系の南端が延び、北側は棚山、明神山、宇連山、竜頭山から北設山間地帯へと



図2-2 各地区的位置

続いている。また、宇連川から豊川にかけて、地区を縦断する形で中央構造線が通り、その南側は主に変成岩、北側は堆積岩からなっており、全体に断層や褶曲が多い複雑な地形が形成されている。鳳来地区における森林面積の占める割合は約92%と広大で、この森林地帯は東三河平野部の水源地域として重要な役割を担っている。水と緑の豊かな自然と「長篠城跡」をはじめとして「鳳来寺山」や「阿寺の七滝」、「満光寺庭園」、「乳岩及び乳岩峠」など数多くの史跡・名勝・天然記念物、「東照宮」、「鳳来寺仁王門」、「木造阿弥陀如来坐像」、「鳳来寺田楽」や「黒沢田楽」、「南設楽の放下おどり」などの有形・無形の文化財の宝庫となっている。

<作手地区>

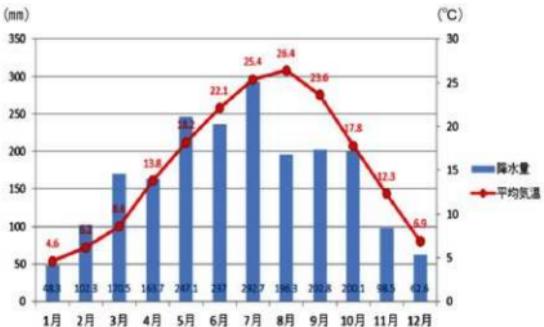
作手地区は三河高原の南端に位置し、北側に愛知高原国定公園、南西側に本宮山県立自然公園が占めている。地質は古生層に属し、その母岩は風化の進んだ花崗岩と領家片麻岩とに大別され、概して地区の北部と南部に領家片麻岩系、中央部に花崗岩類の分布域に区分できる。また、地区における森林面積の割合は約88%を占める。ここは平均標高550mの高原地帯という2地区とは異なる地域的特色と有しており、東海地方最大級の面積を擁する泥炭湿原の長ノ山湿原を中心に湿地・湿原が点在し、貴重な植物や昆虫が生育する自然豊かな環境が形成されている。

第2節 自然的環境

2-1 気候

新城市の平均気温は15.5°C、降水量は2,021.8mm(観測値平均：2003～2010年)となっており、比較的温暖多雨な地域といえる。

地区別にみると、比較的温暖な新城、鳳来地区とやや冷涼な作手地区とに分かれれる。新城地区は気象条件は比較的恵まれて概して温和であり、鳳来地区は南に面して傾斜した地形のため、豊川に沿って吹き込む太平洋上からの温暖多湿な風を受け、雨が多く雪が少ない比較的温暖な気候となっている。



作手地区的気候は降雪が少ないもの。11月上旬には初霜が見られ、4月中旬まで晩霜が続く寒冷な地域である。ほかの2地区とは異なり、夏季冷涼多雨な地区であることに地区の特異性が認められる。

図2-3 新城市的平均気温と降水量 (2003～2010年※気象庁観測値)

2-2 地形・地質

(1) 新城市域の地形・地質

This map illustrates the distribution of mountains and rivers in Ichinomiya City. Key features include the Mount Funaishi (695m) in the center, the Mount Utsunomiya (929m) to its east, and the Mount Kurotaki (583m) to its west. The Tsurumi River flows through the city, eventually joining the Tone River. Other rivers shown include the Iwata River, the Ueda River, the Uchitani River, the Uchikawa River, the Oba River, and the Kurotaki River. The map also shows the location of the former Nagashima castle ruins. A scale bar indicates distances up to 10 km.

次いで豊川に沿って中央構造線が市内を通っていることに、地質面での大きな特徴が挙げられる。中央構造線は中生代白亜紀の初めから新生代第三紀にかけてできた関東地方から南西日本を九州付近まで縦断する大断層で、その露頭の一部を長篠城跡の周辺地などで見ることができる。中央構造線を挟んで南(南東)側は外帶、北(北西)側は内帶と呼ばれ大きく地質が異なる。南側の外帶は三波川変成帯(三波川帯)と呼ばれる変成帯が分布し、北側の内帶は領家変成帯(領家帯)が分布している。前者は主に緑色片岩、黒色片岩



図 2-4 新城市の主な山と河川の分布

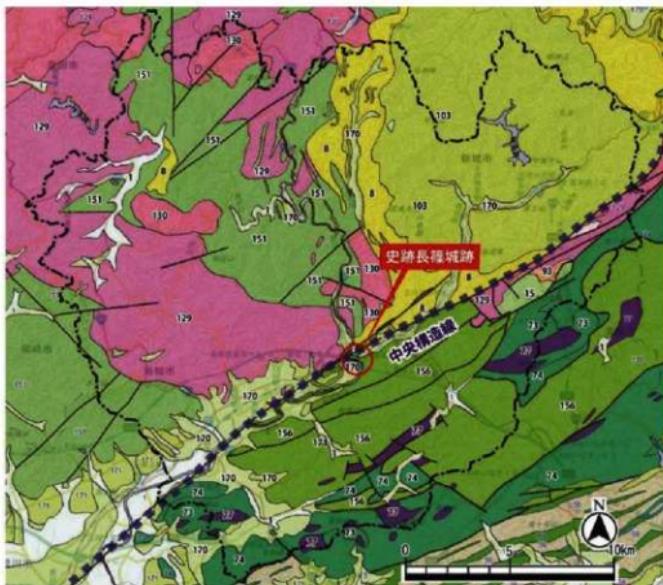
(国土地理院発行の 20万分1地形図を加工して作成)



図2-5 中央標造線長篠森頭(市天然記念物)

長嶺峰跡近くにある。長篠露頭では、外帯の黒色片岩の上に内帯の花崗岩源庄碎岩が覆いかぶさっている様子をはっきりと見ることができます。

といった低温高压型の変成岩が見られ、後者は砂質・泥質片岩や珪質片岩、黒雲母片麻岩、珪質片麻岩といった高温低压型の変成岩がみられる。また長篠城跡は堀底の発掘調査で変成岩の岩盤が確認されたことから、外帶の上に立地していることが判明している。



番号	地質	概要
1	後期更新世～完新世(H)の海成または非海成堆積岩類	約1万8000年前～現在まで形成された最も新しい時代の地層
8	前期中新世～中期中新世(N1)の海成または非海成堆積岩類	約2200万年前～1500万年前に形成された地層
170	後期更新世(Q3)の低位段丘堆積物	川辺のやや低い所に分布している約15万年前～7万年前に形成された段丘層
171	後期更新世(Q3)の中位段丘堆積物	川辺のやや高い所に分布している約15万年前～7万年前に形成された段丘層
15	後期白亜紀(K2)の海成堆積岩類	約1億年前～6500万年前に海で形成された地層
73	ジュラ紀(J1)の苦鉄質資源岩類(付加コンブレックス中の岩体)	約2億年前～1億4600万年前の付加体中の匂い岩
74	ジュラ紀(J1-2)の苦鉄質火山岩類(付加コンブレックス中の岩体)	約2億年前～1億4600万年前の付加体中の玄武岩岩体
91	斑岩熱液岩類(斑状基性岩・蛇紋岩・オフィオライト)	時代未詳の超斑状資源岩類(蛇紋岩など)
93	後期白亜紀(K2)の非アルカリ侵入長英質火成岩類	約1億年前～6500万年前に噴火した火山の岩石(ダイサイト・流紋岩類)
103	中期中新世～後期中新世(N2)に非アルカリ苦鉄質火山岩類	約1500万年前～700万年前に噴火した火山の岩石(安山岩・玄武岩類)
129	後期白亜紀(K2)の珪質資源岩類	約1億年前～6500万年前にマグマが地下の深いところで冷えて固まった花崗岩類の露成岩
130	新～後期白亜紀(K1-2)の珪質資源岩類	約1億2000万～6000万年前にマグマが地下の深いところで冷えて固まった花崗岩類の露成岩
131	矽化変成岩類(m&g・中庄型)	約1億年前～6000万年前に地下深くの高い温度で形成された矽化変成岩類
136	三波川変成岩類(m&g・高庄型)	約1億2000万年前～6000万年前に地下深くの高い圧力で形成された三波川変成岩類

図2-6 新城市的地質概略図
(産業技術総合研究所地質総合センター シームレス地質図より一部編集)

(2) 長篠城跡周辺の地形

長篠城跡は、平地が切れて山地に入ろうとする境目にあたる場所に位置し、南西の豊川と南東の宇連川の2川が合流して、三角状を呈する標高約60mの河岸段丘の先端に築かれている。この場所は、豊川に臨む崖と宇連川に臨む崖地の状況から、天然の要害地とも呼称される自然地形が形成されている。また、宇連川の対岸には山地が迫り、豊川の対岸には河岸段丘が広がっている。

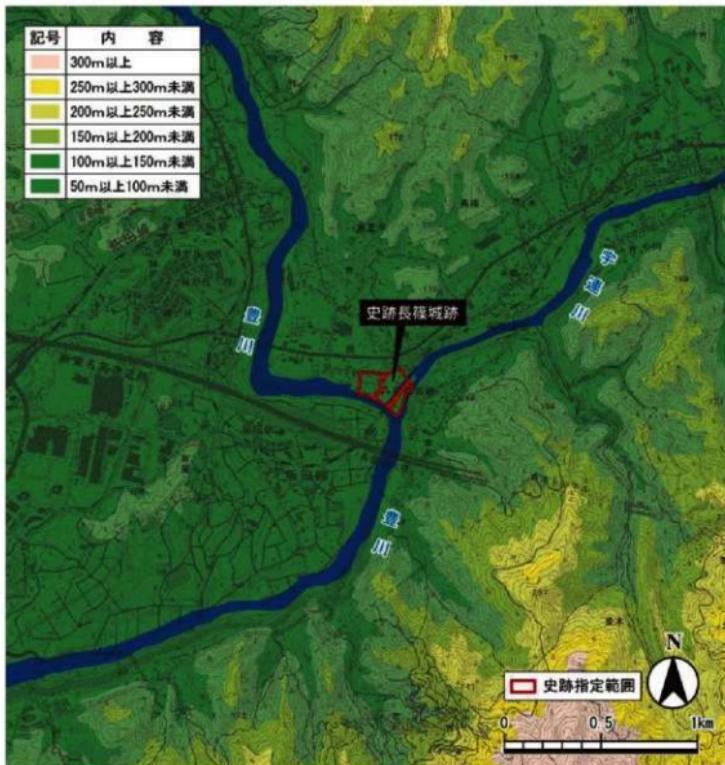


図2-7 史跡長篠城跡周辺の地形

(国土地理院発行の2万5千分1地形図を加工して作成)

第3節 社会的環境

3-1 人口

新城市の人口は、1947～1950年にかけての約67,000人をピークに減少傾向となり、2010年では49,864人にまで減少した。旧市町村別でみると、鳳来地区・作手地区は減少傾向にあったが、新城地区が1995年まで人口増加の傾向にあったため、新城市全体の減少は抑えられていた。その後、3地区ともに人口減少に転じ、減少幅が次第に広がっている。

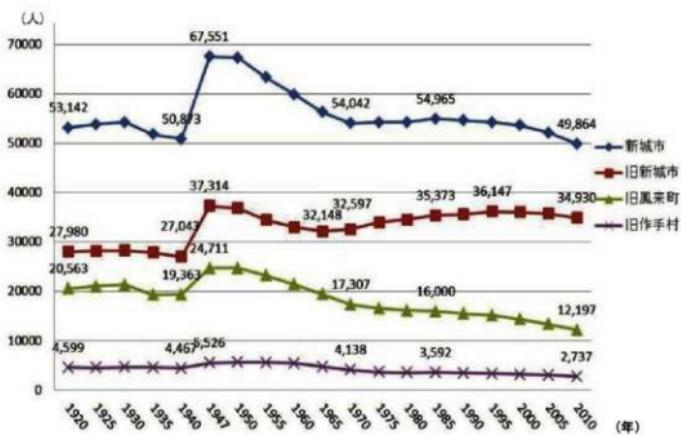


図2-8 新城市的人口・旧市町村別人口の推移

(『新城市人口ビジョン』2016より)

3-2 道路・交通

江戸時代においては、城地の西側を流れる豊川沿いには伊那街道が、宇連川左岸沿いには別所街道が、宇連川右岸に望月街道がそれぞれ整備された。これら陸上交通のほか、豊川下流に所在する吉田城とを結ぶ舟運による水上交通も発達し、城地付近は古くから交通の要所であった。

現在、市内を南西—北東方向にJR飯田線が縦貫し、国道151号がこれに併走している。さらに、国道151号に直交する形で国道257号や国道301号が通っている。新城市はこれら交通機関を通して、東三河平野部（至 豊橋市）、奥三河東部（至 東栄町）や長野県南部（至 飯田市方面）、豊田市、岐阜県南部（至 恵那市方面）及び静岡県西部（至 浜松市方面）の山間部地域などと結ばれている。

長篠城跡までの交通手段は、鉄道の場合、豊橋駅からJR飯田線に乗り約1時間で長篠城跡に到着する。そこから、徒歩10分で史跡地に至る。また、車での利用の場合は、新東名高速道路 新城ICより、国道151号を東栄・飯田方面に走行して5分（約2km）で到着する。



図2-9 道路交通網図

(国土地理院発行の20万分1地形図を加工して作成)

3-3 法的規制

ここでは長篠城跡周辺にかかる主な法的規制状況を示す。

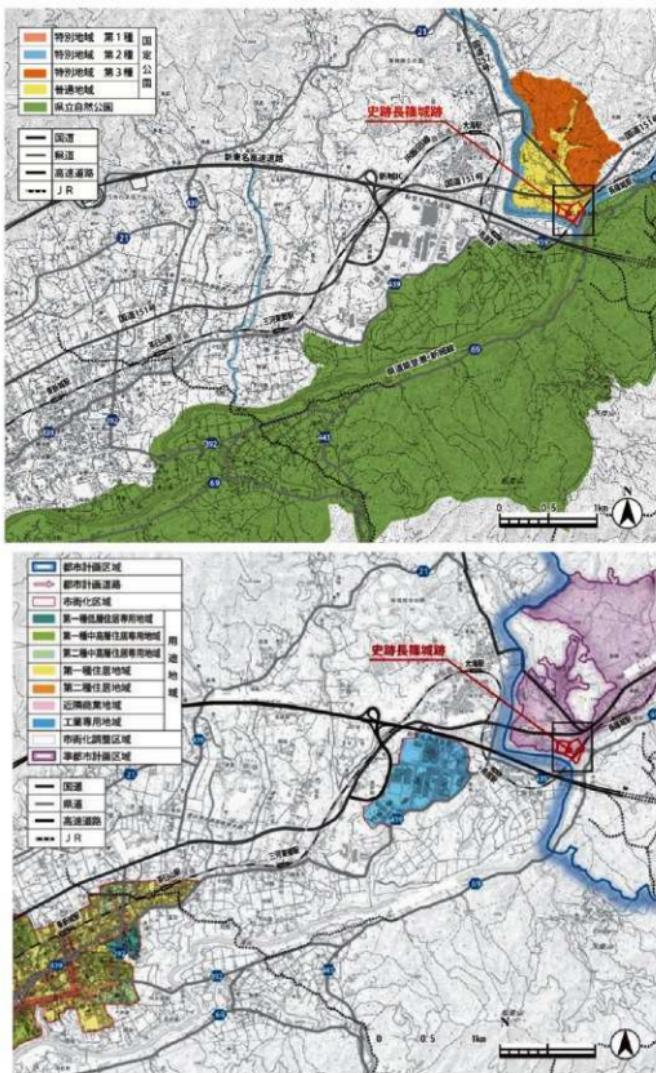


図 2-10 長篠城跡周辺にかかる法的規制

長篠城跡周辺は、準都市計画区域及び特定用途制限地域が設定されており、無秩序な開発に対する規制がかけられている。また史跡長篠城跡を含む一帯は国定公園となっており、史跡に接して流れる宇連川・豊川は第2種特別地域に、陸地側は普通地域に、医王寺や大通寺等の長篠合戦の古戦場は第3種特別地域に指定されている。

表 2-1 長篠城跡周辺にかかる主な法的規制一覧

区域、名称等		規制法令等	規制内容	許可等権限者 (市担当窓口)
都市計画区域(市街化調整区域)	準都市計画区域以外の史跡周辺地域	都市計画法	開発行為(建築物の建設又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)、建築物の新築・改築・用途変更	知事の許可 (都市計画課)
新城長篠準都市計画区域	史跡周辺の平地部	都市計画法	3,000m ² 以上の開発行為(建築物の建設又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)	知事の許可 (都市計画課)
特定用途制限地域	史跡周辺の平地部	建築基準法 新城市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例	制限建築物:風俗営業施設・危険物の製造工場、貯蔵・処理施設、倉庫業を営む倉庫、床面積3,000m ² を超える集客施設、床面積10,000m ² を超える工場	市長の許可 (都市計画課)
周知の埋蔵文化財包藏地	大通寺山陣所跡(大通寺山砦等)	文化財保護法	土木工事等	県教育委員会に届出(教育委員会設楽原歴史資料館)
天竜奥三河国定公園	第2種特別地域	豊川・宇連川(合流部まで)	自然公園法	
	第3種特別地域	長篠地域(医王寺・大通寺及び周辺山砦等)		
桜源県立自然公園	第2種特別地域	豊川(宇連川合流部より下流)	愛知県立自然公園条例	工作物(建築物、車道等)の新・増・改築、木竹の伐採、河川等の水位等の増減、土石・鉱物採取、広告物の設置等、土石等指定物品の集積等、水面の埋立等、土地の形状変更、屋根・壁面等の色彩の変更、特定植物の採取等の許可
	第3種特別地域	長篠地域(医王寺・大通寺及び周辺山砦等)		
	普通地域	豊川左岸、設楽原古戦場跡周辺等		一定規模以上の工作物の新・増・改築、土石・鉱物採取、広告物の設置等、水面の埋立等、土地の形状変更等の届出
河川区域		豊川 宇連川	河川法	土地の占用、河川区域内での工作物の新築等、河川の河口附近の海面における河川の流水を貯留・停滯させるための工作物の新築等の行為の許可
				知事の許可 (新設施業建設事務所)

第4節 歴史的環境

4-1 新市の歴史

ここでは、市内の歴史について時代ごとに概観していく。(P26 図2-16参照)

(註) 以下、文化財名称に付く()内の文字と数字はP21～P26「表2-2」中の指定文化財の番号、P26「図2-16」との番号に対応する表記である。)

【旧石器時代】

旧石器時代の遺跡は新城地区と作手地区で各5遺跡が知られ、鳳来地区では未だに確認されていない。新城地区的建長寺遺跡、荒井遺跡、南貝津遺跡(市141)、萩平遺跡(市182)では発掘調査が実施され、ナイフ形石器・尖頭器・細石器などの遺物が出土した。その結果、概ね本市の歴史は約3万5千年前から1万2千年前の後期旧石器時代から始まるものと考えられている。

【縄文時代】

縄文時代の遺跡は新城地区で19か所、鳳来地区で38か所、作手地区で26か所がある。その分布域は、新城・川路地内から鳳来の長篠地内にかけての豊川流域に最も集中している。

縄文時代前期の遺構には唯一、石座神社遺跡で6基の煙道付炉穴が確認されている。また、萩平遺跡では遺物の出土地点ごとに石器の種類とその組み合わせが異なっている状況が判明した。そのため、明確な住居跡が確認されていないことから人々は定住していないにもかかわらず、萩平遺跡での石器の出土状況が長い年月の間に複数の集団が異なる時期に何度も訪れた場所であったことが推測された。縄文時代前期の頃は、この地が石器に関する重要な場所であったと考えられる。

中期になると、遺跡の分布が広がるとともにその数も増加し、人々は定住を始めるようになった。それは、東平遺跡(市132)や石座神社遺跡で確認された竪穴住居跡やまとまった量の遺物がその状況を示唆している。さらに、真向遺跡(市135)で祭祀に関する遺構や全国初の一本足の土偶が発見されたことから、晩期には新たな生活文化が出現したと考えられる。

【弥生時代】

弥生時代の遺跡は新城地区では30か所、鳳来地区は8か所、作手地区では5か所が知られ、遺跡の多くは豊川流域の河岸段丘面に分布のまとまりが認められる。この時代を代表する遺跡には新城地区で真向遺跡、松尾遺跡(市137)、南貝津遺跡、大入遺跡(市138)、神荒居遺跡(市146)、豊辺屋敷遺跡(市145)、鳳来地区では中平遺跡、榎下遺跡などがある。これら遺跡は縄文時代から継続する遺跡で、石包丁・石針・石劍など石器の種類や量も豊富になり、より一層人々の生活が豊かになり活発化したものと理解されている。

後半以降には集落跡や墳墓等も確認され、人々が集団で生活する「ムラ」が形成されるようになった。石座神社遺跡からは、大型の竪穴住居・掘立柱建物からなる集落の中心施

設やこれをとりまく約320棟の堅穴住居、破鏡を含む多種多様な金属製品が出土した。その結果、豊川中流域における弥生時代後期の拠点集落から古墳時代前期の首長居館への変化の過程を示す遺跡とされ、周辺遺跡を含めて金属製品の広範囲に及ぶ流通に関与した、重要な遺跡として高く評価されている。

【古墳時代】

市内にはおよそ180基の古墳が知られている。古墳の所在地は新城地区に限定され、そのほとんどは後期に比定される。

現存する古墳のうち最古級のものは、全長50mを測る「前方後方墳」の断上山10号墳（県11）である。これは石座神社遺跡が所在する丘陵地の南端部に位置し、4世紀前半頃の築造と考えられている。東三河地域に形成された前方後方墳の嚆矢として高く評価され、現在の市街地北東部付近一帯には弥生時代から続く一大拠点が形成されていた様子が分かる。



図2-11 断上山古墳10号墳

後期になると三河地域には直径が15m以下の小型の円墳からなる「群集墳」が集中的に築造されるようになる。新城市域では主に八名井・一鍬田、川田、大宮・須長の3地点に集中し、これらが地域支配の拠点エリアとみられる。また、円墳の立地状況、大きさや築造技法の違いなどから、同一古墳群の中でも複数の集団（グループ）が存在した可能性が指摘されている。さらに、八名井・旗頭山尾根古墳群（県10）は積石塚と土石混合墳からなる群集墳で、渡来系とみられる特殊な古墳群である。

一方で、集落遺跡については須恵器が採取された島貝津遺跡や前期に比定される堅穴住居が確認された石岸遺跡がある程度で、古墳時代の集落状況の解明はあまり進んでいない。

【古代（8～11世紀）】

現在の新城市域一帯は古代律令制下では三河国に属し、延喜3年（903）に宝飯郡から設楽郡が分かれた後は、設楽郡と八名郡の一部エリアに属した。

奈良～平安時代に比定される遺跡は新城地区13か所、鳳来地区3か所、作手地区1か所が知られている。新城地区的遺跡は須恵器などの遺物が表採された程度であるが、石座神社遺跡の所在地周辺に主に分布が認められる。この石座神社の創建年代は不明であるが、大宝3年（703）に神事が執り行われたという。また、『日本文徳天皇実録』の仁寿元年（851）の項に最初の記録が認められ、『延喜式』に当地域の唯一の式内社として記載されている。同一段丘面上にある石座神社遺跡や断上山古墳群の存在とあわせて弥生時代後期以降、この辺り一帯は継続的に地域の中心拠点であったと考えられる。

一方、寺院については古くは白鳳3年（675）に勅養寺、6世紀末～7世紀初頭に善福寺が、

さらに大宝年間(701～704)には鳳来寺や富賀寺がそれぞれ山岳地に開創されたことが伝えられる。鳳来寺ではその初期の寺院活動の実態は不明であるが、灰釉陶器の発見と伝来する金剛力士像によって10世紀代には伽藍が整い、活発な寺院活動が営まれていたものと捉えられている。同様に、富賀寺や大脇寺でも伝来する仏像によって平安時代末期には寺院の活動が行われていたと考えられている。

【中世（12世紀～15世紀）】

10世紀以降に活発化した鳳来寺の活動は、鳳来寺本堂の西側に所在する鏡岩下遺跡(市107)の発掘調査成果や文献史料等からその一端を垣間見ることができる。山岳信仰における修験道の靈山・聖地であった鳳来寺山では12世紀中葉から13世紀初頭にかけて経塚が造営された。ここでは12世紀中葉には鳳来寺が、後葉からは三河守護や設楽郡司などの有力者が経塚を造営したものと考えられる。13世紀以降は渥美窯等陶器の骨蔵器を用いた納骨や直接骨片を埋葬する中世墓となり、その後室町時代以降は鏡が埋納されるようになる。

鎌倉時代、三河守護職の安達盛長は三河七御堂の一つに数えられる常行堂を鳳来寺に建立したという。さらに、寛文6年(1666)成立の『三州鳳来寺記』には「源頼朝が諸堂建立や本尊安置、石段の寄進を行ったこと。応保3年(1163)～応永28年(1421)までの間、常行堂(阿弥陀堂)で頼朝の追善供養を執り行っていたこと。」の記述がある。また、巣山地内に伝来する鎌倉時代の作例とされる北条時頼坐像も注目される。これは鎌倉・明月院に残された塑像と特徴的な表現が共通しており、当地と鎌倉幕府との深い関係性を解明する上で重要な資料とされている。つまり、これらのことから源頼朝、鎌倉幕府、守護・郡司層と鳳来寺の間にはそれぞれ密接な関係性が推測される。

同様に、富賀寺には足利尊氏から賜ったという「絹本著色三千仏名宝塔図(国5)」が伝来していることから、室町時代でも幕府関係者と当地域との繋がりを知ることができる。このように、この時期は幕府関係者との繋がりを有していたことにこの地域の特色がある。

他方、一般民衆との関わりについての多くは不詳のままである。わずかに、鳳来寺山麓に広がる集落のひとつである「大野」では、「赤引糸」として有名な伊勢神宮に奉納する絹糸の生産が伝えられる程度である。この頃の土地利用については、市の北部域を占める設楽郡内には設楽荘が、南部域の八名郡には宇利荘の莊園が広がっていた。その中で、建久7年(1196)の『松尾社文書』から「設楽荘・設楽郷の莊園は京都・松尾神社領であった」ことが知られている。

【戦国時代（16世紀）】

室町時代の中でも特にこの時期は、本市の歴史を語る上で欠かすことが出来ない。



図2-12 鏡岩下遺跡出土品・土器類

12世紀以降、設楽郡内の設楽荘や富永荘では設楽氏や富永氏が、八名郡の宇利荘では西郷氏が管理すると同時に、地域を治めていたようである。その中で、戦国時代になると、この地域では田峯・菅沼氏、長篠・菅沼氏、作手・奥平氏が頭角を現すようになった。16世紀初頭にはこの3氏は「山家三方衆」と呼ばれる国衆となり、奥三河地域を治める中心的な役割を果たすまでに成長した。

15世紀末、遠江の今川氏が東三河地域に侵攻を開始すると、当地域は概ね今川方に属した。永禄3年(1560)、桶狭間の戦いで今川義元が討死すると、今度は松平(徳川)氏が勢力拡大のため西三河地域から東三河地域に侵攻を開始した。元亀元年(1570)、徳川氏と武田氏との関係が悪化した。元亀3年(1572)、山家三方衆は武田方に降り、この頃に武田信玄が作手に古宮城(市193)を築き、対徳川への拠点をこの地に構えたと考えられる。

元亀4年(1573)、信玄は野田城(市163)を攻め、落城させたがその直後、持病の悪化で病死したという。この混乱に乗じて、徳川家康は前年に武田方となっていた長篠城を手中に收めることに成功した。その結果、概ね現在の新城地区を中心とした範囲は徳川領となり、作手地域や鳳来地区のほとんどの範囲は武田領として、当地は勢力争いの狭間で分断される状況となった。また、当地域は東三河地域の山間地と平野部の境目に位置し、各要所へ通ずる交通の結節点として重要な場所であった。

このような状況下で、天正3年(1575)、長篠・設楽原の戦いが起こった。再び武田と徳川が争ったこの戦いで武田軍は壊滅的な敗戦となった。この翌年、城主の奥平信昌は長篠城(国1)を廃城にして、新たに新城の郷ヶ原に築いた新城城(市162)に居を移した。この頃、信昌は家康の長女 亀姫を娶った。その後は四男一女をもうけ、信昌の子どもらは家康の外孫として厚遇されたという。天正18年(1590)、家康の関東移封に伴い、奥平氏も上野国に領地を変えることになった。そのため、新城城には豊臣方 池田輝政の家臣片桐半右衛門が入城した。

【江戸時代】

江戸時代のこの地にはその初期に新城藩・作手藩が、幕末に半原藩がごく短い期間存在したのみで藩庁が置かれなかったことから、旗本領・寺社領・天領地などが大小様々に分割統治される状況であった。

慶安元年(1648)、江戸幕府3代将軍 徳川家光は三河国設楽郡の鳳来寺の伽藍修復とともにこの地に東照宮(国2)を建立することを決め、慶安4年(1651)に東照宮や鳳来寺仁王門が完成した。その後は、春日局が家綱の誕生を祈願して鳳来寺に参詣したことや多くの大名が参勤交代の途中で鳳来寺に参詣するようになった。併せて、薬師如来信仰による和鏡の奉納の最盛期を迎え、庶民による鳳来寺参詣で麓の集落とともに賑わいを見せるよう



図2-13 古宮城跡（両袖拝形の虎口）

なった。

また、16世紀末に片桐氏が入城した新城城は、慶長11年(1606)に水野分長らが39年間の間、在城した。慶安元年、野田城主の子孫にあたる菅沼定実がこれを踏襲する形で陣屋を構えた。この菅沼氏は旗本でも交代寄合の身分であったことから、陣屋及びその周辺地に地域の政治・文化の中心地が形成された。さらに、新城陣屋の北側に発展した町屋の中を伊那街道が通り、陣屋の南側を流れる豊川によって、陸運と水運を利用した「人と物資を行き交う」拠点が生まれることとなった。その結果、ここは「山湊馬浪」と呼ばれるほど繁栄を迎える、現在の市街地形成の基盤が生まれることとなった。

一方、16世紀末に廃城となった長篠城では、享保5年(1720)までは城跡地としてその縄張りが残されていたようである。それまで「古城藪」であったこの場所が、この時、「御林」に改められた。これ以降、長篠城跡の主郭などの平坦地は農地として利用され始めた。



図2-14 新城繁盛の図

【近代以降】

廃藩置県後、新城陣屋は解体され市域は豊橋県・半原県・伊那県などから額田県を経て、愛知県へと編入された。明治22年(1889)に町村制が施行され、現在の新城市域では明治22年に新城町、25年(1893)に大野町、27年(1895)に海老町が、町制へと移行し、明治39年(1907)には3町11村に統合された。

江戸時代に農地となつた長篠城跡では、明治20年代後半からさらに農地を拡大するため土壟を崩し、堀を埋め立てる造構破壊が進められた。この頃から、江戸時代から続く街道の伊那街道や別所街道の再整備、望月街道等の新道の建設が行われた。さらには、黄柳川にはコンクリートのアーチ橋として黄柳橋(国宝)が架けられ、当時の最先端技術を用いた工事も実施されている。このほか、林業等の産業や経済活動の活発化などによって、明治29年(1896)には大野銀行が建てられた。さらには豊川鉄道や鳳来寺鉄道などの鉄道建設も進められ、明治20年代から大正10年(1921)にかけて、近代化的波が当地にも及んだ。

その新たなものが生まれる一方で、これまでのものの保存も行われた。例えば、明治36年(1903)に陸軍参謀本部が『日本戦史』のひとつとして「長篠の戦い」を著し、その歴史的価値や重要性を世間に広めた。また、大正3年(1914)、愛知県が実施した調査で多くの名所・旧蹟が次第に埋もれていく現状を知った地域住民は、「長篠の戦い」を顕彰する団体を組織し、主要な戦跡に記念碑を建立する活動を実施した。この活動は、その後の史跡保存運動に大きな影響を及ぼした。大正10年の鳳来寺鉄道の建設計画において路線を変更させるなど、造構の破壊を最小限にいくつめられるよう地域住民の運動が起こった。また、国では史蹟名勝天然記念物保存法を制定し、愛知県は愛知県史蹟名勝天然記念物調査報告をまとめるなど、行政が城跡などの保護に乗り出すようになった。その中で、昭和4年(1929)に長篠城跡は国の史跡として指定された。



図 2-15 新城市的沿革

【現代】

昭和の大合併によって昭和30年代以降、「長篠城跡」は鳳来町に、「設楽原決戦場跡」(市187)は新城市に、「長篠城主奥平氏」に関する地域は作手村と各自治体に分かれて所在し、それぞれの地域で「長篠の戦い」に関する歴史的・郷土研究や観光開発が進められた。昭和39年(1964)、観光立町を掲げた鳳来町では歴史文化的な代表地として長篠城跡に「長篠城址史跡保存館」をオープンさせた。ここでは資料の保存と活用を行なながら、長篠城跡への来訪者に対して案内ガイドを行ってきた。さらには、観光振興のための集客イベントとして「長篠合戦のぼりまつり」を開催するようになった。

一方、平成2年(1990)、「設楽原決戦場跡」に「設楽原をまもる会」が発足すると、「長篠の戦い」を「長篠・設楽原の戦い」と呼称する運動も始められた。平成8年(1996)に新城市は設楽原歴史資料館を開館させた。さらに決戦場跡地に「馬防柵」を現地に一部再現し、「設楽原決戦場まつり」も開催するようになった。また、作手村でも「奥平氏の居城であった亀山城」で「古城まつり」を開催し、それぞれの市町村で戦国時代にスポットを当てた歴史の保存と活用に努めてきた。

平成17年(2005)10月、平成の大合併によって3市町村が合併して新たに新・新城市が誕生し、「長篠・設楽原の戦い」に関する戦跡遺構等が広がる地域が一つとなった。長篠・設楽原の戦い以後、440年以上が経過した今も地域住民の生活で身近な存在として、それら場所は守り伝えられてきた。近年の時代変化はよりかつてないほどに急速な進歩を迎えていく。少子高齢化対策や地域活性化の問題を抱えた本市において、その保存と活用の今後の在り方については市民の大きな関心と期待が寄せられている。

4-2 指定等文化財

市内には、国指定文化財14件、県指定文化財17件、市指定文化財221件、国登録有形文化財21件が所在している。

市を代表する文化財には、国指定では史跡長篠城跡のほか、建造物の東照宮、鳳来寺仁王門、望月家住宅、美術工芸品の絹本着色三千仏名宝塔図、無形民俗文化財の三河の田楽（鳳来寺田楽、黒沢田楽）、名勝の鳳来寺山や阿寺の七滝、天然記念物の甘泉寺コウヤマキや乳岩及び乳岩峠が知られている。また、長篠・設楽原の戦い関連の史跡では、長篠戦役設楽原決戦場跡、信玄塚や医王寺山武田勝頼本陣跡などがある。

表2-2 指定等文化財一覧

<国指定・登録>

指定等	種別	施	名	敷数、面積等	所在地	時期	所有者又は管理者	指定年月日
国指定文化財	史跡	1	長篠城跡	35,506.24af	長篠	戰國	新城市他	昭和40年12月17日
	建造物	2	東照宮	6種	門谷	江戸	東照宮	昭和28年11月14日
	3	鳳来寺仁王門	1種		門谷	江戸	鳳来寺	昭和28年11月14日
	4	望月家住宅	1種		黒田	江戸	望月暗惟	昭和49年2月5日
	5	絹本着色三千仏名宝塔図	1幅		中平利	疋曾	富賀寺	昭和60年8月28日
彌別	木造阿弥陀如来坐像	1躯	巖山		疋曾	無田神社	昭和59年6月11日	
	木造觀音菩薩坐像	1躯	巖山		疋曾	無田神社	昭和52年6月11日	
	木造薬師如来坐像	1躯	庭野		疋曾	林光寺（新城市）	昭和6年12月14日	
	8	三河の田楽	—	門谷	—	鳳来寺田楽保存会	昭和53年5月22日	
名勝	9	鳳来寺山	1,257.663af	門谷	七郷一色	—	鳳来寺田楽保存会	昭和6年7月31日
	10	阿寺の七滝	90,451.2af	下吉田	—	新城市	昭和1年1月22日	
天然記念物	11	黄瀬野つづり生地	20,120m ²	黄瀬野	—	新城市	昭和19年3月7日	
	12	甘泉寺のコウヤマキ	1樹	作十畠ヶ谷	—	甘泉寺	昭和47年5月26日	
	13	乳岩及び乳岩峠	153,100m ²	川合	—	新城市他	昭和41年1月22日	
	14	馬糞岩	450m ²	鹿岡	—	新城市	昭和40年5月1日	
	15	田黄柳橋	1基	龜本	大正7年 -1918	愛知縣	平成10年9月2日	
	16	瀧川家住宅土蔵	1棟	出武	文化11年 -1814	個人	平成17年2月28日	
	17	瀧川家住宅長屋門	1棟	出武	宝暦13年 -1763	個人	平成17年2月28日	
国登録文化財	18	瀧川家住宅側門	1棟	出武	大正5年 -1915	個人	平成17年2月28日	
	19	田代野銀行（大野宿鳳来館）本館	1棟	大野	大正14年 -1925	法人	平成21年1月8日	
	20	田代野銀行（大野宿鳳来館）土蔵	1棟	大野	明治10年 -1877	法人	平成21年1月8日	
	21	龍泉寺本堂	1棟	出武	文政3年 -1820	法人	平成25年12月24日	
	22	龍泉寺開山堂及び碑	1棟	出武	昭和6年 -1931	法人	平成25年12月24日	
	23	龍泉寺鐘堂及び御茶室	1棟	出武	昭和10年 -1932	法人	平成25年12月24日	
	24	龍泉寺庫裏	1棟	出武	天保14年 -1833	法人	平成25年12月24日	
	25	龍泉寺鐘樓	1棟	出武	昭和30年 -1955	法人	平成25年12月24日	
	26	八平神社本殿	1棟	出武	元禄13年 -1700	法人	平成25年12月24日	
	27	八平神社玉垣	1棟	出武	大正2年 -1913	法人	平成25年12月24日	
	28	瀧神社本殿	1棟	大海	江戸中期	法人	平成25年12月24日	
	29	田代野亭水	1棟	大野	大正後期	法人	平成27年8月4日	
	30	永住寺本堂	1棟	西野	天保20年 -1839	法人	令和元年12月5日	
	31	永住寺開山堂及び碑	1棟	西野	明治26年 -1893	法人	令和元年12月5日	
	32	永住寺庫裏及び書院	1棟	西野	文政2年 -1819	法人	令和元年12月5日	
	33	永住寺御堂	1棟	西野	享保2年 -1727	法人	令和元年12月5日	
	34	永住寺廃堂	1棟	西野	享保1年 -1726	法人	令和元年12月5日	
	35	永住寺經藏	1棟	西野	江戸末期	法人	令和元年12月5日	

<県指定>

指定等	種別	施	名	員数、面積等	所在地	時期	所有者又は管理者	指定年月日
県指定文化財 彌勒	絵画	1	甘泉寺の涅槃図	1枚	作手朝ヶ谷	宝町	甘泉寺	昭和47年6月7日
	彌勒	2	木造十一面観音立像	1躯	杉山	建倉	正貴寺	昭和32年1月12日
	彌勒	3	木造不動明王立像	1躯	栗山	建倉	鶴野神社	昭和53年3月15日
	彌勒	4	木造毘沙門天懸佛	3面	栗山	建倉	鶴野神社	昭和54年3月22日
無形民俗文化財	無形民俗文化財	5	信太原の火おんどり	—	竹広	—	火おんどり保存会	昭和40年5月21日
	無形民俗文化財	6	美本万灯	—	美本	—	美本万灯保存会	昭和51年7月14日
	無形民俗文化財	7	南説教のほうか	—	大海	大海	大海放下保存会	
	無形民俗文化財				御祖	—	登善和尚(布祖)	
	無形民俗文化財				一色	—	一色念佛放下保存会	
	無形民俗文化財				電潮	—	電潮放下保存会	昭和58年9月14日
	無形民俗文化財				源氏	—	源氏放下保存会	
	無形民俗文化財				名号	—	名号放下保存会	
史跡	史跡	8	説教のしかうら行事	—	能登洲	—	能登洲区	昭和58年3月7日
	史跡	9	平字城跡	—	中宇利	中宇利区		昭和32年9月6日
	史跡	10	鹿瀬山尾根古墳群	24基	八名井	古墳	八名井区	昭和53年5月29日
	史跡	11	海上山古墳9・10号墳	2基	大宮	古墳	新城市・個人	昭和53年10月16日
	名勝	12	廣心寺庭園	1,142.77m ²	下吉田	宝町	廣心寺	昭和49年7月3日
	天然記念物	13	寶山のイヌツヅ	1樹	作手溝添	—	個人	昭和29年2月5日
	天然記念物	14	みどりダラシの生地	330 m ²	川合	—	新城市	昭和30年5月6日
名勝	名勝	15	ねずみの森	1本	門谷	—	新城市	昭和30年7月1日
	名勝	16	黄ノ山崖原	44,084.23m ²	作手沿波	—	新城市	昭和48年11月26日
	名勝	17	中平利丸山の蛇紋岩壁生	72,911m ²	中宇利	—	中宇利区	昭和55年2月12日

<市指定>

指定等	種別	施	名	員数、面積等	所在地	時期	所有者又は管理者	指定年月日	
市指定文化財 (建造物)	建造物	1	宝舞台	1棟	宮ノ後	JCT	富永神社	昭和33年4月1日	
	建造物	2	圓光寺の山門	1棟	下吉田	JCT	圓光寺	昭和46年6月12日	
	建造物	3	東福堂	1棟	鶴野	JCT	東福堂又は大屋組	昭和53年11月22日	
	建造物	4	石室宝塔伝太田衛中守墓	1基	門谷	JCT	個人	昭和59年7月11日	
	建造物	5	延慶院民家	1棟	鶴野	JCT	明治	新城市	昭和60年5月31日
	建造物	6	周昌院の山門	1棟	熱・老勢	JCT	周昌院	昭和63年3月9日	
	建造物	7	庄内天社社本殿	1棟	長篠	JCT	長篠	平成4年3月18日	
	建造物	8	田代来町消防組第7分組第2部所	1棟	川合	大正	川合区	平成13年6月8日	
市指定文化財 (美術工芸品)	絵画	9	大面白雪像	1幅	竹広	JCT	新城市	昭和33年4月1日	
	絵画	10	島田勝橋襯襍の図	1幅	有海	—	新昌寺	昭和33年4月1日	
	絵画	11	紙本淡彩 四季山水譜(横井金谷集)	12面	中宇利	JCT	富賀貞	昭和53年11月22日	
	絵画	12	紙本淡彩 山水圖(豊谷集)	4幅	中宇利	文政5	富賀貞	平成30年3月22日	
	絵画	13	紙本著色 勇蔵十六羅漢圖	1幅	中宇利	蜜町	富賀貞	平成30年3月22日	
	絵画	14	紙本淡彩 来福天神圖	1幅	中宇利	蜜町	富賀貞	平成30年3月22日	
	彌勒	15	木造十一面觀音立像	1躯	榎本	—	金寺	昭和33年4月1日	
	彌勒	16	木造十一面觀音立像	1躯	八名井	平家	八名井区	昭和33年4月1日	
彌勒	彌勒	17	木造大日如來坐像	1躯	八名井	JCT	八名井区	昭和33年4月1日	
	彌勒	18	木造子安觀音立像	1躯	市川	JCT	藏傳寺	昭和33年4月1日	
	彌勒	19	木造十一面觀音立像	1躯	日吉	JCT	電気区上郷・上ノ原組	昭和33年4月1日	
	彌勒	20	石造庚申碑	1躯	北畠	JCT	庚申寺	昭和33年4月1日	
	彌勒	21	木造神馬	1躯	大宮	JCT	石屋神社	昭和33年4月1日	
	彌勒	22	石造閻魔大王	1躯	竹広	JCT	竹広区	昭和33年4月1日	
	彌勒	23	木造魚板	1躯	川路	JCT	勝壽寺	昭和33年4月1日	
	彌勒	24	木造菩薩	4点	吉川	宝町	日吉神社	昭和33年4月1日	
	彌勒	25	山寺の寢鏡台	1躯	副川	—	副川区	昭和37年8月1日	
	彌勒	26	石造脣齒度母坐像	1躯	竹広	—	個人	昭和38年1月1日	
	彌勒	27	木造阿弥陀坐像	1躯	黒田	平安末期	黒田区	昭和38年1月1日	
	彌勒	28	木造藏善菩薩坐像	1躯	黒永	建倉	瑞福寺	昭和41年3月8日	
	彌勒	29	南光天立像	1躯	栗山	—	鶴野神社	昭和48年10月22日	
	彌勒	30	南光天立像	1躯	栗山	—	鶴野神社	昭和48年10月22日	
	彌勒	31	庄内天立像	1躯	栗山	—	鶴野神社	昭和48年10月22日	
	彌勒	32	多聞天立像	1躯	栗山	—	鶴野神社	昭和48年10月22日	

指定等	種別	地	名稱	貢數、面積等	所在地	時期	所蔵者又は管理者	指定年月日
市指定文化財 (美術工芸品)	彌縫	33 制作油蜜子立像	1軒	黒山	縫合	熊野神社	昭和68年10月22日	
		34 白衣觀音像(空室)	1軒	黒山	江戸	熊野神社	昭和68年10月22日	
		35 朝大	1対	黒山	—	熊野神社	昭和68年10月22日	
		36 北条時頼座像	1軒	黒山	—	熊野神社	昭和68年10月22日	
		37 仁王像	2軒	門谷	江戸	風来寺	平成1年2月28日	
		38 木造阿弥陀如來坐像	1軒	西谷	江戸	大代・大林・吉野組	平成9年2月28日	
		39 金剛力士像(海壽寺の仁王像)	2軒	作手清岳	—	海壽寺	平成9年1月1日	
		40 阿弥陀如來坐像	1軒	下吉田	平安	圓光寺	平成11年10月12日	
		41 石造十二神侍像(含石造彌勒三尊像)	15軒	門谷	—	個人	平成12年3月21日	
		42 木造金剛力士像(阿形・吽形)	2軒	中宇利	平安	延賀寺	平成16年1月16日	
		43 木造不動明王立像	1軒	中宇利	平安	延賀寺	平成16年9月16日	
		44 木造諸身佛	2軒	門谷	江戸	東照宮	平成26年7月24日	
		45 木造獅子・狛犬像	1対	門谷	江戸	東照宮	平成26年7月24日	
		46 木造牛頭天王立像	1軒	長堀	平安末	延永神社	令和元年11月14日	
		47 銀鏡束・懸垂	—	東町	江戸	新城市能楽社	昭和33年4月1日	
		48 携口	1口	歩倉	東町	阿弥陀堂	昭和33年4月1日	
		49 唐の頭	1点	八名井	戰国	個人	昭和36年1月31日	
		50 旗籠	1点	御野	東町	永住寺	昭和39年5月9日	
		51 烹鑑	1丁	百人前	戰国	宗猷寺	昭和39年5月9日	
		52 梁鍔	1口	兵老勢	江戸	同昌院	昭和46年5月12日	
美術品	彌縫	53 大田白雪自筆著書	19冊	竹広	江戸	新城市	昭和33年4月1日	
		54 大田白雪自筆著書	6冊	町並	江戸	個人	昭和33年4月1日	
		55 大田白雪「きれぎれ」	1冊	細野	江戸	個人	昭和33年12月1日	
		56 大田白雪「三河小町」	2冊	日吉	江戸	個人	昭和41年3月8日	
		57 大般若経	600巻	大宮	江戸	般若寺	昭和43年2月12日	
		58 大般若波羅密多羅經	200巻	布里	江戸	普賢院	昭和48年10月22日	
		59 佛運寺の宝写経	55点	名船	平安地	佛運寺	昭和63年3月9日	
		60 船長日記	3巻	宮ノ前	江戸	宗猷寺	昭和63年8月19日	
		61 大般若波羅密多羅經	3巻	中宇利	縫合・ 栗原	延賀寺	平成30年3月22日	
			附1巻	栗原	—	—	—	
古文書	彌縫	62 今川義元跋文	2通	中宇利	戰国	延賀寺	昭和33年4月1日	
		63 今川氏真跋文	2通	中宇利	戰国	延賀寺	昭和33年4月1日	
		64 朱印状	12通	中宇利	江戸	延賀寺	昭和33年4月1日	
		65 朱印状	9通	富永	江戸	増福寺	昭和33年4月1日	
		66 黒印状	1通	矢張	江戸	勤善寺	昭和33年4月1日	
		67 貴府家家譜	1巻	宮ノ前	江戸	宗猷寺	昭和33年4月1日	
		68 幕長9年桜池板	1冊	大宮	江戸	大宮区	昭和33年4月1日	
		69 年貢割付(慶長・元和)	3通	富永	江戸	個人	昭和33年4月1日	
		70 代官貢合	1通	富永	江戸	個人	昭和33年4月1日	
		71 政策家条目	1通	富永	江戸	個人	昭和33年4月1日	
		72 摂津山論著類	3枚	町並	江戸他	新城市・資料室	昭和33年4月1日	
		73 摂津山論著類証文	2通	町並	江戸	新城市・資料室	昭和33年4月1日	
		74 年貢割付(慶長・元和)	10通	日吉	江戸	鳥原区	昭和35年12月1日	
		75 桜長9年桜池板(杉山村)	5冊	竹広	江戸	新城市・個人	昭和35年12月1日	
		76 桜長9年桜池板	1冊	穂波	江戸	穂波区	昭和35年12月1日	
		77 桜長9年桜池板	1冊	鳥原	江戸	鳥原区	昭和35年12月1日	
		78 桜長9年桜池板	2冊	矢張	江戸	矢張区	昭和35年12月1日	
		79 桜長9年桜池板	1冊	上平舟	江戸	上平舟区	昭和35年12月1日	
		80 桜長9年桜池板	1冊	平舟	江戸	平舟区	昭和35年12月1日	
		81 桜長9年桜池板	2冊	吉川	江戸	吉川区	昭和35年12月1日	
		82 桜長9年桜池板	1冊	富岡	江戸	富岡東部区	昭和35年12月1日	
		83 桜長9年桜池板(新城市)	1冊	竹広	江戸	新城市	昭和41年3月8日	
		84 桜長9年桜池板	1冊	片山	江戸	片山区	昭和41年3月8日	
		85 桜長9年桜池板	1冊	櫻定	江戸	櫻定区	昭和41年3月8日	
		86 桜長9年桜池板	1冊	臼子	江戸	臼子区	昭和41年3月8日	
		87 桜長9年桜池板	1冊	今出平	江戸	今出平区	昭和41年3月8日	
		88 桜長9年桜池板	1冊	大湖	江戸	諏訪区	昭和41年3月8日	
		89 桜長9年桜池板	1冊	諏訪河原	江戸	諏訪区	昭和41年3月8日	
		90 桜長9年桜池板	1冊	福木	江戸	福木区	昭和41年3月8日	
		91 桜長9年桜池板	1冊	段善市	江戸	個人	昭和41年3月8日	
		92 桜長9年桜池板	1冊	大宮常仙	江戸	大宮常仙組	昭和41年3月8日	

指定等	種別	地名	名称	員数、面積等	所在地	時期	所有者又は管理者	指定年月日
市指定文化財 (美術工芸品)	古文書	93	慶長9年植地帳	1冊	牛舎	江戸	牛舎区	昭和41年3月8日
		94	慶長9年植地帳	1冊	栗原	江戸	栗原区	昭和41年3月8日
		95	慶長9年植地帳	1冊	大海	江戸	大海区	昭和41年3月8日
		96	今川義元跋文	1通	栗原	駿府	永住寺	昭和51年12月21日
		97	墨印狀	1通	中守利	江戸	恩賜寺	昭和51年12月21日
		98	天正18年植地帳	2冊	横川	駿府	横川区	平成2年10月24日
		99	耕帳書留帳(町役場記)	64冊	町並	江戸他	新城市	平成16年9月16日
		100	大ノ木家勘定遺跡出土品	一括	竹広	古墳	新城市・東郷小学校	昭和35年12月1日
		101	斯白山古墳他古墳出土品	一括	竹広	古墳	新城市・東郷小学校	昭和35年12月1日
市指定文化財 (無形文化財)	考古資料	102	大原古墳群出土品	一括	寒闌	古墳	新城市・八名小学校	昭和35年12月1日
		103	川田原、鶴定古墳群出土品	一括	杉山	古墳	新城市・王子小学校	昭和35年12月1日
		104	神荒屋・川田大弥生遺跡出土品	一括	庭野	古墳	新城市・庭野小学校	昭和35年12月1日
		105	中守利中里墓地出土品	4点	町並	—	新城市	昭和35年12月1日
		106	新平遺跡出土品	一括	町並	調査	新城市・資料室	昭和45年9月23日
		107	越前山古墳出土品	194点	門谷	平安丸周 ～江戸	風安寺	平成29年9月23日
		108	苦闘井堀引船塚 附：井堀御詔勅簡便文書	1点	栗原	栗原	栗原・小川組	平成16年12月21日
		109	祭札	—	本町	—	新城市美術社	昭和33年4月1日
		110	立物花火	—	更新町	—	立物花火保存会	昭和36年1月31日
市指定文化財 (民俗文化財)	工芸技術	111	風呂糸の手製作	1	門谷	—	個人	平成22年8月26日
		112	石座石	1体	栗原	原始	個人	昭和33年1月1日
		113	服部神社伝来赤羽根系関係遺物	5点	大野	—	大野神社	昭和33年4月25日
		114	袖り人形衣装	65点	上吉田	江戸	大富神社	昭和39年5月29日
		115	石座石	1体	大宮	弥生	石座神社	昭和43年2月12日
		116	小領の才の神	1体	小領	江戸	小領区	昭和46年2月19日
		117	荻野家住宅	1棟	七尋一色	江戸	個人	平成21年10月23日
		118	音賀院十三所觀音像の額	36面	都原	江戸	音賀院	平成4年3月18日
		119	山ノ神社古い	—	小領	—	小領区	昭和33年4月1日
市指定文化財 (民俗文化財)	有形民俗 文化財	120	織づる万灯	—	市川	—	織づる万灯保存会	昭和33年4月1日
		121	源来寺地区はねこみ	—	大輪・恩忍	—	若瀬会	昭和34年8月25日
		122	南老地区はねこみ	—	門谷	—	南老地区	昭和34年8月25日
		123	名道神楽	—	名越	明治	名越区	昭和37年8月1日
		124	天王祭	—	一綱田	—	天王祭保存会	昭和51年12月21日
		125	お練り唄と神代おどり	—	作手原田	田原の白島神社	昭和55年3月28日	
		126	三番叟	—	作手原田	田原の白島神社	昭和55年3月28日	
		127	大室神社奉事神事	—	上吉田	—	大室神社	昭和57年11月5日
		128	十二所神社の神龜(獣子神龜)	—	作手高里	—	長者平神楽団保存会	平成9年5月1日
市指定文化財 (記念物)	史跡	129	新城敷道	—	片山	—	新城敷道保存会	平成9年9月22日
		130	上ノ平跡	—	有海宇太郎田	調査	個人	昭和33年1月1日
		131	篠原遺跡	—	有海宇蘇原	土地改良により開墾 直	昭和33年4月1日	
		132	東平跡跡	—	豊榮宇東平	調査	個人	昭和33年4月1日
		133	計賀地遺跡	—	豊榮宇計賀地	調査他	三河カントリークラブ	昭和33年4月1日
		134	黑瀬遺跡	—	大海字黒瀬	調査	個人	昭和33年4月1日
		135	真向遺跡	—	豊榮字真向	調査	建設業・個人	昭和33年4月1日
		136	大ノ木遺跡	—	大宮字平田	調査他	愛知県・個人他	昭和33年4月1日
		137	松尾遺跡	—	富永字松尾	調査	個人	昭和33年4月1日
		138	大入遺跡	—	日吉字大入	調査	個人	昭和33年4月1日
		139	中貫津遺跡	—	大海字中貫津	弥生	個人	昭和33年4月1日
		140	八側遺跡	—	大宮字下馬場	弥生	新城市・(旧)内務 省・個人	昭和33年4月1日
		141	南貫津遺跡	—	大宮字南貫津	弥生他	個人	昭和33年4月1日
		142	タイカ遺跡	—	上平字タイカ	弥生他	愛知県経済農業協同 組合連合会	昭和33年4月1日
		143	上ノ川遺跡	—	矢張字上ノ川	弥生他	新城市・ 八幡神社	昭和33年4月1日
		144	神田遺跡	—	神田字神田	弥生	個人	昭和33年4月1日
		145	豊辺遺跡	—	八名井豊辺原敷	調査	個人	昭和33年4月1日
		146	神荒居遺跡	—	庭野字神荒居	調査	個人	昭和33年4月1日
		147	斯上山古墳1から8号	8基	大宮字鹿座神社	古墳	愛知県・ 鹿座神社他	昭和33年4月1日

指定等	種別	地名	面積等	所在地	時期	所轄者又は管理者	指定年月日
市指定文化財 (記念物)	史跡	148 茅山古墳	3基	牛音字城山	古墳	個人	昭和33年4月1日
		149 萩平古墳	4基	川路字萩平	古墳	新城市	昭和33年4月1日
		150 銀長古墳	10基	銀長字道久保	古墳	個人	昭和33年4月1日
		151 本並古墳	1基	矢部字本並	古墳	個人	昭和33年4月1日
		152 竜塚古墳	3基	利山字行時	古墳	個人	昭和33年4月1日
		153 麦井古墳	1基	利山荒井	古墳	豊橋鉄道(株)	昭和33年4月1日
		154 川田原古墳群	34基	川田原字本宮瀬	古墳	新城市・個人他	昭和33年4月1日
		155 鶴野古墳	3基	鶴野	古墳	鶴野神社	昭和33年4月1日
		156 摩訓戸古墳群	15基	一郷田	古墳	新城市・個人	昭和33年4月1日
		157 須変塚古墳	1基	一郷田字実路	古墳	建設省・個人	昭和33年4月1日
		158 夜泣石古墳	2基	富貴垂石	古墳	富岡西部区	昭和33年4月1日
		159 地藏山古墳	6基	八名井字上地原敷	古墳	個人	昭和33年4月1日
		160 中字利古墳	1基	中字利字曾根	古墳	中字利区	昭和33年4月1日
		161 久下城跡	—	久下字久下	東町	勤農寺・個人	昭和33年4月1日
		162 新城城跡	—	西人船	帆園地区	新城市	昭和33年4月1日
		163 野田城跡	—	島島	帆園	個人	昭和33年4月1日
		164 大野田城跡	—	野田	江戸	中市櫛縄・ 津島神社・個人	昭和33年4月1日
		165 石田城跡	—	石田	帆園	建設省・個人	昭和33年4月1日
		166 通日記跡	—	杉山	帆園	横浜ゴム(株)	昭和33年4月1日
		167 雄城城跡	—	村山字福城	帆園他	個人	昭和33年4月1日
		168 大谷城跡	—	上大谷字大谷	帆園	個人	昭和33年4月1日
		169 魔城跡	—	上平井四ノ平	帆園	愛知県・個人他	昭和33年4月1日
		170 東迎松城跡	—	富貴屋彌敷	帆園	ごんだ(株)・個人	昭和33年4月1日
		171 岩広城跡	—	岩尻破城	帆園	個人	昭和33年4月1日
		172 川路城跡	—	川路字市場	帆園	個人	昭和33年4月1日
		173 小川路城跡	—	川路	帆園	新城市・個人	昭和33年4月1日
		174 雄城城跡	—	川路字雄城	帆園	個人	昭和33年4月1日
		175 信玄塚	—	竹広	帆園	新城市・ 信玄公墓地	昭和33年4月1日
		176 雄狹橋跡	—	大堀	明治	龍神社	昭和33年4月1日
		177 佐喜匂跡	1基	佐喜	江戸	庚申寺	昭和33年4月1日
		178 鳥田氏陣用跡	—	野田字西野	江戸他	個人	昭和38年1月1日
		179 幸原豪跡	—	幸原字大原敷	江戸他	個人	昭和38年1月1日
		180 比丘尼跡	—	中宇利	—	中宇利区 中宇利財産区 中部電力(株)・ 個人	昭和38年1月1日
		181 五葉城跡	—	富岡南川	帆園	富岡財産区	昭和38年1月1日
		182 枝高道跡	—	川路字萩平	石器	個人	昭和38年1月1日
		183 新城古跡跡	—	石臼字万福	帆園	鷹林住居者・個人	昭和43年2月12日
		184 桜木城跡	2,758㎡	下平田	江戸	個人	昭和46年6月12日
		185 馬場美濃守信房の墓	60㎡	長森	明治	個人	昭和46年6月12日
		186 長森	—	長森	江戸	個人	昭和46年6月12日
		187 長指役役政奈良府戰塚跡	—	竹危庵4地区	帆園	新城市・個人他	昭和47年3月1日
		188 延喜寺中世墓地	—	中宇利	総合	中宇利区共有地	昭和53年11月22日
		189 吉永寺跡	—	細木	東町他	長全寺	昭和53年11月22日
		190 今永寺跡	—	八名井字今永	東町	個人	昭和53年11月22日
		191 亦谷中世墓地	373,245㎡	出字字亦谷	江戸	個人	昭和53年11月22日
		192 医王寺山武田勝頼本陣跡	3,109㎡	長森	帆園	医王寺	平成4年7月13日
		193 古宮城跡	16,775.81㎡	作手清岳宇官山	帆園	新城市・ 個人ほか	平成30年9月27日
市指定 天然記念物	天然記念物	194 鳴沢の麗	—	作手守義	—	國	昭和32年6月1日
		195 桜泡	—	桜泡	—	新城市他	昭和33年4月1日
		196 黒鹿	—	出沢	—	山沢、横川区	昭和33年4月1日
		197 墓賀寺庭園	768.2㎡	中宇利	—	墓賀寺	昭和61年6月6日
		198 古宮の大ヒノキ	1本	作手清岳	—	鳴沢の白鳥神社	昭和32年6月1日
		199 白鳥神社の大スギ	1本	作手白鳥	—	白鳥神社総社	昭和32年6月1日
		200 子産のヒイラギ	1本	作手中岡内	—	個人	昭和32年6月1日
市選定文化財 (記念物)		201 大クヌ	1本	日吉	—	日吉神社	昭和33年4月1日
		202 黄銅石	—	中宇利	—	雨生山	昭和33年4月1日
		203 黄柳野かやの木	1本	黄柳野	—	個人	昭和34年8月25日
		204 若宮社の杉	1本	門谷	—	若宮神社	昭和35年6月29日

指定等	種別	番号	名称	員数、面積等	所在地	時期	所有者又は管理者	指定月日
市指定文化財 (記念物)	天然記念物	203	島田のかやの木	1本	愛郷	—	個人	昭和35年6月29日
		204	ムクの木	1本	庭野	—	新城市	昭和35年12月1日
		207	池場のけやき	1本	池場	—	池之神社	昭和46年6月12日
		208	ヒメハルゼミ	—	大宮	—	石塚神社他	昭和58年3月19日
		209	伊津呂のムクヤシウマツガキ	1本	作手保永	—	個人	昭和58年8月1日
		210	コウヤマキの自生地	4,860m ²	作手田原	—	個人	昭和58年8月1日
		211	赤根根のヒヌシナシ	1本	作手高松	—	日在寺	昭和58年8月1日
		212	梅木のヒイラギ	1本	作手高木	—	個人	昭和58年8月1日
		213	中間内のフグガキ	1本	作手西内	—	個人	昭和58年8月1日
		214	普通侍のボダイジュ	1本	作手清田	—	善福寺	昭和58年8月17日
		215	陳子岩苔類	7,138m ²	川合	—	国有林	昭和29年3月10日
		216	芋守	1本	平井	—	八幡神社	平成6年9月1日
		217	田代地の神の森林	142m ²	作手田代	—	個人	平成6年5月1日
		218	クロツバメジミ自生地	—	七郷一色	—	新城市他	平成11年10月12日
		219	右衛門ミカワバイケイソウ自生地	—	有海	—	個人	平成13年4月22日
		220	中央構造軸長篠道路	—	長篠	—	個人	平成19年4月23日
		221	尾代のオハツキイチヨウ	1本	作手保永	—	尾代区	平成22年8月26日

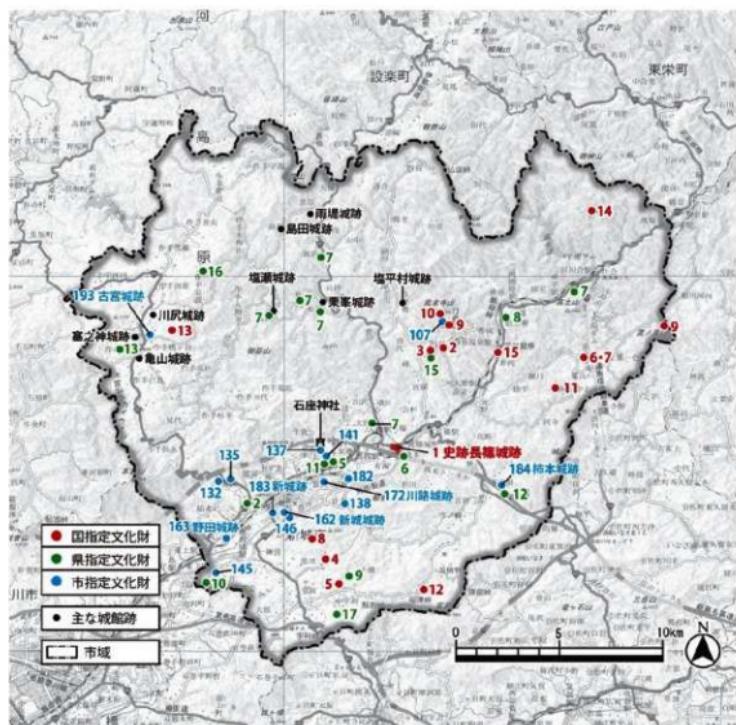


図 2-16 指定等主要文化財分布図(国・県指定等) 岩国中の番号は指定文化財一覧と対応
(国土地理院発行の 20 万分 1 地形図を加工して作成)

第5節 長篠・設楽原の戦い関連資源等

「長篠・設楽原の戦い」関連地は、長篠城攻防関連地と設楽原決戦場関連地からなる。下表には、特に史跡指定地と密接にかかわる「長篠城攻防関連地」の概要を示す。

表2-3 長篠城攻防関連地

名 称	概 要
武田勝頼本陣跡 (市指定史跡)	<p>武田勝頼が長篠城攻めの際に築いた陣跡。長篠城の北1km地点の医王寺の裏山の標高120mの丘陵先端部にある。武田勝頼、武田信友ら本軍3,000人、後方に甘利信康、小山田信茂、跡部勝資らが陣を配置したという。長篠城はもとより長篠城包囲における武田軍の各陣をくまなく展望することができる。さらに豊川下流方向からの長篠救援の軍が近づくことも視野に入れるなど、長篠包囲の拠点であり、救援軍を迎へ討つ拠点として家康との対決を視野に入れて選ばれたとみられる。山頂にある3つの曲輪には虎口、堅堀、切岸造構などが良好に残る。武田勝頼の本陣として入念に縄張りが構築され、天正3年に限定される陣城でもあることなどから市の史跡に指定されている。</p> <p>現在、中央の曲輪には物見櫓状の展望台が設置され、長篠城跡周辺を一望できる。医王寺は永正11年(1514)の創建。大正3年(1914)に長篠古戦場顕彰会が建立した石標(以下「大正3年石標」)もある。</p>
乗本五砦 鳶ヶ巣山砦 姥ヶ懐砦 君ヶ臥床砦 久間山砦 中山砦 (埋蔵文化財)	<p>武田軍による長篠城包囲網を形成した5つの砦跡(比定地)。長篠城と宇連川を挟んだ東～南方向の乗本の丘陵にある。</p> <p>鳶ヶ巣山砦：長篠城の真東600m程の長篠城を間近に見下ろす標高140m程の地にある。武田信実250騎、小宮山信近250騎の軍が配置されたとされる。山頂は金比羅神社や大正3年(1914)の石標などがある。最高所一帯は樹林地となっているが、西方の畑地からは長篠城跡を眼下に望むことができる。</p> <p>姥ヶ懐砦：長篠城の東約700mの標高120m程の尾根の先端部に比定地がある。三枝守友、同弟守義、同守光、草薙隼人助、宍戸大膳ら350騎が配置されたとされる。大正3年(1914)の石標がある。</p> <p>君ヶ臥床砦：長篠城の東約1km地点の標高190mほどの山頂部に比定地がある。和田信業、長竹昌基、反町大膳ら300騎の軍が配置されたとされる。西方に長篠城跡から豊川下流右岸地域を遙かに展望できる。大正3年石標がある。</p> <p>久間山砦：長篠城の南700m地点の山に比定地がある。和氣宗勝、大戸直光、倉賀野秀景、原胤成ら300余騎、野洲浪人組300余人の軍が配置されたという。これより前の天正元年(1572)に、家康が長篠城を奪回した時に中山とともに付城を築いたとされている。</p>

	中山砦 ：長篠城の南東約500mの標高110mほどの丘陵の先端部にある。五味貞氏・飯尾助友・飯尾祐国・名和田晴継・名和無理之助ら240騎が配置されたという。これより前の天正元年(1572)に、家康が長篠城を奪回した時に久間山とともに付城を築いたとされている。新東名高速道路の建設に伴い平成22年(2010)に発掘調査が実施され記録保存された。検出された遺構は砦がある丘陵の東から土壘と堀切、井戸、土橋、平場などで、16世紀末頃の類例がある鉄製鐵(矢じり)が出土している。
大通寺陣地跡 (埋蔵文化財)	長篠城の北側に隣接する。大通寺は医王寺末寺で、天文8年(1539)の創建。 武田軍長篠城包囲陣の一つ。武田信豊、馬場信春、小山田昌行ら2,000人の軍が配置されたという。中腹の墓地からは長篠城跡を間近に望むことができる。寺の裏に馬場信春等家臣が設楽原決戦を前に水杯を交わしたという井戸があり、傍らには盃井碑が立つ。
水上山(天神山) 陣地跡 (埋蔵文化財)	長篠城の北方700m程の低丘陵に比定地がある。元禄年間に荏柄天神社が遷座され、以来天神山と呼ばれている。武田軍長篠城包囲陣の一つ。一条信龍、真田信綱、真田昌輝、土屋昌次ら2,500人の軍が配置されたという。
鳥居強右衛門磔死の地	長篠城の対岸にある。長篠の戦いの際に城から脱出し徳川軍に援軍を要請し武田軍に処刑された強右衛門が磔にされた地といわれている。大正2年(1913)建立の石碑がある。現在の石碑の位置(有海字篠原36-1)は昭和43年(1969)に移されたもので、当初の建立時は字篠原38-9にあった。現在河川沿い一带は樹林地となり対岸の長篠城跡を見通すことはできない。400mほど西に強右衛門の墓(宝暦13年(1763)建立の墓碑)のある新昌寺がある。
蟻塚 (市指定史跡)	長篠城跡北西約300m地点の大手門跡比定地付近にある「蟻封塔」と刻まれた石碑で安永年間の建立。長篠の戦いの時の戦死者を埋葬した塚とされている。伝説では蟻の大群が発生して付近の住民を悩ませたために、医王寺の住職に頼んで戦死者を供養して蟻封じをしたという。
馬場美濃守信房の墓 (市指定史跡)	長篠城跡の西約500m地点にある。武田家3代に仕えた筆頭家老の墓。信房は勝頼を守って殿をつとめ戦死したとされる。自然石の墓とその傍らに明治24年(1891)建立の「馬場信房殿戦忠死之碑」と刻まれた石碑が立つ。
長篠合戦のぼりまつり	毎年5月5日に長篠城跡で開催される観光型のイベント。戦国時代を題材とした武者行列、火縄銃演武などが開催される。

[長篠城攻防地関連資源の写真]



図2-17 医王寺山武田勝頼本陣跡
医王寺裏山に勝頼の陣所が置かれた



図2-18 鳥居強右衛門墓（徳川方）
長篠城から援軍要請に岡崎に向かった



図2-19 中山砦跡（武田方）
長篠城の東方山地に築かれた五砦の1つ



図2-20 大通寺・別れの杯戸（武田方）
設楽原決戦の前、武田の将が水杯を交わした場所



図2-21 長篠合戦のぼりまつり
長篠城跡で行われるイベント



図2-22 豊川と宇連川の合流地点（長篠城跡）
長篠城跡の自然要害となる2川の自然景観

前述した長篠城攻防関連地以外にも、史跡長篠城跡の周辺地には、「設楽原決戦」に係わる戦跡遺跡、顕彰碑等の文化財や、資料館、関連行事の開催地などが広範囲にわたって所在している。

[設楽原決戦関連資源の写真]



図2-23 織田信長戦地本陣跡（織田・徳川方）
設楽原決戦時に信長本陣が置かれた



図2-24 決戦場・馬防柵再現地（織田・徳川方）
火縄銃を多量に使用した決戦場跡



図2-25 信玄塚・大塚（武田方）
長篠・設楽原の戦いの戦死者を祀る塚



図2-26 設楽原決戦場まつり
決戦場跡地で毎年7月に開催されるイベント



図2-27 竹広の火おんどり
(愛知県指定無形民俗文化財)

400年以上の歴史をもつ火祭り。戦いの戦死者を供養するために8月に信玄塚で行なわれる



図2-28 設楽原歴史資料館
決戦場跡地に建つ資料館

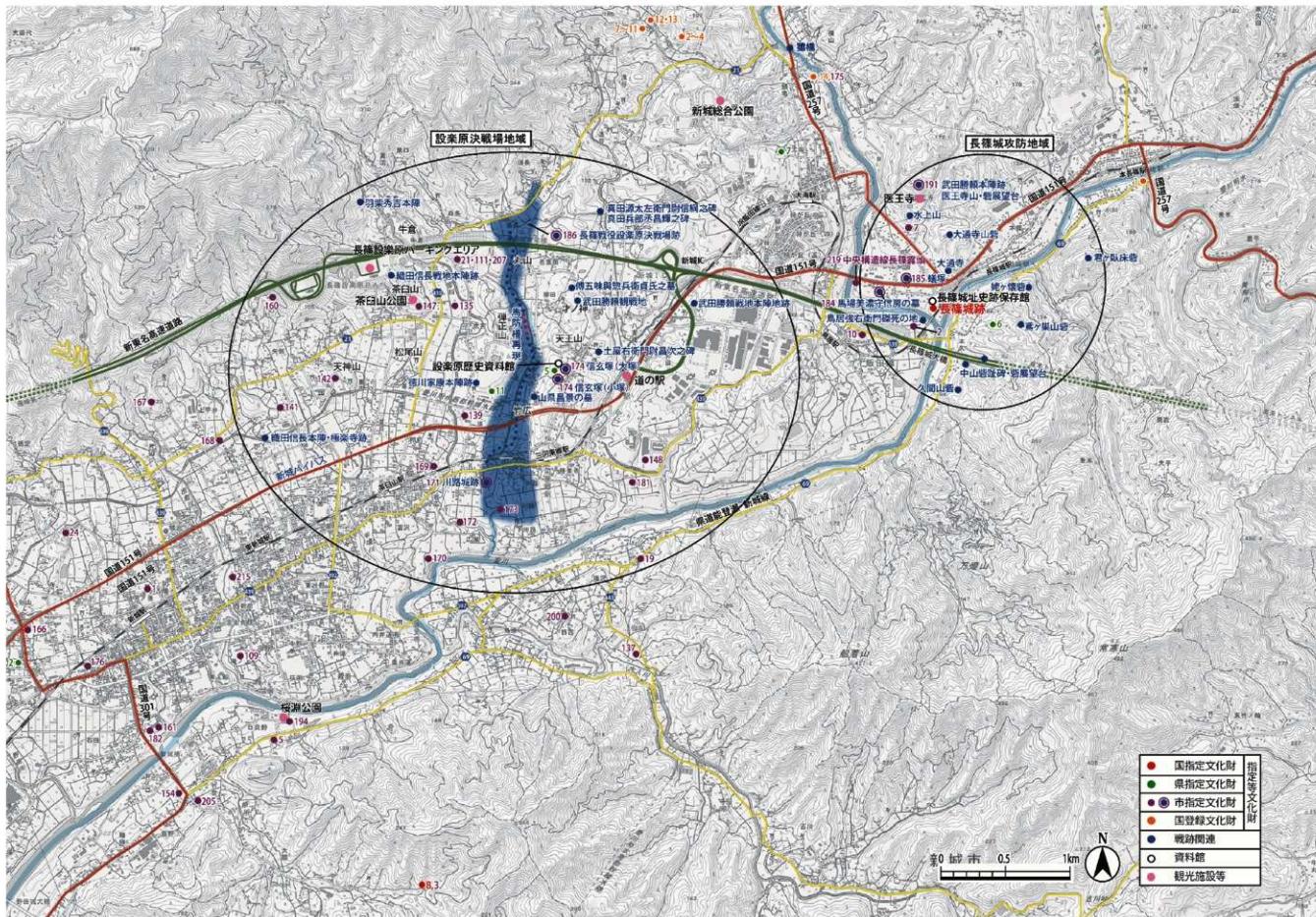


圖 2-29 長篠城跡周辺関連資源等分布状況図

(国土地理院発行の2万5千分1地形図を加工して作成)

第3章 長篠城跡の概要

第1節 長篠城跡の自然環境

1-1 地形

長篠城跡は、城の東側を流れる宇連川と西側を流れる豊川の合流点に築かれた城である。河川沿いは段丘崖となっており比高約25~30mの崖面とその上部の平坦面といった自然の要害を利用して築城されている。河川に面する崖面は自然護岸で所々露岩もみられる。主郭と西側の弾正曲輪を分断するように流れる基石川は、中間部付近で「不忍の滝」と呼ばれる滝となり、滝下からの上部平坦面との比高は約20mとなる。崖上の平坦面は標高約60mで、東側の野牛曲輪のみ5m程一段低い55m前後となっている。

上部平坦面は遺構としての主郭大土壘の高さが約5m、土壘に伴う堀が3~3.5mの深さで残り、弾正曲輪の土壘は2mの高さが残存する。

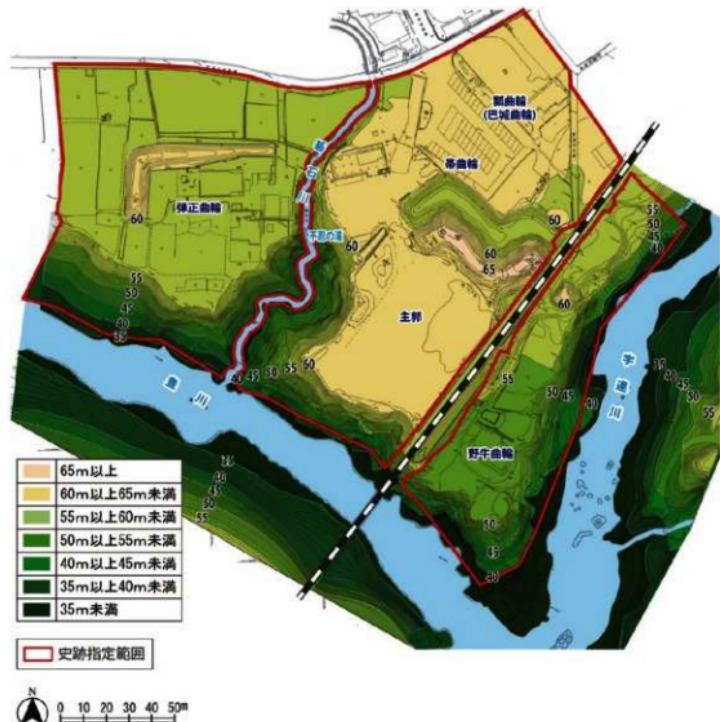


図3-1 標高図

1-2 植栽・植生、景観

(1) 植栽・植生

史跡指定地の植生はほとんどが植栽されたもので、曲輪の周囲や現存遺構の大土塁とその堀跡及び河川崖地に集中してみられる。特に春に咲くサクラ(ソメイヨシノやシダレザクラ)と秋に色づくカエデ(イロハカエデやハナノキ、トウカエデ)の数が多く、長篠城跡の季節感を醸し出す要素となっている。この他ケヤキ・スギ・タケなども多くみられる。

サクラは駐車場周囲と主郭周縁部に集中してみられ、カエデ類は土塁と堀周辺、河川沿いの斜面に多くみられる。その他、大土塁の天端及び斜面には記念植樹のマツ(現在は枯死)をはじめとして、ハナノキ、ヒノキ、ケヤキ、クスノキ、シラカシ等様々な樹木がみられる。これらの多くは大径木化し、景観的には良好な風致を形成しているが、通路として利用されている箇所は表土が硬化し根上がりしたものも散見される、主郭入口の付近には、門跡を示すかのようにケヤキとモミの大径木が対でシンボル的に植栽されている。

弾正曲輪の北面広場の周縁部にはサツキ、アジサイ、キョウチクトウ、キンモクセイ、モモ、ウメなどが植栽され、指定地境界地の景観に彩りを加えている。

宇連川と豊川、基石川沿いの崖地にみられる植物はほとんどが自生で、イロハモミジやスギ・ヒノキ、ケヤキ、エノキ、アラカシ・シラカシなどが大きく生育している。また野牛曲輪の東斜面、南斜面、弾正曲輪の南斜面には密生したマダケ、ヤダケからなる竹林がみられ、周辺部へ拡大・侵入している。なお、一部斜面の園路沿いに植栽木のソメイヨシノが点在している。これら斜面の植物は日常的に手入れがされていないため、一部がブッシュ化して樹木の生育不良を起こしている。



図 3-2 史跡長篠城跡の植栽概要図

(2) 景観

主郭内は現存遺構である大土壘と、これに連続する堀が大きなインパクトを与えており、史跡にふさわしい風致を形成している。その他は特に目立った遺構は無く、広場的空間となっている主郭や、駐車場や長篠城址史跡保存館等が所在する人工的景観となっている。

主郭内からは南東の宇連川方面への景観が開け、「長篠・設楽原の戦い」で相対峙した鳴ヶ森山砦等を望むことができる。南には平成28年(2016)に開通した新東名高速道路の高架橋が間近に見える。



図3-3 史跡入口に建つ保存館等の景観



図3-4 長篠城跡を表す大土壘と堀



図3-5 屈曲した大土壘と堀が残る景観



図3-6 主郭の植栽と広場的景観



図3-7 主郭から見る新東名高速道路の高架橋



図3-8 樹木の生長で阻害された石畠への眺望

第2節 長篠城跡の社会環境

2-1 土地利用・主要施設等

史跡指定地内は市有地と民有地に分けられ、原則、住宅敷地を除いては一般公開の利用に供されている。公開区域は、長篠城址史跡保存館や駐車場の用地(帯曲輪跡)、遺構展示空間(土塁・堀)、広場空間(主郭、帯曲輪跡、野牛曲輪跡)、園地、空地、道路用地として利用されている。史跡内の主要公開活用施設として、帯曲輪部分に昭和期に整備された長篠城址史跡保存館と来訪者のための駐車場がある。なお、行事等の際には弾正曲輪北側の多目的広場も臨時駐車スペースとして利用している。

- 長篠城址史跡保存館（昭和39年(1964)完成）：鉄筋コンクリート造2階建、延床面積約530m²、2階展示区間面積160.5m²、1階はトイレ、休憩所（ピロティ）
- 駐車場（昭和42年(1967)完成）：普通車50台、バス2台（臨時駐車スペース：普通車約30台）

公開状況については、主郭や帯曲輪を中心に現存する城郭遺構の見学や長篠城址史跡保存館を訪れる人が主で、野牛曲輪や弾正曲輪は見学者があまり訪れることのない場所となっている。また、河川沿いの急崖地は樹木等の密集地となっており、現在は立入禁止措置が執られている。



図3-9 土地利用図

2-2 法的規制

長篠城跡は文化財保護法による「史跡」に指定されているのをはじめとして各種法の規制を受けている。以下史跡長篠城跡周辺にかかる法令とその内容について示す。

表3-1 史跡長篠城跡周辺にかかる法的規制一覧

区域、名称等		根拠法令等	規制内容	許可等権限者 (市担当窓口)
史跡		長篠城跡	文化財保護法	現状変更、保存に影響を及ぼす行為
天竜奥三河国定公園	第1種特別地域	主郭	自然公園法	工作物(建築物、車道等)の新・増・改築、木竹の伐採、河川等の水位等の増減、土石・鉱物採取、広告物の設置等、土石等指定品の集積等、水面の埋立等、土地の形状変更、屋根、壁面等の色彩の変更、特定植物の採取等の許可
	第2種特別地域	斜面部、野牛曲輪		一定規模以上の工作物の新・増・改築、土石・鉱物採取、広告物の設置等、水面の埋立等、土地の形状変更等の届出
	普通地域	弾正曲輪、蒂曲輪		
地域森林計画対象民有林	樹林部分	森林法 新城市森林整備計画	1ha以上の開発行為(但し地公共団体等が行う行為は適用除外)	知事の許可 (新城設楽農林水産事務所・森林林務課)
(屋外広告物) 禁止地域	文化財保護法による史跡指定地	屋外広告物法 愛知県屋外広告物条例	一定基準内の自家用広告物以外の広告物の表示、又は設置の許可 (法令の規定によるものは適用除外)	市長の許可 (都市計画課)
新城長篠準都市計画区域	蒂曲輪、弾正曲輪	都市計画法	3,000m ² 以上の開発行為(建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)	知事の許可 (都市計画課)
特定用途制限地域	蒂曲輪、弾正曲輪	建築基準法 新城市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例	制限建築物、風俗営業施設、危険物の製造工場、貯蔵・処理施設、倉庫業を営む倉庫、床面積3,000m ² を超える集客施設、床面積10,000m ² を超える工場	市長の許可 (都市計画課)
(都市計画区域外かつ準 都市計画区域外)	主郭、野牛曲輪	都市計画法	10,000m ² 以上の開発行為(建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)	知事の許可 (都市計画課)
砂防指定地	碁石川河川敷	砂防法	河川等に流入するおそれのある場所での土石・砂れき等の堆積や投棄、立竹木の伐採・樹根の採取(敷地1,000m ² 以上)、土地の形状の変更、土石・砂れきの採取、芝草の掘り取り等	知事の許可 (新城設楽建設事務所)
市道	古城跡線	道路法	工作物等の設置、継続的な道路使用行為等	市長の許可 (土木課)

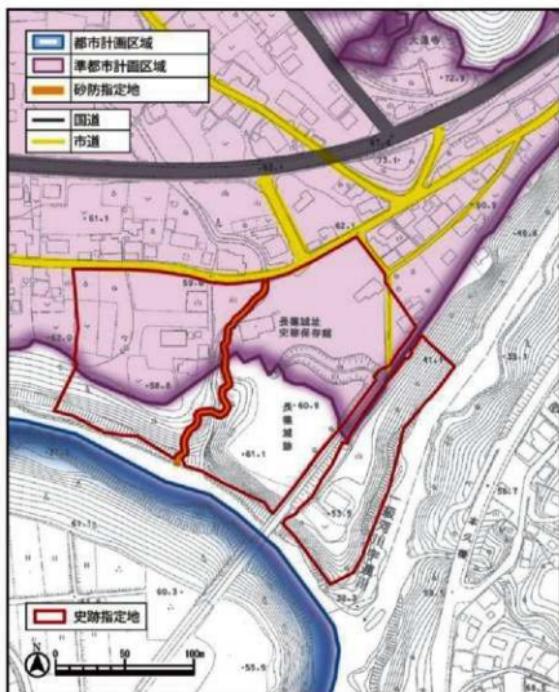


図3-10 長篠城跡にかかる法的規制1

史跡長篠城跡を含む周辺一帯は国定公園となっている。特に史跡の中心部は「長篠城址」地域として第1種特別地域に指定され、国定公園の中でも重要な位置づけがなされている。

表3-2 天童奥三河国定公園・各地区的概要（指定地域名、地区の概要の文言は引用文のまま）

	指定地域	地区の概要
史跡指定地	第1種特別地域：長篠城址	本地区は豊川と宇連川の合流点にあり、南東、南西の段丘崖は、自然の要塞をなしている。5月上旬には長篠合戦のぼりまつりが行われる。長篠城址の歴史景観として国の指定史跡となっており、重要な位置づけにある。

史跡指定地	第2種特別地域：宇連川	(指定地に関連する部分のみ) (略)宇連川は、板敷川と呼ばれる凝灰石の川床で、清流は各所に淵や滝をつくり、大小様々なポットホールを形成している。 (略)宇連川の河川景観は渓谷美と呼ぶにふさわしい自然景観資源である。
史跡指定地周辺	第2種特別地域：豊川	(指定地に関連する部分のみ) (略)豊川はいたる所に滝、淵、瀬を造っており、(略)
	第3種特別地域：長篠	本地区は第1種特別地域の長篠城址地区とともに長篠合戦の古戦場として有名な地域で、医王寺は武田方の本陣、大通寺は水杯の井戸として著名な歴史的要素のある所である。 日本史の歴史舞台として重要な地域であり、歴史遺跡として自然環境の現況保全をようする地区である。

環境省「天童奥三河国定公園公園計画書」より

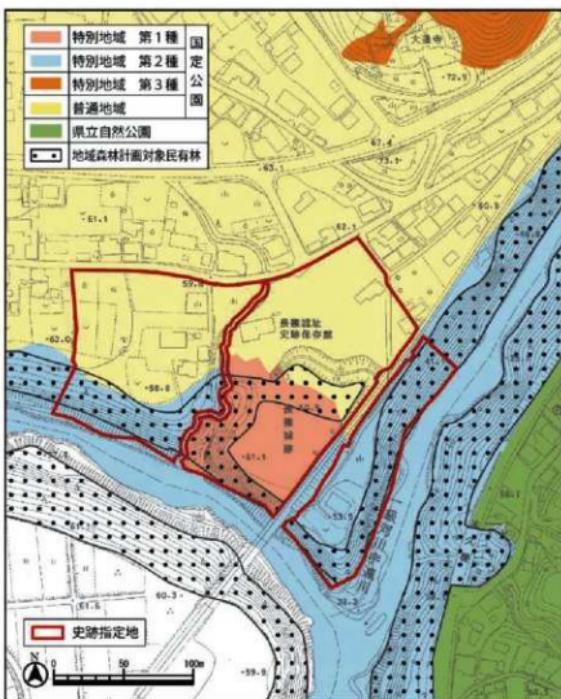


図3-11 長篠城跡にかかる法的規制2

第3節 長篠城の歴史

3-1 葉城から廃城まで

長篠城の築城年代は定かでないが、発掘調査の結果によると、15世紀末から16世紀の初頭、戦国時代のはじめごろと推測される。このころ三河東北部の山間地域（奥三河）では、菅沼氏や奥平氏という新たな領主（国衆）が台頭していたが、田峯を拠点とする菅沼氏の一門のなかから、長篠城を本拠とする一流（長篠菅沼氏）が登場することになる。

やがて近隣の戦国大名がこの地域に勢力を伸ばし、長篠城主も対応を迫られた。まず駿河と遠江を領する今川氏が天文15年（1546）に東から三河に攻め入り、結果的に三河のほとんどを領有する。菅沼一門のうち、田峯（平井）の菅沼定継（大膳亮）は今川氏に叛いて討たれ、野田の菅沼定村（織部正）は今川に従って戦死したと伝えられている。長篠菅沼氏の動向は定かでないが、結局は今川氏に従属してその所領を安堵されたようで、その支配地域は「長篠領」とよばれていた。

永禄3年（1560）に今川義元が尾張桶狭間で敗死し、松平元康（のちの徳川家康）が三河岡崎城に入り、翌年に東三河に攻め入ると、情勢は大きく動き、三河東部で今川方と松平方の戦いが展開されることになる。野田の菅沼定盈（新八郎）は松平氏に従い、田峯（平井）の菅沼小法師は今川方として動いた。長篠菅沼氏は今川方だったようだが、戦いは松平の勝利に終わり、結局は家康に従って所領を安堵されたものと思われる。

永禄11年（1568）冬、甲斐の武田信玄が駿河に攻め入ると、徳川家康はこれに呼応して西から遠江に攻め入り、翌年には遠江を支配下に組み入れた。しかし、駿河を領した武田信玄とは対立関係になり、武田氏の勢力が三河にも及ぶ。元亀3年（1572）、武田信玄は遠江に攻め入って二俣城を手に入れると、作手の奥平氏、田峯の菅沼氏、長篠の菅沼氏（この三者を総称して「山家三方衆」という）はそろって武田氏に従った。武田信玄は三方原で徳川軍を破ったあと、翌年（天正元年）には三河に入って野田城を陥落させた。

武田の優勢は決定的にみえたが、まもなく武田信玄が死去し、情勢は大きく変わる。山家三方衆（作手の奥平定能、田峯の菅沼刑部丞、長篠の菅沼右近助）は武田勝頼（信玄の子）に従っており、長篠城には武田の兵士が送り込まれた。しかし徳川家康は軍勢を集め長篠城を攻囲し、9月には勝利を収めて、城を手に入れることに成功した。武田方として動いた菅沼右近助は長篠城を追われ、菅沼氏が城主をつとめた時代は終わりをつげる。このころ奥平定能は武田氏に叛いて徳川家康に従い、二年後の天正3年（1575）2月、奥平信昌（定能の子）が家康の命により長篠城に入ることになる。

同年5月、武田勝頼は15,000人の軍勢で500人で守る長篠城を包囲し、「長篠・設楽原の戦い」が起きた。同月8日から武田軍は攻撃を開始し、野牛曲輪、弾正曲輪、瓢曲輪などから次々に長篠城に攻め入った。武田方の猛攻に耐えていた長篠城であったが14日の晩、岡崎の徳川家康に援軍を要請すべく鳥居強右衛門が長篠城から脱出した。

5月21日、長篠城の後詰めとして援軍に駆けつけた織田信長と徳川家康は、設楽原で勝頼軍と対峙し、決戦を開始した。同日、昼過ぎには織田・徳川軍による多数の火縄銃の使用と馬防柵の前に、武田軍は退却することとなった。

この戦いの翌年、奥平信昌は郷ヶ原に新城城を築城し、長篠城は廃城となったと伝えられる。しかしながら、発掘調査による出土遺物の年代観から、16世紀末までは長篠城が存続した可能性がうかがわれ、廃城時期についても再考する必要性が生じている。



図 3-12 効力図 1：永禄 5 年(1562)頃 松平氏と今川氏の争い



図 3-13 効力図 2：元龟 3 年(1572)頃 徳川家康と武田信玄の争い



図 3-14 効力図 3：天正 3 年(1575)頃 徳川家康と武田勝頼の争い

表3-3 長篠城及び関連年表①(築城~廢城)

和暦	西暦	日付	出来事	出典
15世紀末～16世紀初頭			発掘調査成果により、この頃に長篠城を築城したものと考えられる。 一説には、永正5年(1508)に菅沼溝成の子元成が長篠城を築いたとされる。	
明応 3年	1494	10月 16日	菅沼元成の子「俊則」、「大旦那」として三河国設楽郡双瀬名の諏訪社に梵鏡を奉進する。	梵鏡館写
弘治 2年	1556	8月 4日	今川勢、三河国千両口・作手で轍う。雨山の戦いで菅沼定村が戦死する。	今川義元感謝状写
	3年	1557 3月 6日	今川義元、三河国における白山先達職を桜井寺に安堵し、判物を与える。 その中に「平井領」、「菅沼織部領中」、「長篠領」という記載がみえる。	桜井寺文書
永禄 3年	1560	5月 19日	織田信長、桶狭間で今川義元を破る。	
	4年	1561 6月 11日	今川氏真、奥平貞勝・貞能父子の忠節を賞し、貞能に三河国山中郷の管地として同国長山郷などを与える。	今川氏真判物写
		17・18日	今川氏真、松平元康の離反に際し、奥平貞勝・貞能父子が味方したことを賞する。	今川氏真感状写
		29日	松平元康、菅沼定義の忠節を賞し、同小法師(貞吉)支配下の城代を命じ、三河国吉原郷などを与える。	松平元康判物写
		7月 24日	菅沼定義、松平元康より富水、宇利郷を始めとした領地を安堵される。	菅沼家譜
		12月 9日	今川氏真、菅沼定義の家臣 岩瀬小四郎に、菅沼定義の離反に際して味方にした忠節を賞し、所領を与える。	今川氏真判物写
5年	1562	1月 14日	今川氏真、三河国田峯城主菅沼小法師(貞吉)の帰参を許して、本領を返付し、同国平居城の城壁などを命じる。	今川氏真判物写
		7月 24日	松平元康、菅沼定義に三河国富永郷などの本領を安堵する。	松平元康判物写
		11月 13日	今川氏真、三河国大代口における奥平貞能らの戦功を賞する。	今川氏真感状写
6年	1563	5月 14日	今川氏真、奥平貞能に、三河国蔵などの所領を菅沼小法師(貞吉)に返付した忠節を賞し、替地として菅沼定義の本領と同額稻木村を与える。	今川氏真判物写
7年	1564	2月 27日	松平元康、奥平貞能に三河国牛久保などの所領を与え、東三河及び駿河・遠江両国での徳政実施を伝える。	松平元康判物写
10年	1567	5月	一 徳川家康、奥平貞能に美作守の受領名を与える。	徳川家康受領名書出等
元龜 元年	1570	10月	一 徳川氏は武田氏との関係を絶ち、上杉氏と同盟関係を結ぶ。	
	3年	1572 7月 30日	武田信玄から奥平定能へ本領安堵、知行完行の約束がなされる。	松平奥平家古文書等
		10月 21日	武田信玄が奥平定能へ忠節を賞すとともに高天神城の降伏に伴い、遠江国に進駐して三か年にわたる徳川家康への攝領を構ねることを伝える。	武田信玄書状
		11月 19日	武田信玄、朝倉義景にあてた書状に、三河の「山家」を味方につけたことを伝える。	徳川美術館所蔵文書
4年	1573	5月 17日	武田信玄、岡崎高に三河・遠江両国出兵について述べ、足利義昭への忠節を求める。	武田信玄書状、荒尾文書
		6月 海日	武田勝綱、奥平定能・菅沼刑部丞・菅沼右近助にあてて判物を出し「三方家」の和睦を求める。	松平奥平家古文書等
		7月 6日	武田信玄が長篠城への在陣を命じたことに笠原源輔大夫が応諾する。	武田信玄書状
		30日	長篠に在陣している徳川家康に対し、勝頼が候接のための援軍を派遣したこと、また勝頼自身も出陣することを奥平定能・定能に伝える。	松平奥平家古文書等
		8月 20日	徳川家康、奥平定能・奥平昌信に起請文を送り、所領を安堵し新知行を与えることを約束する。	譜牒余録
			「長篠諸議」を給付する文書が認められる。	
		25日	武田勝綱、山県昌景に書状を渡わし、長篠城を救うために工夫をするよう指示する。	尊経閣古文書幕末定文書
		9月 8日	武田勝綱、真田信綱に書状を渡わし、長篠城を救うために工夫をするよう指示する。	尊経閣古文書幕末定文書
			武田勝綱が長篠城在番中の謀反の罪がいることを伝える。	竹重文書
			武田勝綱が真田信綱に遠州の軍勢には二俣を通って長篠に向かうよう命じる。	真田文書
		一	家康の長篠城攻めの時、籠城した武田方の室賀一竜軒らは城を明け渡して風来寺へ退却した。	松平記
		18日	武田勝綱が穴山信吾に長篠城が徳川の手に渡ったことへの懸念の気持ちを伝える。	真田文書

和暦	西暦	日付	出来事	出典
天文 元年	1574	11月 23日	武田勝頼、伊藤忠右衛門尉に三河国長篠での戦功を賞し、西三河の地を与えることを約束する。	群文堂古書目録
3年	1575	— 2月 3月 13日 4月 21日 28日 信長 29日 30日	天野正忠、松平親俊の名代として長篠城を守る。 奥平信昌、徳川家康の命により、長篠城に入り、破壊した城の普請を行う。 近江鷹の羽の米二千俵が信長から家康へ進呈され、境目の城に入れ置かれる。 そのうち長篠城には三百俵が分配される。 信長から兵糧を送られた家康が感謝する。 勝頼、遠州・平山を経由して宇利に入る。 武田勝頼、軍勢を分けて2,000余の兵を長篠城に向かわせる。 山県昌景、野田城（大野田城）を攻める。 信長、岐阜に向かう。 勝頼、二連木や牛久保に火をつけ、吉田城で家康と戦う。 勝頼、菅沼定盈が立て籠もった野田城で100人余りの人質をとったことを下緒信氏に伝える。	寛永諸家系団伝 天野正忠条 当代記、武德編年集成 当代記 武德編年集成 治世元記 家忠日記増補 武德編年集成 譜牒餘錄後編 中山家記、宣教寺記 關戸庄氏所藏文書 水野寿夫氏所藏文書 水野寿夫氏所藏文書 渡邊家文書
3年	1575	5月 1日	武田勝頼、山吉田に入り、内金を経由して長篠城へ迫る。 徳川家康、長篠城を奥平信昌、松平景忠、松平家忠、松平親俊ら200人に200挺の鉄砲を以て守らせる。 武田勝頼、先達の小山田・高坂ら2,000人を源原に布陣させる。 勝頼本隊は医王寺山に、武田信豈は大通寺山に陣を張り、穴山梅雪は西川岸で補給路を絶つ。 武田勝頼、向城を焼き、素ヶ裏山に武田信実ら250余人、中山に浪人組70余人と鉄砲隊、君が伏床に和田信業ら500人、織が櫻に三枝守友の355人、久間山に和氣善兵衛ら213人を配置し、陣を設けて籠らせる。 ※ この時の、長篠城では200人で200丁の鉄砲を用意していたといふ。	武德編年集成 武德編年集成 武德編年集成 武德編年集成 武德編年集成 武德編年集成 武德編年集成
		6日 7日 8日 10日 11日 12日 13日	武田軍、牛久保方面へ出兵し、放火を行う。 武田勢、吉田城の城外で戦闘を行い退却する。 武田勝頼、医王寺山に廻り、長篠城を再び攻め立てる。 徳川家康、早馬で織田信長へ長篠城の窮状を伝え、後詔を求める。 武田軍、渡合南門より竹東を以て攻撃を行なうが撤退する。 ※ 追手門より攻撃を始めとする。 長篠城の兵、今泉内記が鉄砲に撃たれ負傷する。 武田勢、本丸西隅に押しまよ土壁を掘り崩す。 信昌、地中に掘り鉄砲を放って撃退する。 夕方、武田勢が敵で囲まれた轟丸へ攻め入る。城内から鉄砲を放たれ、多数が死傷する。	当代記 治世元記 武德編年集成 絶見記 武德編年集成 譜牒餘錄 武德編年集成 治世元記、前庵信長記

和暦	西暦	日付	出来事	出典
天正 2年	1575	5月 14日	武田の総攻撃を受け、鉄砲で応戦しそれを退ける。	譜牒餘錄
		島居強右衛門、夜明けに長條城の向かいの山で合図の旗煙を上げる。	譜牒餘錄	
		15日	織田信長、鉄砲と玉薬のこと、長條城は堅固なこと、13日に岐阜を出て14日に岡崎に到着したことなどを長岡藤孝に報告する。 島居強右衛門、岡崎に到着。奥平定能に謁見し、城中の様子を伝える。定能は強右衛門を連れ徳川家康に謁見し、先日信長に加勢を依頼し今夜岡崎に到着すると伝える。	織田信長黒印状 譜牒餘錄
			源 長岡藤孝、鉄砲足軽100人に頭をつけて加勢を遣わす。	綱川家記
		16日	島居強右衛門、夜明け頃に長條城外へ帰着し、城の向かいの山で旗煙を上げる。 島居強右衛門、武田軍に捕まり、城に向かって援軍要請の成功を叫ぶ。武田軍、強右衛門を縛にする。	寛永諸家系団伝 譜牒餘錄
			織田信長、牛久保に到着する。	信長記・松平記
		17日	織田信長、野田原に野陣する。	信長記
			筒井順慶、信長に鉄砲衆50人余りを派遣したことを伝える。	多門院日記
		18日	家康が高松山に、信長は権義寺に着陣し、それぞれ本陣を置く。 信長5千余り、家康8千の兵を13隊に配置し、川路の蓮子橋から浜田、橋瀬から大宮主で2重の橋を設ける。 酒井忠次、(戊の刻に)部隊を率いて蔚が巣山に向かう。	治世元記・松平記 総見記
			武田軍、西の刻に長條城内に攻め入る。	松平宮内左衛門勝次 家伝、徳川家康感状
		5月 19日	徳川家康、石川数正・島居元忠に馬一匹入れないように入念に柵を設置するよう命じる。	徳川家康書状
		20日	勝頼が瀧澤川を渡り、有海原に進軍する。 武田勝頼、三浦員久・長坂光秀に三河国長篠に出陣したこと。信長・家康が後詰に来たが大した問題ではないため対陣し、敵は行軍できずにはま迫している様子を伝える。	治世元記 武田勝頼書状
			織田信長、17日に牛久保を出て、18日に敵を追い込んで鉄砲で攻撃したことを長岡藤孝に報告する。	織田信長黒印状
		21日	信長と家康の軍勢が勝頼軍を有海原で破る。	治世元記
			源 総見記では信長を家康は設楽原に着陣したとする。	総見記
			源 信長を家康は設楽原に着陣したとする。	三州長篠戦記
			織田信長、本日早朝より武田勝頼と一戦に及び、数刻の戦闘で敵を残らず討ち潰したことを長岡藤孝に報告する。	織田信長朱印状
		25日	信長、この日まで勝頼を探さだすため着陣する。	今川氏真眞跡
		26日	織田信長、21日の合戦で敵を数万人討らえたが勝頼の首は見つかならなかったため、切り捨てて川に渡した武者の中にいたかもしないこと、甲斐、信濃・駿河の兵は大して残っておらず近年の懶惰を晴らすことができたと長岡藤孝に報告する。	織田信長黒印状
		6月 1日	武田勝頼、長篠において先手衆を二三手失ったがさしたが問題はないこと、宍山信景・武田信昌らは無事であることを一条信昌に報告する。	武田勝頼書状
		8月 10日	武田勝頼、山家三方衆を下条信氏の配下とする	武田勝頼条々
4年	1576	1月 20日	徳川家康、奥平信光の長篠での忠志を称する	加藤庄一郎氏所藏文書
			奥平信昌、長篠での軍功により作手・田峯・長篠などの領地を与えられる	寛政重修諸家譜
16世紀後半～16世紀末			発掘調査成果により、この頃に長條城は廢城となったものと考えられる。 → 一説には、天正4年(1576)に奥平信昌、長條城から新たに築城した新城域に移ったとされる。	
18年	1590	2月 一	徳川家康、家臣奥平信昌に小田原の北条氏を攻めるにあたり軍法を与える。	奥平家文書
			奥平信昌は上野国宮崎3万石に封せられる。	

3-2 廃城後から現在までの状況

16世紀後半に長篠城が廃城となって以来、当地域は慶長8年(1603)に天領、元禄11年(1698)から幕末までは旗本・一色氏の知行地となつたとされる。

17世紀半ばまでに成立した『信長記』、『信長公記』、『甲陽軍鑑』を始め、それ以降の軍記物や日記、様々な人による写本などによって、長篠・設楽原の戦いは広く語り継がれる題材となり、それとともに長篠城はその舞台となつた城郭として知名度を上げた。また、現存する70例の合戦図屏風のうち、「長篠合戦図屏風」は12の写本が確認されており、その人気の高さを裏付けている。大名や旗本を中心に徳川家康、徳川家との関係性を示すため、数ある戦国合戦の中でも「長篠・設楽原の戦い」は重要視される出来事となつた。

廃城後における城地の様子や状況については、慶長17年(1612)～元和2年(1616)間に成立した『長篠村書上帳』によると、「(江戸御藏普請に使うため,) 城戸の竹は一本も伐ってはいけない。一本でも盗むものは、その場で小指一本を切り取る」といった内容の書状が代官所から出されている。さらに、貞享4年(1687)や元禄15年(1702)の『三河国設楽郡長篠村郷差出』に「古城藪」とあることから、ここは城跡として認識されて一定の管理下に置かれていたことがうかがわれる。

しかし、享保5年(1720)になると、それまでの「古城藪」から「御林」となり「見取地」となつた。天明2年(1787)に写しとして描かれた「長篠城図」にも主郭や帶曲輪内などは畠地と記述されている。また、天保7年(1836)に成立した『参河志』には「豊橋・吉田城の今城門は、その昔、長篠城の大手門を移築したものである」とある。さらに「弾正曲輪の門が新城市的場に所在する桃牛寺の山門として移築した」ことも伝えられている。そのため、廃城となってからは主に城郭の建築物の解体撤去が中心に行われ、城地内での地形変はあまり実施されなかつたものと考えられる。

明治2年(1869)の『村鑑帳』から、長篠村の石盛が享保15年(1730)と変わっていないことが分かり、城地内は18世紀前半から継続して畠地として利用されていた状況がうかがえる。ところが、明治27(1894)～明治37年(1904)頃に敷地を平坦に均して耕地を拡大するための耕地整理が実施され、この時に土塁や堀といった城郭遺構の大半が削平・埋め立てられた。

同時期、陸軍參謀本部は一般の読者を含む「軍学を学ぶ人」なども対象として、『日本戦史』の編さんに着手した。この戦史は、我が国最初の公刊戦史として「閬原役」、「大坂役」、「桶狭間役」、「朝鮮役」など13巻に及ぶもので、「長篠役」は明治36年(1903)に刊行された。そのため、ここには陸軍関係者の寺内正毅、東条英教、大久保利貞を始め、久邇宮、北白川宮や竹田宮などの皇族も訪れるようになった。

大正2年(1913)2月、陸軍特別大演習の際に大正天皇を案内する場所を選定するため、愛知県は県内の名所・旧蹟・古戦場の調査を行つた。これを受けて南設楽郡では、長篠城跡、野田城跡、古戦場などを報告した。この時、著名な県内の旧蹟等が次第に埋もれていいく状況が分かり、愛知県が史跡等の保存に乗り出すこととなつた。大正4年(1915)、愛知県は記念標柱を建設すべく名所・旧蹟の調査を開始し、翌年、90か所に及ぶ標柱建設地の中で長篠城跡も選ばれた。さらに、大正8年(1919)に史跡や天然記念物等を破壊から守るために、国は史蹟名勝天然記念物保存法を制定した。それを受けた愛知県では史蹟名勝天然

紀念物調査会を組織して、再び史跡等の現状調査を開始した。そして大正15年(1926)、長篠城跡に関しての現状や価値を記した「愛知縣史蹟名勝天然紀念物調査報告 第四」をまとめた。

一方、大正11年(1922)、長篠城内に鉄道が敷設されることが決定され、予定軌道の変更の嘆願書が村民から提出されたが、城域の軌道工区の縮小が難しい場合は土羽を石垣とする旨の覚書が交わされ、工事が実施された。これを受け長篠村では大正13年(1924)年に本丸(主郭)の公有化を決め、ここに初めて行政主導による当地の保護を図る方針を示した。

昭和4年(1929)12月17日、廃城となってからも各時代を通じて一定の保護対象とされて歴史的な評価が高かった長篠城跡は国の指定を受けた。ここでは主郭、帶曲輪、野牛曲輪、弾正曲輪を中心とした約35,000m²が国史跡となった。その後、昭和39年(1964)11月3日には長篠城跡の保存と活用のため、史跡指定地内に「長篠城址史跡保存館」がオープンした。また、昭和44年(1969)1月、自然公園法の「天童奥三河国定公園」の特別地域が主郭を中心に設定されたことにより、文化財保護法に加えてさらなる史跡地の保護が図られるようになつた。このほか、平成17年(2005)3月には『史跡長篠城跡保存整備基本構想(改定版)』の策定、平成18年(2006)4月に日本城郭協会によって日本100名城の認定がされている。

観光面では平成28年(2016)3月に「長篠・設楽原の戦い」における古戦場のほぼ中央に新東名新城ICが開通し、現在は市の主要な観光地としての役割を果たす期待も高まっている場所となっている。

表3-4 長篠城及び関連年表②(廃城～現在)

和暦	西暦	日付	内容	出典
慶長 8年	1603		長篠の地は天領となったとされる。	
12年	1607		金子蘿山、長篠古戦場を巡回し『蘿山隨筆 戰場考』を記す。	長篠戦役400年史
天和 3年	1683		浅野文庫「諸国古城之図」が成立したとされる。	
貞享 4年	1687	9月	一 城地を「古城」と記す。	『鳳来町田村村差出明細帳』
元禄 11年	1698	3月	一 色直興、下総国より三河国宝飯・設楽・加茂三郡に転封となり、長篠村を知行する	寛政重修諸家譜
15年	1702	8月	一 城地を「古城藪」と記す。	『鳳来町田村村差出明細帳』
享保 5年	1720	10月	一 城地を「御林」と記す。	『鳳来町田村村差出明細帳』
16年	1731		『長篠日記(小野田家本)』が成立する。	
元文 5年	1740		『三河国二葉松』が成立する。	
安永 5年	1776	4月	一 長篠城大手門跡に蠟封塔が建立される。	碑文
天明 2年	1787		『長篠城絵図』が成立する。	『長篠城絵図』
寛政 2年	1790	4月	一 城地を「見取地」と記す。	『鳳来町田村村差出明細帳』
寛政 9年	1797		日置正高、長篠古戦場を訪問する。	
文化 7年	1810		出沢由次郎、長篠城跡を訪れて「皆烟に成」と記す。	『鳳来寺みちの記』
文政 2年	1812	3月	9日 池田寛親、長篠古城跡を訪問し「城跡は皆烟となり。塁の形がわずかに残る」と記す。	『松山ごゑ記』
10年	1827		大通寺裏に盃井戸の碑が建立される。	
天保 7年	1836		『三河志』が成立する。	

和暦	西暦	日付	内容	出典
明治 2年	1869	3月 一	城地を見取地と記す。	『鳳来町旧村村差出明細帳』
明治 22年	1899		陸軍參謀本部が地形図（S = 1/50,000）を作成する。	
24年	1891		「馬場信房殿忠死之碑」が建立される。	
27年	1894		陸軍參謀本部が長篠城跡の現地調査を開始する。	
33年	1900		「三州設楽郡長篠古戰場図」が発行される。	
36年	1903		參謀本部編『日本戰史』「長篠役」を発刊する。	
27年	1894	～～	外堀（帯曲輪と瓢曲輪の間の堀）を埋めて耕地にする。	
明治期			主郭から弾正曲輪への道の東側本丸より、土壘で結ばれた「縦7 m、横11m、高さ4 m」の櫓台跡とその西に櫓台状の高まりが残存する。	改訂長篠城の今昔
			瓢曲輪の頃は土壘を崩す。	改訂長篠城の今昔
			主郭南端隅が崩落し、県補助で修理する。	改訂長篠城の今昔
42年	1909		黒屋直房、中津藩史編纂のため長篠城跡を訪れる。	中津藩史
大正 2年	1913		国定国語教科書尋常小学校本卷12（文部省発行）に「鳥居強右衛門」の活躍を掲載する。	尋常小学校讀本
3年	1914	1月	長篠古戰場顕彰会が古戰場の43か所に石碑を建てる。	
		7月	志賀重郎、アラモの碑を建立する	
5年	1916		主郭土壘上に愛知県が碑を建てる。	
			城跡が桑園となる。	
7年	1918	3月 17日	久邇宮家が長篠古戰場を視察し、主郭土壘に松を植樹する。	
		7月	「長篠城址」の碑を本丸土壘に建てる。 長篠村青年団、村内有志の寄付によって本丸土壘の東端に休憩所を建設する。	
11年	1922	1月 13日	長篠村有志、鳳来寺鉄道の予定軌道を変更し、長篠城跡を保存するよう求める旨の請願書を提出する。	
		2月 5日	鳳来寺鉄道の建設契約が交わされる。	
13年	1924		長篠村、本丸跡のうち7,040m ² を村に地化する方針を定める。	
14年	1925	12月 一	長篠戦役陣没特士350年祭を開催する。	
昭和 4年	1929	12月 17日	長篠城跡が国指定史跡となる。	
6年	1931	1月 一	「史蹟 長篠城址」の碑と説明板を建てる。	石碑文
10年	1935		地元の郷土史家 純原明十が長篠城を調査する。	改訂長篠城の今昔
39年	1964	11月 3日	帯曲輪跡内に長篠城跡保存館が開館する。	
41年	1966	7月 10日	「第1回 長篠合戦のぼりまつり」が開催される。	
42年	1967	12月 9日	帯曲輪跡内に駐車場が設けられる。	
44年	1969	1月 10日	天竜奥三河国定公園に指定される。	
55年	1980	9月 22日	「第1回 月見の宴」が開催される。	
平成 2年	1990		長篠城跡保存整備委員会を設立する。	
5年	1993	7月 一	「武田勝賴本陣跡」を町指定史跡とする。	
7年	1995	9月 一	長篠城跡などで地中レーダー探査を実施する。	
9年	1997	3月 一	『鳳来町誌 長篠の戦い』編を発刊する。	
11年	1999		初めての学術的な発掘調査が実施される。	
17年	2005	3月 一	史跡長篠城跡保存整備基本構想（改訂版）を策定する。	
18年	2006	4月 6日	日本城郭協会、長篠城跡を日本100名城に認定する。	
28年	2016	2月 13日	新東名高速道路 新城インターチェンジが開通する。	

第4節 絵図等にみる縄張と調査等の状況

4-1 絵図にみる縄張と史跡指定範囲の関係

長篠城を描いた現存する最古級の絵図は、広島・浅野文庫所蔵の「諸国古城之図」に収められる「長篠図」(図3-15)である。次いで天明2年(1787)に写しとして作成された「長篠城図」(図3-16)がある。この2点の絵図が江戸期の長篠城跡の姿を比較的忠実に示しているとされている。前者には曲輪名称がないが、後者の絵図には本城、彈正曲輪、御家老屋、藏屋舗、瓢曲輪のほか、大手口や巴城口などの名称が記されている。

また、明治36年(1903)の陸軍参謀本部編さんの『日本戦史 長篠役』に掲載された「長篠城概図」(図3-17)によると、本丸(主郭)、帯郭、弾正郭、野牛郭、巴城郭、瓢郭、家老屋敷、櫓庫の8つの名称がみられる。

「長篠城概図」を「長篠城図」と比較すると、主郭の北側帯郭(帯曲輪)、主郭の東側を野牛郭(野牛曲輪)とそれぞれ曲輪名が新たに付けられている。また、帯曲輪の外側に所在する巴城曲輪と瓢曲輪が大きく異なって描かれている。「長篠城概図」では瓢郭に瓢門(搦手門)が、家老屋敷に追手門があり、「長篠城図」の大手口が市道に面する位置(現在の史跡入口付近)に描かれていると大きく城郭の外郭ラインが異なる。

「長篠城趾野稿図」(図3-18)は地元の有識者柿原明十が昭和10年(1935)に発刊した『改訂長篠城の今昔』の付図である。当時残存していた遺構に加えて、近年まで残存した遺構や江戸期(天明時代前後)の姿を復元した図である。

これまでの研究では帯曲輪と野牛曲輪の呼び名は次のような説が一般的に知られている。前者は東西方向に細長く延びたその形状から名付けられ、後者は「廢城後に長篠城の門の一つが吉田城に移築され、その門を「野牛門」や「柳生門」と呼称した」という伝承によ



図3-15 「長篠図」(広島市立図書館蔵)



図3-16 「長篠城図」(おおまかな史跡指定範囲を加筆)
天明2年(1787) (長篠城址史跡保存館蔵)

るものと推測される。また、巴城曲輪と瓢曲輪の範囲は不明であり、この2つの曲輪を同一の曲輪とする史料もある。瓢曲輪については『当代記』では「此丸は沢の岸の上に、たゞ堀計構、土居は無之」、「此丸へ行道狭所、誠にふくへのことし」とあり、瓢曲輪は沢の岸の上にあって、堀だけで土居（土塁）ではなく、曲輪へ通じる道はふくべのように狭いと書かれている。

国史跡に指定されている範囲はこれら長篠城を構成する曲輪群のうち、主郭・帯曲輪・弾正曲輪・野牛曲輪と、巴城曲輪の一部が指定され、その面積は約35,000m²となっている。これら範囲は概ね土塁や堀で囲まれた曲輪を中心とした部分であり、『当代記』に見られる「瓢曲輪」の範囲が不詳なため、城域については現在のところ確定していない状況と言える。

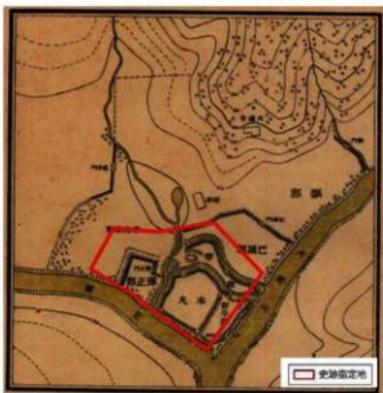


図 3-17 「長篠城概図」(おおまかな史跡指定範囲を加筆)
明治 36 年(1903) 『日本戰史 長篠役』より)



図 3-18 「長篠城趾野稿図」(おおまかな史跡指定範囲を加筆)
昭和 10 年(1935) 『改訂長篠城の今昔』より)

4-2 発掘調査の成果

(1) 現存遺構

曲輪については、中心曲輪である主郭とその東にある野牛曲輪、西側には碁石川を挟んで弾正曲輪がある。主郭の北には大規模な土壘（土壘1）と堀があり、堀に面して帯曲輪が、さらにその北には巴城曲輪が位置するが、現状では帯曲輪と巴城曲輪を区分する地上遺構が無いため、その境界は視認できない。

これら曲輪の周囲には曲輪を画する土壘（土壘1～5）や堀（堀1、2）、井戸（湧水）などの遺構が残存している（P56 図3-27参照）。

(2) 指定地内の発掘調査

指定地内の発掘調査は1999～2006年までに8回実施され、調査面積は2,428m²である。この発掘調査は、主郭、帯曲輪、野牛曲輪内の失われた縄張りを把握することを目的として、概ね土壘と堀跡の有無や形状・範囲を確認するために実施したものである。

<遺構>

主郭

主郭では、土壘（土壘1、2）基底部、溝、柱穴、柵列や土坑のほか、造成土の下から堀などの下層遺構を確認した。大土壘（土壘1）は主郭の北東部にあり、「横矢掛け」を意識して屈曲している。測量調査によって長さ80m、高さ5m、基底部の最大幅約20mであることを確認した。この土壘1をはじめ、南面を除く三方が土壘（西側が土壘2、東側が土壘3）で囲まれていたことが判明した。また、堀跡3は堀1よりもやや北側に張り出すような位置関係で確認され、堀跡がくいちがっていることを確認している。

帯曲輪

主郭の北側に所在する帯曲輪では、大土壘の北側に残存する堀の規模・構造を確認した。幅10～15m、深さ約6m、底幅5.6mの堀で、堀の西端部に土橋を架けて主郭と連絡したことが明らかとなった。土橋跡は盛り土により構築された遺構で、検出最大幅は3.6mを測る。その天端から上部1.3mの範囲は、版築技法のように砂質土と粘質土が交互に積み上げられていた。また土橋の北側では、長篠城址史跡保存館の直下で丸馬出の堀と土壘が認められた。

ここでは外縁を幅5～11mの堀と土壘がL字状に巡り、多数のピットのほか、造成土の下層からは幅4m、深さ2.5mの薬研堀も発見された。

野牛曲輪

野牛曲輪では、江戸期の絵図にも描かれていた長さ35m以上、幅5～11m以上で深さ0.5mほどの貯水池的な「ため池」遺構を曲輪のほぼ中央付近で確認した。この遺構は主郭と5～7mの高低差と合わせ、宇連川側からの侵入に備えた堀の役目も果たした防備の工夫であったことも推測される。また、宇連川や豊川に面した曲輪端部の縁辺部には土壘の痕跡は認められなかった。代わりに宇連川沿いの端部には幅3.0m以上の通路状の平坦地が確認された。なお、曲輪西側中央付近に現存する櫓台とされる高まりは、鉄道敷設工事に伴って頂部が削平されている。

<出土遺物>

発掘調査に伴って多数の遺物も出土している。出土遺物は山茶碗、陶器、中国産陶磁器(青磁・白磁・青花)、土師器、火縄銃の弾などがあり、瀬戸・美濃窯の古瀬戸中Ⅰ期(14世紀初頭)から大窯第4段階の前半(16世紀末)、近世の時期のものが認められる。

そのなかでも古瀬戸後Ⅳ期新段階から大窯第1段階(15世紀後半～16世紀初頭)のものが多く、主郭からの出土が全体の約7割を占め、遺構別では堀埋土から最も多量の遺物が出土した。これらの中には、古瀬戸後期(14世紀後半～15世紀後葉)の四耳壺、祖母懐茶壺、桶、香炉、中国産陶磁器など屋敷の座敷を飾るような高級品が認められ、城主の富や権力を知る上で貴重な資料も得られている。器種別では碗・擂鉢・皿・鍋などの生活雑器が多く、古瀬戸後Ⅳ期新段階から大窯第4段階の陶器には天目茶碗・皿・丸皿・綠釉小皿・折縁皿・擂鉢がある。また、近世のものとして擂鉢・片口鉢・小碗なども確認された。さらに、中国産のものでは15世紀末の青磁の碗・大皿・丸皿・稜花皿・盤・香炉が、15世紀末から16世紀初頭の白磁皿、15世紀後半の青花の皿類や16世紀第1四半期の皿などがある。このほか、10型式期(16世紀前半)の常滑窯産の壺や壺、土師器の鍋類・釜・羽付釜・焙烙・皿、朱色の巴文が入った木漆椀も出土している。瓦片は近世のものであった。

表3-5 調査年度ごとの概要

調査年次	調査成果の概要
平成11年度	主郭や帯曲輪で遺構残存状況の把握のため、長篠城跡で初めての発掘調査を実施した。主郭や帯曲輪で築城時と思われる堀跡を確認した。
平成12年度	第1次調査で確認された主郭や帯曲輪の堀跡の範囲確認を目的として行い、主郭と帯曲輪の繋張りの概要が初めて判明した。
平成13年度	土壙2の残存状況と豊川面の土壙構築状況の把握に努めた。
平成14年度	堀跡3の幅や深さ、断面形状の把握を行った。さらに、主郭北西部で城郭の改修の痕跡とともに、土壙1と対になる主郭虎口の北西部土壙(土壙2)の堆積土状況を確認した。土壙2の基底部は版築技法に類似した堆積状況であり、この土壙上には櫓建物の存在を考えることができた。
平成15年度	主郭内の改修の痕跡を確認した。また、土壙2の延長や幅、形状を把握するに至り、豊川に面した箇所では土壙が設けられていなかったことが明らかとなった。土橋1の遺構と構築状況を把握した。
平成16年度	堀跡5の北西コーナー部と土壙跡8の地下遺構を確認した。さらに堀跡4の東端部を把握した。
平成17年度	堀跡4(丸馬出)の形状や規模を明らかにした。また、土壙跡7の延長がこのあたりまで伸びていないが、堀跡5の遺構を確認したことから、帯曲輪から野牛曲輪方面に至る繋張り状況の一部が判明した。
平成18年度	初めて、野牛曲輪で発掘調査が実施された。野牛曲輪の川岸に面した箇所に土壙が構築されていなかったことや平坦地内で「ため池状の遺構」を確認した。なお、ため池跡の形状把握を行うまでは至らなかった。

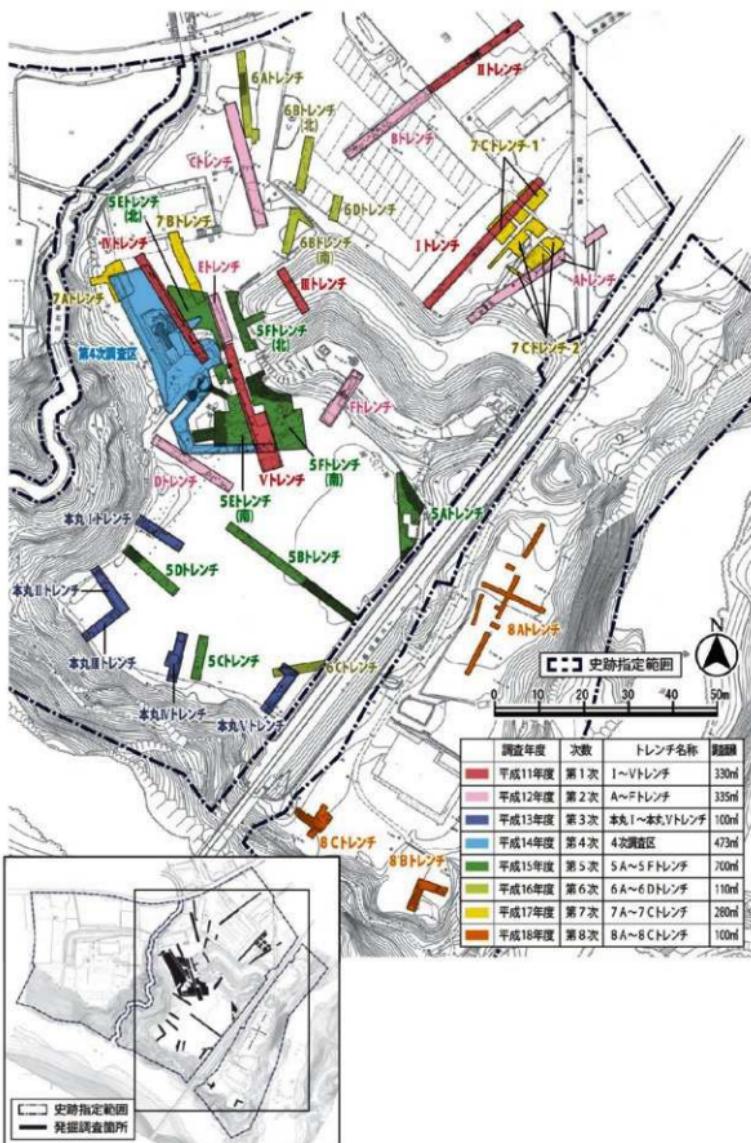


図3-19 史跡長篠城跡の発掘調査箇所図



図 3-20 主郭内の建物跡確認状況
[5B トレンチ 西から]



図 3-22 土橋跡主郭内の遺構の確認状況
[5F トレンチ（北）土橋 東から]



図 3-24 丸馬出遺構の確認状況
[7A トレンチ 南から] (縄跡の西側端部)



図 3-21 主郭内の遺物出土状況
[5B トレンチ（SK-7） 南から]



図 3-23 主郭内の建物跡確認状況
[5F トレンチ（南）（SD-6） 南から]



図 3-25 土橋跡主郭内の遺構の確認状況
[5F トレンチ（北） 南西から]

(3) 史跡指定地外の発掘調査

史跡指定地外では瓢曲輪（巴城曲輪も含む）、家老屋敷、糧庫のほか、大手曲輪（家老屋敷の北側）やため池（糧庫の北側）などの伝承地でも範囲確認調査を実施した。期間は平成18～20年（2006～2008）の3回にわたり、調査地面積の合計は380m²である。その結果、柱穴跡や溝跡、性格不明な土坑などを確認し、遺物は中世から近世のものが出土した。ここでは戦国時代の長篠城に伴う明瞭な遺構は確認できなかった。

(4) まとめ

以上をまとめると、主郭や野牛曲輪では豊川と宇連川に面した箇所には土星が設けられず、北方に対して土星や堀を巧みに配した縄張りであったことが判明した。これは、天明2年（1787）の「長篠城図」に描かれた縄張りと整合性が高い成果であった。

また、天正4年（1576）に城主の奥平信昌が新城へ移ったことで廃城となったと伝えられる長篠城であるが、大窯第4段階の遺物も出土していることから「長篠・設楽原の戦い」以後も武田氏の脅威に対する備えとして城が維持・存続された可能性が高まった。さらに主郭内で堀状遺構、帯曲輪で薬研堀などを確認し、併せて造成土層も認められたことから、16世紀中葉以降に曲輪を拡張した大規模な城郭改修が行われた様子も判明した。

指定地外では、弾正曲輪の西側や瓢曲輪の調査地では廃城後から近世初頭に継続した遺構の存在もわずかに想定されたことから、今後もさらなる調査が必要な場所となっている。

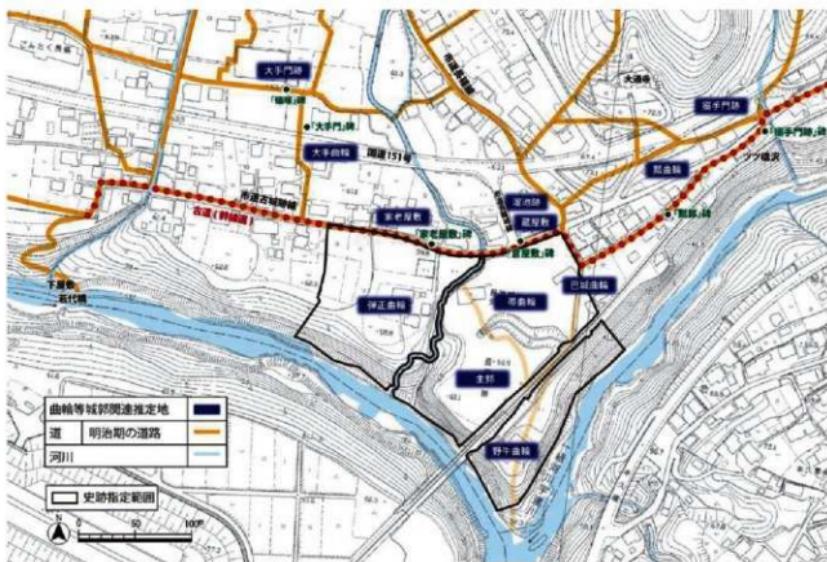


図3-26 長篠城跡の推定曲輪等配置図

4-3 遺構の概要

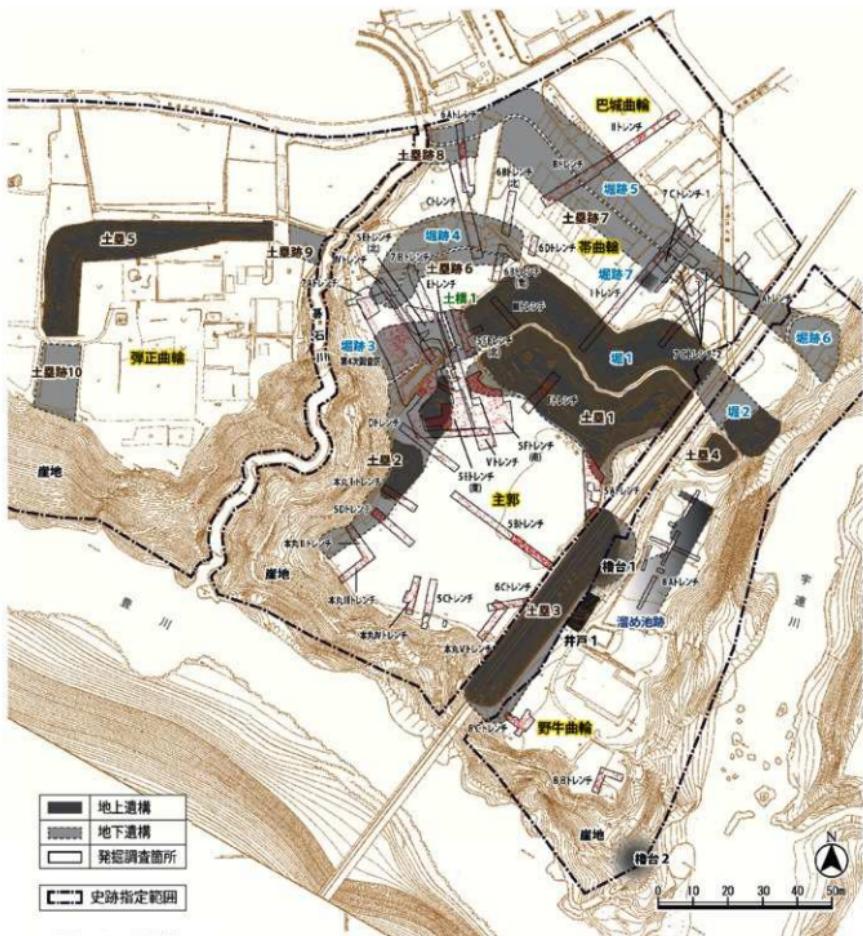
これまでの調査等の成果をふまえて城郭関連遺構の概要を、地下遺構と地上遺構ごとにまとめる。

表 3-6 遺構の概要

区分	遺構	名称	概 要
地上遺構	土壘	土壘 1	<ul style="list-style-type: none"> ・主郭北東部に所在する最大幅20m、最大長80m、高さ 5 m の大土壘。築造時期は戦国期と推定される。 ・北側虎口への横矢掛けを意識してクランク状に屈曲する。 ・発掘調査では頂部から柵列とみられる柱穴を検出した。
		土壘 2	<ul style="list-style-type: none"> ・主郭西側に残る高さ 1 m ほどの築山状の土壘 ・現況の土壘状の高まりは後世に運び入れたものである。
		土壘 3	<ul style="list-style-type: none"> ・主郭東側に所在する土壘。 ・高さ3.5m（野牛曲輪からの比高）、長さ50mほどの規模。明治頃は主郭より2.7m程の高さの土壘が残されていたとされる。現況は、飯田線の線路敷となっている。
		土壘 4	<ul style="list-style-type: none"> ・土壘 1 と一連の遺構であり、土壘1の東端部にあたる。 ・高さ 5 m、約10m四方の築山状の土壘。
		土壘 5	<ul style="list-style-type: none"> ・弾正曲輪の屋敷地を囲む土壘。高さ約 2 m、幅 5 ~10 m、長さ 83 m で L 字状に屈曲する。市道から土壘内へ通じる石積みの道と、土壘の裾にある石積みは一連の築造とみられる。 ・天明 2 年(1787)写しの「長篠城図」には、近年まであった土壘は無くなつて平地となつてゐるとある。また『鳳来町誌』には、現在の土壘は江戸時代に造られたものという。
堀	堀	堀 1	<ul style="list-style-type: none"> ・主郭北東部の堀。土壘 1 と連続する遺構で土壘と同様にクランク状に屈曲する。東端部はJR飯田線で分断されている。 ・幅 10 ~15 m、長さ 90 m、深さ 6 m、底幅 5.6 m の規模を測る。堀底には排水溝がある。
		堀 2	<ul style="list-style-type: none"> ・堀 1 の東にあり、延長部に相当する遺構。 ・幅約 10 m で東端は宇連川護岸の急崖となる。
櫓台	櫓台 1		<ul style="list-style-type: none"> ・野牛曲輪内でJR飯田線線路脇に所在する 5 m 四方の高まり。
	櫓台 2		<ul style="list-style-type: none"> ・野牛曲輪から河川合地点（渡合）に降りる小道の脇に径 5 m 程の台形状の高まりがある。天明 2 年(1787)写しの「長篠城図」（図3-16）には「ヤグラドバ」とある。渡合に張り出し見張りに適した場所である。
井戸	井戸 1		<ul style="list-style-type: none"> ・野牛曲輪内にあり「殿井」として知られる井戸。明治の中頃溜池の規模を小さくして殿井として使っていたともいわれているが、溜池遺構との関連は不明
曲輪	主郭		<ul style="list-style-type: none"> ・南北 70 m × 東西 50 m ほどの平坦地。北・東・南を土壘に囲まれ南は豊川の急崖を自然の要害とする。西側土壘の西は基石川の急崖となる。
	帶曲輪		<ul style="list-style-type: none"> ・南北 20 m × 東西 130 m ほどの平坦地。 ・主郭の北側にある帯状の曲輪で二之丸ともいわれていた。主郭の虎口部分に対して丸馬出が配置された。
	野牛曲輪		<ul style="list-style-type: none"> ・南北 100 m × 東西 20 ~40 m ほどの平坦地。現状で主郭との比高は 5 m 程ある。

		弾正曲輪	<ul style="list-style-type: none"> 南北35~60m×東西60mほどの平坦地。北から西にかけてL形状の土塁が巡る。 天明2年(1787)写しの「長篠城図」(図3-16)には、当時すでに土塁は無いこと、弾正曲輪の規模は東西80間余(約145m)、南北40間余(約72.8m)とある。これに従うと、弾正曲輪の規模は土塁に囲まれた範囲より広く、北は市道付近まで、西は史跡の西端ライン付近までとなる。
		巴城曲輪	<ul style="list-style-type: none"> 帯曲輪の北東部にあり遺構の一部が指定地とされている。範囲は確定されていないが、史跡外に延びると推定される。
地下遺構	土塁跡	土塁跡 2、6 ~ 10	<ul style="list-style-type: none"> 主郭並びに帯曲輪の発掘調査によって確認された土塁跡。 土塁跡2 : 土塁2の地下遺構部分。発掘調査から、基底部幅は20~6m、全長60m程であったと推定される。北側で大きく南に向かって狭くなる。時期の違いか、版築部分と普通盛り土の2つの築造法からなる。16世紀後半頃の遺構。 土塁跡4 : 堀跡4とセットとなり半円状の丸馬出しを形成する。検出幅4.4~6m。16世紀後半の遺構。 土塁跡7 : 幅8m、高さ3m。 土塁跡8 : 土塁7と一連の土塁とみられる。幅4.6m、長さ1.5m以上。 土塁跡9・10 : 土塁5の東端と南端部分。未調査のため遺構の残存状況、時代等は不明。
	堀跡	堀跡3 ~ 7	<ul style="list-style-type: none"> 主郭並びに帯曲輪の発掘調査によって確認された堀跡。明治期に埋め戻された。 堀跡3 : 堀1の西端部に当たる。明治期に埋められたとみられる。 堀跡4 : 主郭虎口の前にあり、半円状を呈する。幅8~10.8m、深さ約4.6m、推定長さ約50m。16世紀後半頃の遺構。 堀跡5(外堀) : 幅11~5m、深さ3m、推定長さ約130m。北側は市道まで延びる。戦国期の遺構。明治期に最終的に埋め立てられる。 堀跡6 : JR飯田線によって分断された堀跡5の延長部。未調査であるが、東端は宇連川急崖に向かって崖地となる。 堀跡7 : 帯曲輪で確認された薬研堀。16世紀前半頃の遺構。
	土橋跡	土橋1 主郭虎口	<ul style="list-style-type: none"> 堀1の西脇の発掘調査で検出。長さ約14m、検出幅3.0~0.2m、土塁1と接続する。上部1.3mは版築、下部約2mは普通盛り土。16世紀後半の築造とみられる。 土塁1に土橋が接続していること、土塁1と土塁2が食い違うことから、虎口の形状は北から入ると土橋を渡り土塁1の手前で西に折れ、再度南に向かう変える形状とみられる。
	建物跡	柱跡など	<ul style="list-style-type: none"> 主郭や帯曲輪での発掘調査によって掘立柱建物跡や櫓の一部とみられる柱穴が所々で確認されている。瓦が出土しないことから瓦葺きでない建物とみられる。天目茶碗等の遺物から長篠城が居館的施設などの存在も想定されるが、詳細は不明である。
	溜池跡	(貯水池の遺構)	<ul style="list-style-type: none"> 野牛曲輪から、発掘調査で確認された南北方向に長い溜池(貯水池の遺構)。長軸35m以上、短軸5~11m以上の南北方向に長い遺構で出土遺物から16世紀後半と推定され、水堀または隣接して廄跡推定地があることから馬洗い池の可能性が指摘されている。北端は西側から平坦面が張り出し池は細くなつており、虎口や櫓台跡との関連が想定される。江戸期の「諸国古城之図」「長篠城図」にも池状のものが描かれている。

溜池跡 (貯水池的遺構)	<p>・野牛曲輪から、発掘調査で確認された南北方向に長い溜池（貯水池的遺構）。長軸35m以上、短軸5~11m以上の南北方向に長い遺構で出土遺物から16世紀後半と推定され、水堀または隣接して厩跡推定地があることから馬洗い池の可能性が指摘されている。北端は西側から平坦面が張り出し池は細くなつており、虎口や櫓台跡との関連が想定される。江戸期の「諸国古城之図」「長篠城図」にも池状のものが描かれている。</p>
-----------------	--



堀跡 7 は下層遺構

図 3-27 長篠城跡の遺構推定図

第4章 史跡指定の内容

第1節 史跡指定に至る経緯

長篠城の廃城後、江戸時代では徳川家康・徳川家との関係性を示す場所として、明治時代では国内の重要な合戦地研究の対象地として重要視され取り上げられてきた。それまでは我が国を代表する歴史的な侧面から評価されてきた長篠城跡であったが、大正時代に入ると、ここに新たな価値が加えられることとなった。

大正2年(1913)、陸軍特別大演習の開催地が愛知県に決定すると、大正天皇を案内する場所を選定するために県内の名所・旧蹟・古戦場の調査が実施された。この結果、歴史的に著名な旧蹟等が次第に埋もれていく状況を把握した愛知県では、県内各所の名所・旧蹟を保護するための政策を打ち出すことを決定した。大正5年(1916)、90か所に及ぶ記念標柱の建設地が選出され、その中に長篠城跡も含まれた。ここにおいて初めて、長篠城跡に文化財保護の観点からの価値が与えられた。

大正8年(1919)、史跡や天然記念物等を破壊から保護するために「史蹟名勝天然紀念物保存法」が制定されると、愛知県では史蹟名勝天然紀念物調査会を組織して再び県内の史跡等の調査を開始した。大正15年(1926)、『愛知縣史蹟名勝天然紀念物調査報告 第四』を発刊し、その中で長篠城跡については「三遠信の国境近く、武田と徳川の双方にとって攻守の重要地であった」と立地的な評価が加えられることとなった。

そして昭和4年(1929)12月17日、長篠城は土塁や堀跡が残存し往時の姿がうかがえる城跡として、国の史跡に指定された。長篠城跡の指定は、城跡・戦跡のうち初期に指定された史跡の一つであり、五稜郭・安土城跡・姫路城跡などに次いで全国で8件目、県内では小牧山に次ぐ2例目であった。

第2節 指定の状況

2-1 指定内容

名 称：長篠城跡

指定基準：史跡の部二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

指定説明：永正五年菅沼元成初メテ之ヲ築キ、天正三年長篠役後廢城トナレリ、本丸帶郭、

野牛郭、彈正郭ノ地點ニ城壕及防壘ノ跡今ニ殘存シ舊規尚見ルヘキモノアリ

保存ノ要件公益上必要已ムヲ得サル場合ノ外現状ノ変更ハ之ヲ許可セサルコト

ヲ要ス、左ノ事項ハ許可ニ当リ十分ノ注意ヲ要ス

1 道路ノ新設並改修 2 工作物ノ建設並改築 3 樹木ノ栽植並伐採

指定地域：愛知県新城市長篠

字市場15-1、15-2、15-4、15-6、15-7、15-8、16-1、16-2、16-4、16-5、17-1、17-2、18、

18-2, 18-3, 18-4, 18-5, 19-1, 19-2, 20-1, 20-2, 20-3, 21-1, 21-2, 21-3, 21-4, 21-5,
21-6, 21-7, 21-8, 21-9, 21-10, 21-11, 21-12, 21-13, 21-14, 22-1, 22-2, 22-3, 22-4,
22-5, 24-1, 24-2, 24-3, 24-4, 24-5, 24-6, 24-7, 24-8, 24-9, 24-10, 25, 26-1, 26-2,
26-3, 26-4, 26-5, 26-6, 26-7, 26-8

字岩代1-1, 1-2, 2, 2-1, 3-1, 3-2, 4-1, 4-2, 4-3, 5-1, 5-2, 7-1, 7-2, 8-1, 8-2, 8-3,
8-4, 8-5, 9, 9-1, 9-2, 10-1, 10-2

指定面積 : 35,506.24m²

管理団体 : 長篠村（現 新城市） 昭和5年2月18日指定

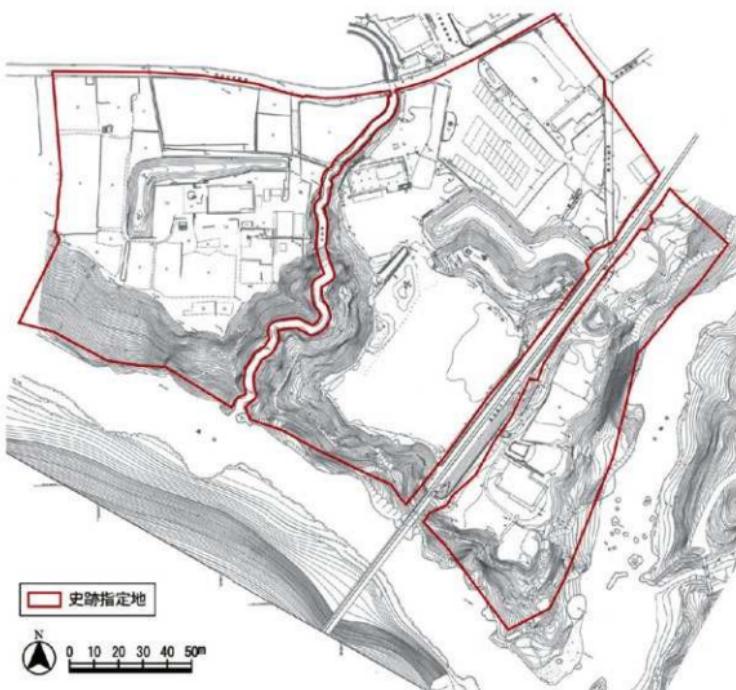


図4-1 史跡指定範囲図

(※指定範囲は測量図に地籍図を重ねて作成したもので、土地境界確定によるものではない。)

2-2 指定告示

◎文部省告示第三百七十号
史蹟名勝天然紀念物保存法第一條ニ依リ左ノ通指定ス
昭和四年十二月十七日

2-3 所有状況と現在の指定地番

表 4-1 指定地番一覧

字名	地番	旧番地	面積m ²	地目	所有者	字名	地番	旧番地	面積m ²	地目	所有者
市場	15-1	15-1	148.00	畠	新城市	市場	24-2	24-2	46.28	宅地	新城市
市場	15-2	15-2	261.00	畠	新城市	市場	24-3	24-3	119.00	宅地	新城市
市場	15-4	15-4	423.00	畠	新城市	市場	24-4	—	109.00	道路敷	新城市
市場	15-6	15-2	76.00	山林	新城市	市場	24-5	24-5	806.61	宅地	新城市
市場	15-7	15	122.00	畠	民有地	市場	24-6	—	3.30	道路敷	新城市
市場	15-8	15	174.00	畠	新城市	市場	24-7	24-1	49.00	雑種地	新城市
市場	16-1	16-1	595.44	宅地	新城市	市場	24-8	24-2	19.00	雑種地	新城市
市場	16-2	16-2	372.00	畠	新城市	市場	24-9	24-3	3.30	道路敷	新城市
市場	16-4	16-4	363.00	畠	新城市	市場	24-10	24-5	211.57	宅地	新城市
市場	16-5	16-5	95.00	畠	新城市	市場	25	25	396.69	宅地	新城市
市場	17-1	17-1	59.00	山林	新城市	市場	26-1	26-1	268.00	畠	民有地
市場	17-2	17-2	36.00	山林	新城市	市場	26-2	26-2	314.04	宅地	新城市
市場	18	18	882.00	山林	新城市	市場	26-3	26-3	317.35	宅地	民有地
市場	18-2	18-2	1,183.00	山林	新城市	市場	26-4	26-1	13.00	道路敷	新城市
市場	18-3	18-3	476.00	山林	新城市	市場	26-5	26-1	252.00	宅地	新城市
市場	18-4	18-4	330.00	山林	新城市	市場	26-6	26-1	537.00	雑種地	新城市
市場	18-5	18-5	46.00	山林	新城市	市場	26-7	26-1	268.00	雑種地	新城市
市場	19-1	19-1	16.00	原野	新城市	市場	26-8	—	23.00	井溝	新城市
市場	19-2	19-2	1,412.56	宅地	新城市	岩代	1-1	1	66.00	雑種地	新城市
市場	20-1	20-1	398.00	山林	民有地	岩代	1-2	1	26.00	道路敷	新城市
市場	20-2	20-2	1,738.00	畠	新城市	岩代	2	2	532.00	雑種地	新城市
市場	20-3	20-3	79.00	原野	新城市	岩代	2-1	2-1	218.00	雑種地	新城市
市場	21-1	21-1	102.47	宅地	新城市	岩代	3-1	3	714.00	畠	新城市
市場	21-2	21-2	234.00	畠	新城市	岩代	3-2	3	105.00	道路敷	新城市
市場	21-3	21-3	191.73	宅地	新城市	岩代	4-1	—	69.00	井溝	新城市
市場	21-4	21-4	1,722.00	山林	新城市	岩代	4-2	4	585.00	畠	新城市
市場	21-5	21-5	1,097.00	山林	新城市	岩代	4-3	4	52.00	道路敷	新城市
市場	21-6	21-6	82.64	宅地	新城市	岩代	5-1	5-1	3,441.32	宅地	民有地
市場	21-7	21-7	115.00	山林	新城市	岩代	5-2	5-2	1,533.00	畠	民有地
市場	21-8	21-8	125.61	宅地	新城市	岩代	7-1	7-1	575.00	山林	民有地
市場	21-9	21-9	737.00	原野	新城市	岩代	7-2	7-2	1,603.00	山林	民有地
市場	21-10	21-10	753.00	原野	新城市	岩代	8-1	8-1	280.00	山林	民有地
市場	21-11	21-11	148.76	宅地	新城市	岩代	8-2	8-1	519.00	山林	民有地
市場	21-12	21-12	122.00	原野	新城市	岩代	8-3	8-1	168.00	山林	民有地
市場	21-13	21-13	710.00	原野	新城市	岩代	8-4	8	748.00	畠	新城市
市場	21-14	21-6	82.00	原野	新城市	岩代	8-5	8	1,073.00	雑種地	新城市
市場	22-1	22-1	859.50	宅地	新城市	岩代	9	9	238.00	畠	民有地
市場	22-2	22-2	1,282.00	原野	民有地	岩代	9-1	9-1	500.66	宅地	民有地
市場	22-3	22-3	370.00	畠	民有地	岩代	9-2	9-1	38.00	道路敷	新城市
市場	22-4	22-4	46.00	原野	民有地	岩代	10-1	10	148.00	畠	民有地
市場	22-5	—	158.00	道路敷	新城市	岩代	10-2	10	19.00	道路敷	新城市
市場	24-1	24-1	211.57	宅地	新城市	その他の地番のない赤道					65.84
						合計					35,506.24

2-4 公地化とその経過

保存管理団体である新城市は、史跡指定以前の旧長篠村の時代から、遺跡の保存のために公有化を実施している。令和元年度現在における指定地の公有化率は66.3%である。

表4-2 指定地の土地所有状況

所有	面積	割合
民有地	11,965.17m ²	33.7%
公有地	23,541.07m ²	66.3%
(合計)	35,506.24m ²	100.0%

表4-3 公有地化の経過

年月日	原因	字名	地番	面積m ²	年月日	原因	字名	地番	面積m ²	
大正	13年 2月29日	売買	市場	20-2 1738.00	平成	3年 2月27日	売買	岩代	8-5 1073.00	
				20-3 79.00						
	14年 12月20日	売買	市場	21-10 753.00		4年 3月5日	売買	岩代	8-4 748.00	
				21-12 122.00						
	15年 3月30日	売買	市場	21-13 710.00		9年 3月5日	売買	市場	24-1 211.57	
				21-14 710.00						
	昭和	9年 1月20日	売買	市場	14年	譲与	市場	24-2 46.28	24-7 49.00	
		37年 12月2日	売買	市場		譲与	市場	24-8 19.00	24-9 3.30	
	39年 4月1日	寄付	市場	21-1 102.47 21-3 191.73 21-6 82.64 21-8 125.61 21-11 148.76 22-1 859.50 26-5 252.00 24-10 211.57 24-3 119.00 24-5 806.61 25 396.69 26-2 314.04 10月12日 423.00 26-7 268.00 2-1 218.00 26-6 537.00 1-1 66.00 2 532.00 3-1 714.00 4-2 585.00		譲与	市場	26-4 13.00 24-2 26.00 3-2 105.00 4-3 52.00 9-2 38.00 10-2 19.00	22-5 158.00 24-4 109.00 24-6 3.30	
						16年 1月30日	譲与	市場	17-2 36.00 18-5 46.00 19-1 16.00	
	43年 5月10日	売買	市場	26-5 252.00 24-10 211.57 24-3 119.00 24-5 806.61 25 396.69 26-2 314.04 15-4 423.00 26-7 268.00 2-1 218.00 26-6 537.00 1-1 66.00 2 532.00 3-1 714.00 4-2 585.00		譲与	市場	18-5 22-5 158.00 18-4 109.00 18-6 3.30	17-2 36.00 18-5 46.00 19-1 16.00	
						17年 3月7日	売買	市場	18-5 22-5 158.00 18-4 109.00 18-6 3.30	
	49年 5月19日	売買	市場	24-10 211.57 24-3 119.00 24-5 806.61 25 396.69 26-2 314.04 10月12日 423.00 26-7 268.00 2-1 218.00 26-6 537.00 1-1 66.00 2 532.00 3-1 714.00 4-2 585.00		譲与	市場	18-5 22-5 158.00 18-4 109.00 18-6 3.30	17-2 36.00 18-5 46.00 19-1 16.00	
	56年 9月25日	売買	市場	26-7 268.00 岩代 2-1 218.00 26-6 537.00 1-1 66.00 2 532.00		譲与	市場	18-5 22-5 158.00 18-4 109.00 18-6 3.30	17-2 36.00 18-5 46.00 19-1 16.00	
	57年 2月10日	売買	市場	岩代 1-1 66.00 2 532.00		譲与	市場	18-5 22-5 158.00 18-4 109.00 18-6 3.30	17-2 36.00 18-5 46.00 19-1 16.00	
	59年 11月9日	売買	岩代	3-1 714.00 4-2 585.00		譲与	市場	18-5 22-5 158.00 18-4 109.00 18-6 3.30	17-2 36.00 18-5 46.00 19-1 16.00	
	平成 元年	売買	市場	15-8 174.00 16-1 595.44 16-2 372.00 16-5 95.00		譲与	市場	18-5 22-5 158.00 18-4 109.00 18-6 3.30	17-2 36.00 18-5 46.00 19-1 16.00	

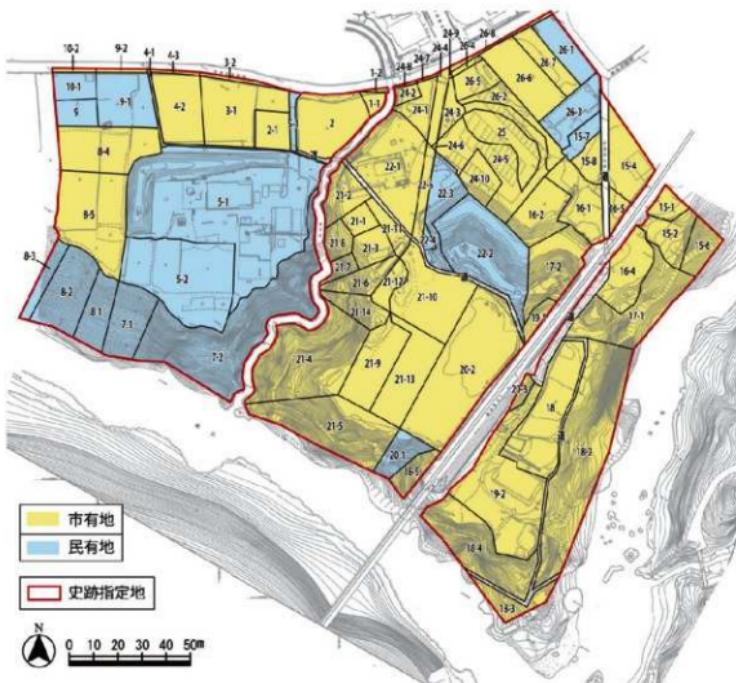


図4-2 指定地の土地所有状況図
(※測量図に地籍図を重ねて作成したもので、土地境界確定によるものではない。)

第5章 史跡長篠城跡の本質的価値

第1節 史跡長篠城跡の本質的価値

ここでは長篠城跡の本質的価値について、以下のとおりに整理する。

○ 横矢掛け土塁や堀などの現存遺構や出土遺物等

長篠城跡の地上に現存する遺構、地下遺構、出土遺物（考古資料）は城郭の様子や価値を物語る上で重要な要素となっている。

ほぼ完全な形で現存する主郭北東部の巨大な屈曲した大土塁（土塁1）は、主郭虎口に攻める敵の側面を攻撃する「横矢掛け」となっている。これに加え、未だ石垣が一般的でない段階において、火縄銃からの攻撃に対して土塁が大型化した可能性も指摘されている。そのため、土塁1は土塁から石垣への過渡期に造られたことを示す全国的に珍しいものとして、特に評価が高い現存遺構となっている。

次いで、発掘調査によって指定地内で薬研堀や丸馬出などの地下遺構が確認され、16世紀後半以降に主郭などの曲輪を広げて城郭の拡大が行われたことが判明した。さらに、主郭の正面（前面）の「丸馬出」などによって、土塁と堀を巧みに配して陸続きの北側からの侵入に対する防備性を高める大規模な縄張り改修が行われた事実も明らかとなった。武田の脅威に対して備えた長篠城（徳川方）の緊迫した状況も物語るものとして、今なお良好に保存されている地下遺構は、史跡に欠くことのできない重要な価値がある。

また、地下遺構とともに出土した遺物は、中国産の青磁、白磁、青花や瀬戸美濃産の天目茶碗、すり鉢や土師器の鍋や皿、火縄銃の玉などが確認されている。それら出土遺物のうち日常雑器の種類や数量などから、長篠城が改修される以前は日常的に城主が生活していた空間であったが、改修後は軍事拠点的な場所に変容した様子がうかがわれる。そのうえ、天正4年（1576）の新城城築城後も武田氏の脅威に備えるべく長篠城が存続していた可能性があることなども考えられた。これまで文献資料等では伝えられてこなかった長篠城の姿を補完する資料として、出土遺物も重要な要素といえる。

○ 河川や岩盤の急斜面などの自然地形

長篠城跡の東面と南面を流れる「宇連川」と「豊川」は、山間地特有のV字渓谷となっている。川幅60~70m、比高差約30mを測る2本の大河が合流する城郭南側の景観は、見るものにここが「難攻不落」の要塞地であるとの印象を与えてくれる。

この自然景観は川を「巨大な堀」に、川岸の急傾斜な岩盤の崖地は「高石垣」に比喩され、防備の優れた「後ろ堅固な城郭」長篠城を代表する特徴となっている。

○ 「交通の要所地」と「勢力の境目」にある立地

古くから豊川右岸や宇連川左岸には「川添道」が通り、近世以降、これらルートを踏襲するよう長篠城が所在する付近では「伊那街道」や「別所街道」などの幹線路が整備された。そのため、戦国時代の当地は美濃・信濃・遠江・三河平野部とを結ぶ交通の要所と

なり、このような道を利用して今川義元や武田信玄は進攻してきたものと考えられている。また、ここは東三河地域の平野部と山間部の境目に位置し、豊川を降った河口近くには吉田城が所在し、岡崎から浜松地域を治めた徳川領の中間拠点地に至ることもできる。

16世紀後半以降、領内の安定や広域的な拡大を図る今川氏や武田氏は、東三河地域山間部で陸上と河川交通の「要所地」に立地した長篠城を地域支配の要や橋頭堡として重視し、領地の分断を恐れた徳川家康がそれを阻止しようと対立した。つまり、これら「勢力の境目」地となつたことに長篠城の特色がある。全国的に著名な「長篠・設楽原の戦い」の契機となつた城郭が有する地理的環境は、戦国史研究が注視する要素の一つに挙げられていく。

○「長篠・設楽原の戦い」の舞台

天正3年(1575)の「長篠・設楽原の戦い」は国内の歴史的な事象が起つた重要な場所として学校教材にも取り上げられている。全国的に著名な「戦い」に関する顕彰や評価、城跡の保存などの江戸時代から地域住民らが継承する活動は、長篠城跡に欠かず事が出来ない歴史的価値を育んでいる。

第2節 史跡の構成要素の特定

ここでは史跡長篠城跡の本質的価値を以下のような視点に基づいて、構成する諸要素を特定した。

2-1 構成要素の区分

長篠城跡を構成する諸要素は、史跡長篠城跡を構成する諸要素と、史跡長篠城跡の周辺環境を構成する諸要素に大きく区別できる。また、史跡長篠城跡を構成する諸要素は、史跡の本質的価値である城郭としての価値を有する諸要素（A）と、史跡指定以前に建立された戦跡の顕彰碑類、指定後まもなく設置された史跡標識・説明板といった長篠城跡の保存と顕彰の歴史に係わる諸要素（B）、A B以外のその他の諸要素（C）に区分できる。さらにCの諸要素は、史跡の保存管理と活用に必要な要素（C-1）と、これら以外の史跡の保存活用に直接関連しない要素（C-2）に細区分される。

史跡外である史跡長篠城跡の周辺環境を構成する諸要素は、長篠城跡関連要素やその他周辺環境を構成する諸要素からなる。

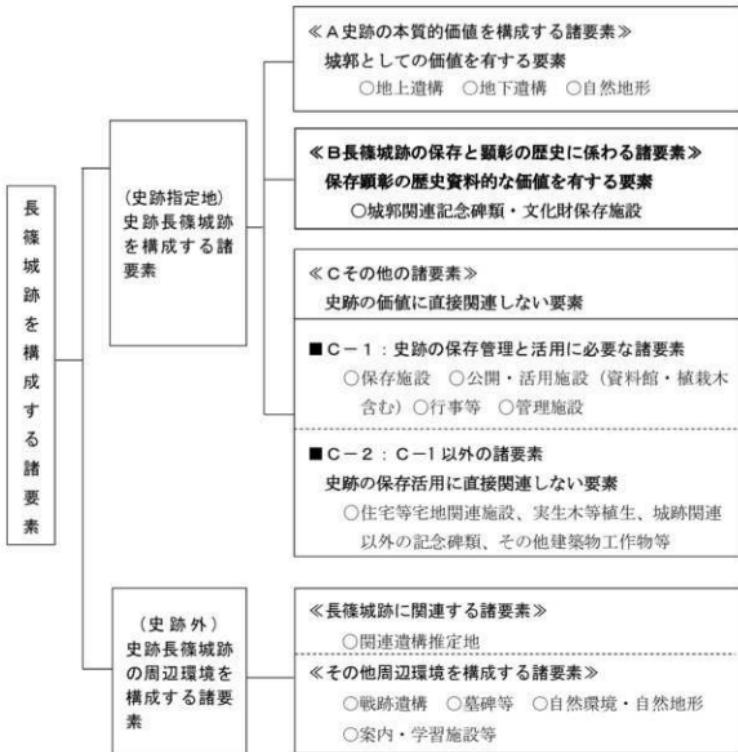


図5-1 史跡長篠城とその周辺環境を構成する要素の体系図

2-2 長篠城跡を構成する諸要素

ここでは、長篠城跡の本質的価値を具体的に構成するものを明らかにする。

(1) 史跡長篠城跡を構成する諸要素

A : 史跡の本質的価値を構成する諸要素

Aの本質的価値とは、城郭としての価値を有しているものが対象となる。具体的な要素としては、現存する土壘や堀、曲輪などの地上遺構、発掘調査で確認された堀跡や建物跡、出土した遺物からなる地下遺構等、また、河川に面した切岸状の岩盤の崖地などの自然地形がある。

B : 長篠城跡の保存と顕彰の歴史に係わる諸要素

Bは大正～昭和初期に、「長篠・設楽原の戦い」の地を顕彰・保存するために建立された顕彰碑や文化財保存施設等である。具体的には、大正3年(1914)に長篠古戦場顕彰会が設置した古戦場関連石碑（6基残存）、大正7年(1918)設置の「長篠城跡」記名石碑、大正7年のお手植えの松（枯死）、江戸期の代官林高英の頌徳碑、および史跡指定に係わる保存施設がある。保存施設とは史跡指定に係わる史跡標識・説明板・境界標のことであり、設置後約90年が経過しており史跡保存の歴史を伝える資料的な価値を有するに至っている。なお、これら対象物は原位置での保存を基本とすることが望ましいが、遺構の復旧等、史跡の本質的価値を構成する諸要素の保存活用を優先し、学識経験者等の有識者会議で議論・検討を経た上で、場合によっては移設して残すなど取扱いを検討すべきものがある。

C : その他の諸要素

Cは史跡の価値に直接関連しない要素が対象となる。

C-1は史跡の保存管理と活用のために欠かすことができない保存管理、公開活用関連施設が対象となる。

具体的には史跡であることを周知する史跡標識や説明板・標柱・境界標といった保存施設、史跡のガイダンス施設としての長篠城址史跡保存館、安全柵等の管理施設、案内・解説板、ベンチ等休憩施設、修景・緑陰植栽、駐車場等の公開活用関連施設がある。このうち植栽については、巨木化・古木化したもの、遺構の直上に植栽されたもの、危険木等遺構や景観に影響を与えることがあることから、適切な管理によって一定の制御が必要な要素である。また、ガイダンス施設と駐車場は公開・活用施設として重要な施設であるが、本施設は史跡内の重要遺構上にある大規模施設であることから取扱いを検討すべきものである。

史跡内の行事として、日本史上重要な戦跡を顕彰する「長篠合戦のぼりまつり」があるが、まつり関連の幟立てなど常設施設がある。

C-2は史跡の保存活用には直接関連しない要素で、史跡の保存活用、史跡景観や環境保全の観点から、必要に応じて撤去や移転を検討すべき要素を対象とする。具体的には民家関連施設や道路施設、旧神社関連施設、現代の石積や擁壁、実生木等植生などがある。

植生は史跡の保存活用の観点から適切な管理によって伐採を含めて一定の制御が必要な要素である。

表5-1 史跡長篠城跡を構成する要素の分類図（史跡指定地内）

分類		内容	
長篠城跡を構成する諸要素 （1）史跡長篠城跡を構成する諸要素	A 史跡の本質的価値を構成する諸要素	地上遺構	土塁、堀、櫓台、井戸、曲輪
		地下遺構等	土塁跡、堀跡、建物跡、土橋跡、溝跡、門跡、出土遺物など
		自然地形	豊川、宇連川、碁石川、河川に面した崖地
B 長篠城跡の保存と顕彰の歴史に係わる諸要素	C その他の諸要素	城郭関連記念碑類・文化財保存施設	<顕彰碑類> T3長篠古戦場顕彰会建立石標6基、T7長篠村建立「長篠城址」名称石碑、林高英頌徳碑 <記念植樹> T7「御手植えの松」(枯死) <文化財保存施設> S6史跡標識・S6説明板・S6境界標
		保存施設	境界標、銘板(名称板)
		公開・活用施設	長篠城址史跡保存館、説明板等サイン類、園路、ベンチ等休憩施設、修景・緑陰植栽、駐車場、長篠合戦のぼりまつり関連施設(幡立て、安土等)
C-1 史跡の保存管理と活用に必要な諸要素	C-2 C-1以外の諸要素	管理施設	管理用柵類、消火栓等防災施設、水道・電気設備
		史跡の保存活用に直接関連しない要素	民家建物等建築物、鳥居等工作物、石積等構造物、道路関連施設、植生(実生含)等、その他記念碑(卒業記念碑、明治百年記念、年代不明記念碑等)、記念植樹(H4オーク、H3エノキ)

(表・内容のT,S,Hはそれぞれ大正、昭和、平成の設置年を示す)

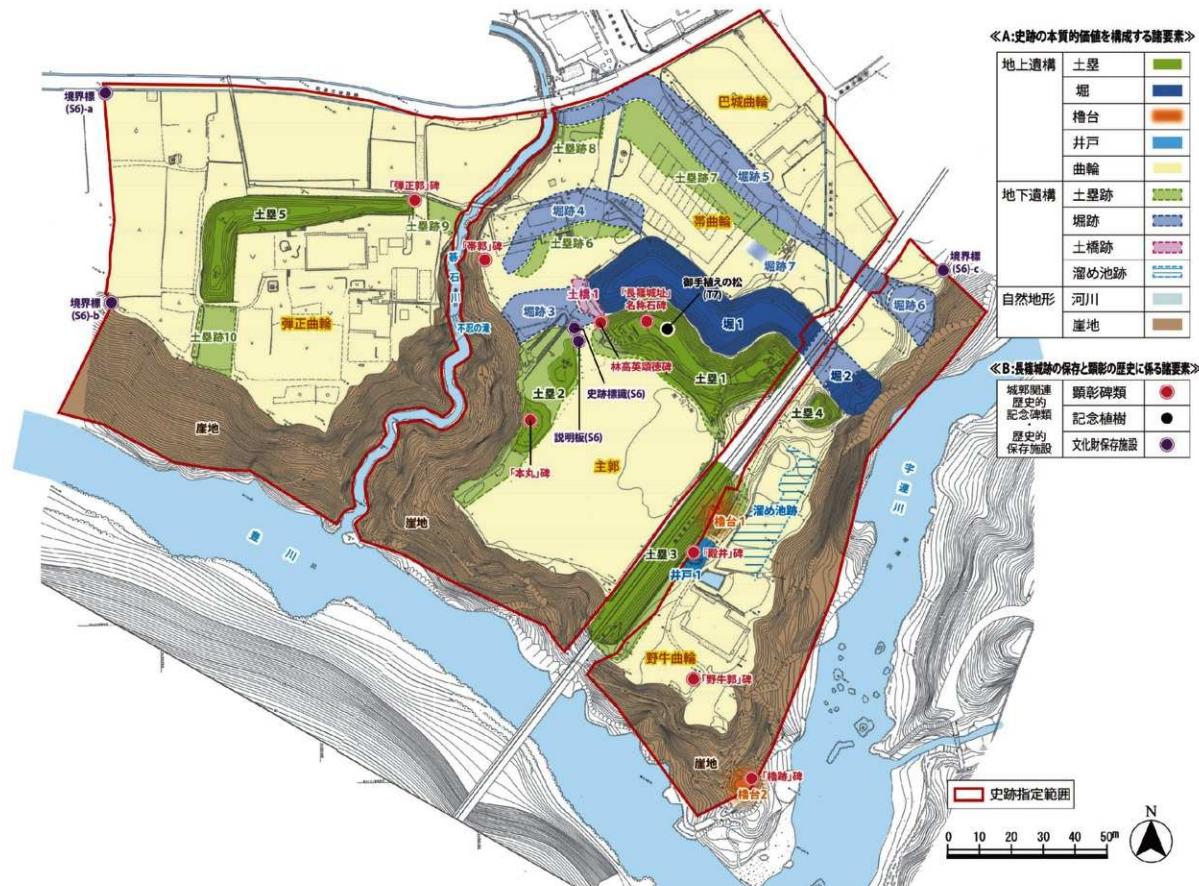


図 5-2 史跡の本質的価値を構成する諸要素と、長篠城跡の保存と顕彰の歴史に係わる諸要素

■ A : 史跡の本質的価値を構成する諸要素



図5-3 A-地上遺構、自然地形

■ B：長篠城跡の保存と顕彰の歴史に係わる諸要素



図 5-4 B-文化財保存施設

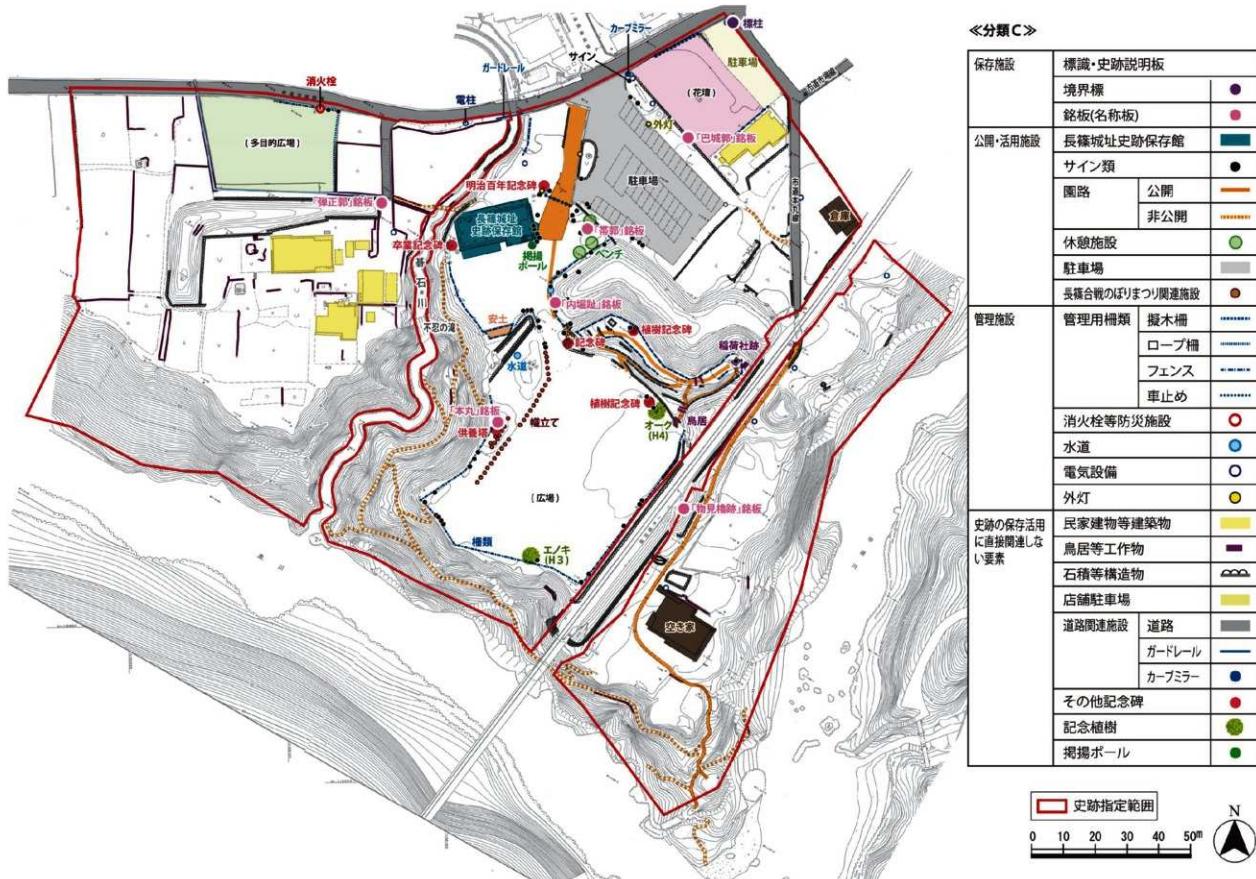


図 5-5 B-記念碑類



記念植樹(御手植えの松) T7 植栽 (枯死)

図 5-6 B-記念植樹



■ C-1：史跡の保存管理と活用に必要な要素



図 5-8 C-1 保存施設



長篠城址史跡保存館(外観)



サイン(案内)



サイン(解説)



サイン(記名)



サイン(誘導)

サイン(注意)



園路



園路(階段)



トイレ(保存館内)

休憩スペース・ベンチ

ベンチ

修景・緑陰植栽



駐車場



長篠合戦のぼりまつり関連(幡立て・安土 等)



図5-9 C-公開活用施設



柵(擬木)



柵(ロープ)



柵(フェンス)



柵(車止め)



防災施設



水道



外灯



電柱

図5-10 C-管理施設

■ C-1 : C-2以外の諸要素



空き家



倉庫

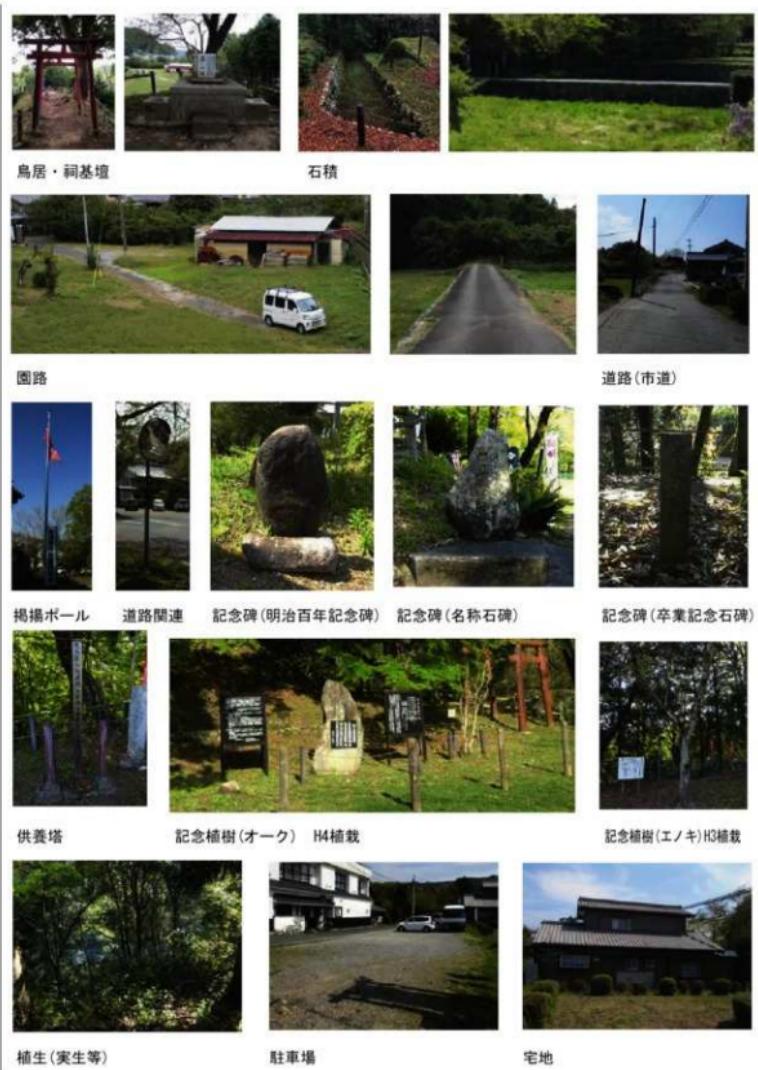


図5-11 C—史跡の保存活用に直接関連しない要素

(2) 史跡長篠城跡の周辺環境を構成する諸要素

史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素とは、史跡の隣接地やその周辺環境を構成するものであり、長篠城跡関連遺構の分布が想定される地や、長篠・設楽原の戦いに関連する戦跡等歴史的要素、史跡に接する宇連川等3つの河川や、医王寺山や五ヶ岳が置かれた山並み等の自然環境など長篠城跡と歴史的な繋がりを持つ場所や自然環境などと、その他の宅地や道路、JR飯田線等の社会的要素における周辺環境などがある。

なお、史跡長篠城跡の周辺環境の範囲については、ここでは長篠・設楽原の戦いの関連地のうち、長篠城攻防地域（第2章 図2-29で「長篠城攻防地域」として○で囲んだ範囲）を対象とする。

表5-2 史跡長篠城跡の周辺環境を構成する要素の分類図（史跡指定地外）

分類		内容	
長篠城跡を構成する諸要素 (2) 史跡長篠城跡の周辺環境を構成する諸要素	長篠城跡に関連する諸要素	指定地外の城郭 関連遺構推定地	巴城曲輪、瓢曲輪など
	その他の諸要素	長篠城攻防関連陣所（比定地含む）	医王寺山武田勝頼本陣地跡 長篠城攻防関連砦：鳶ヶ巣山砦・中山砦等乗本五砦・大通寺山・水上山（天神山）
		墓碑・戦跡歴史的案内石標識等	鳥居強右衛門の墓・同隸死之碑、蟻塙（蟻封塔）、大通寺盃井碑、馬場信房の墓など
		自然地形・河川等自然環境	史跡に接する豊川・宇連川・碁石川 医王寺山、大通寺山、五ヶ岳の置かれた山並みなど
		案内・学習施設、便益施設等	文化財説明板、史跡めぐり導標、戦跡・墓等文化財説明板、標柱、看板、中山砦展望台等
	周辺環境	JR飯田線、道路、農地、宅地、看板など	

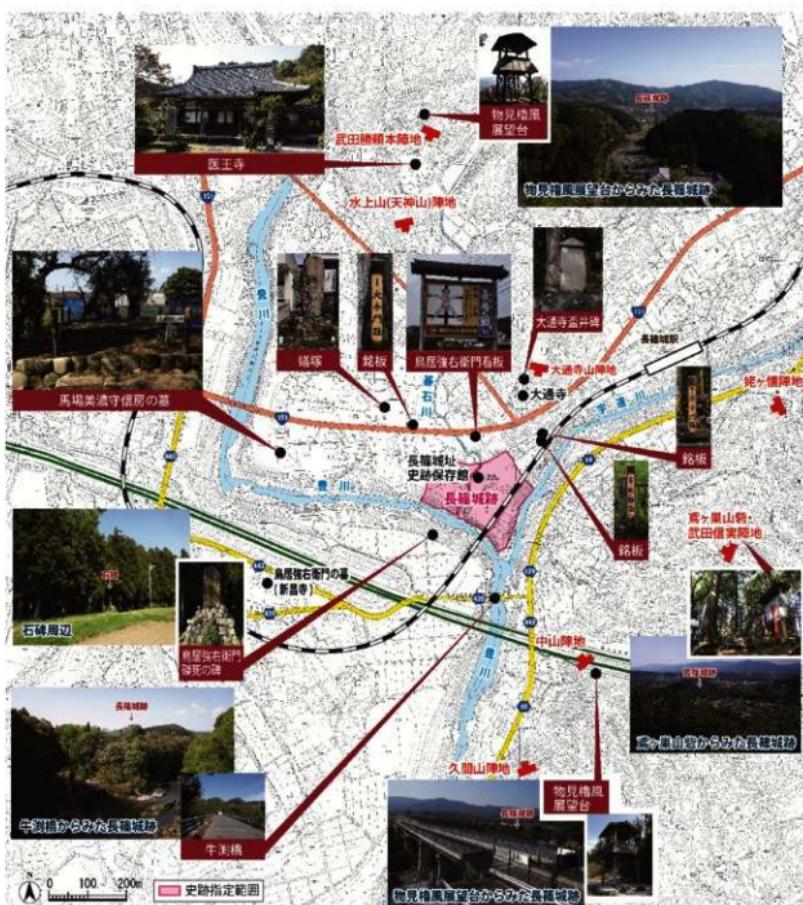


図5-12 史跡長篠城跡の周辺環境を構成する諸要素：その他の諸要素
(長篠城跡に関連する諸要素：指定地外の城郭遺構推定地は第3章 図3-26参照)

第6章 現状と課題

第1節 保存管理の現状と課題

1-1 史跡指定地全体の現状と課題

<史跡の本質的価値を構成する要素の把握と解明>	
【現状】	○史跡内ではこれまで整備のための発掘調査が8か年にわたって実施されており、主郭や帶曲輪、野牛曲輪に埋没している地下遺構がおまかに判明した。
【課題】	○史跡指定地では城郭全体の曲輪の配置状況、各曲輪の虎口の位置・形状、土壘・堀の全体像など未解明の箇所があるなど、遺構の全容の解明に至っていない。 ○1～4次調査では、座標を記録していなかったために正確な調査箇所が不明であり、整備に際しては調査成果の反映が困難である。

<史跡の基本情報の把握と周知>	
【現状】	○史跡の指定は、文化財保護法の前身である史跡名勝天然紀念物保存法により昭和4年(1929)に指定された。指定は地番指定であり、分筆等による新地番の把握や地番調査による指定時の指定地番のもれ等を確認し、新規算入作業を行っている。 ○指定地番と現地における対応は、指定後まもなく設置されたとみられる境界杭が現地に4基残る(内1基は更新)。平成11年(1999)9月に測量図(縮尺1/500)を作成し、現地に設置されたJRとの境界杭等も表示している。河川との境界については現地における境界確定はなされていない。 ○史跡であることを現地で明示・周知するため、昭和6年(1931)に史跡標識、史跡説明板を設置している。石製で耐久性はあるが、説明板は経年変化によるコケ・カビ・黒ずみ等で説明文が判読しづらい状況である。
【課題】	○地番指定であることから、現地との対応において境界が一部不明瞭な箇所がある。特に、史跡に隣接する道路や河川の関連部署・機関との調整が十分でなかった経緯から、道路の拡幅範囲が史跡部分に及んでいたり、河川区域との境界が不明瞭であるなど、史跡として保存すべき土地の把握が万全とはいえない。 ○現地に設置されている史跡説明板は、設置後約90年と歴史的価値があるが、説明文がカビや汚れ等で判読できず、保存施設としての機能を十分發揮していない。また指定範囲等の明示は現地で行っていないなど、史跡の価値・史跡範囲が現地で理解・把握できない。史跡説明文の内容は昭和4年(1929)の指定の際の説明文を元にした簡略なもので、既存調査の成果の説明もなく、全体に史跡の価値の周知が不十分である。

＜史跡の保存状況＞	
【現状】	<ul style="list-style-type: none"> ○地上遺構については比較的良好に現状保存されているが、大土壙（土壙1）は頂部への階段・園路が設定されており、踏圧・裸地化等による土砂流亡がみられる他、土壙や空堀上の植栽・植生木の倒木による遺構の陥没等が生じている。 ○主郭と野牛曲輪の間の土星上をJR飯田線が通っており、鉄軌道部分は史跡から外れている。その敷設工事に際して残存する土壙も削られたとされ、この範囲に虎口等重要遺構が含まれるとみられるが確認が出来ない状況である。また帶曲輪から野牛曲輪へ通じる踏切には遮断機等が無く、見学の安全上からも問題がある。 ○地下遺構については、掘削等の遺構に影響を及ぼす行為は規制されており、基本的に現状は維持されている。 ○自然の要害となる河川沿い斜面地・急崖地は、実生木・竹等が繁茂している。岩盤の風化等による落石・崩落が所々みられる。 ○公有地内には史跡のガイダンス施設である長篠城址史跡保存館、利用者のための便益施設としての駐車場といった大規模施設が遺構上にある。またサイン等公開活用施設以外に空き家等史跡の保存活用に無関係な施設もある。 ○史跡指定地には民家建物や駐車場などの生活・業務関連施設がある。
【課題】	<ul style="list-style-type: none"> ○地上遺構については大土壙（土壙1）など一部土砂の流亡や樹根等による変形が進行しており、また活用のための階段等園路や遺構上の工作物類は遺構を削平して設定されているものもあるなど、本質的価値の低下を招いている。 ○主郭と野牛曲輪を分断するJR線によって史跡指定地も分断され、史跡外となる軌道部分の遺構は保存活用が困難な状況にある。分断された史跡を結ぶ踏切道は遮断機がなく見学の安全上からも問題がある。 ○民有地内の建築物・工作物、公益施設としての道路等構造物については今後改修等の現状変更等の可能性があり、内容によっては史跡の価値が損なわれる恐れがある。 ○史跡の大規模施設である長篠城址史跡保存館、駐車場は、史跡の本質的価値の保存と顕在化の上から、また史跡景観の保全の上からも阻害要素となっている。 ○河川沿い斜面地・急崖地の植生の現状把握・管理が十分でないために、眺望景観の確保や要害としての自然地形（斜面地）の崩壊箇所・崩落等危険箇所の把握が出来ていないなど、保存や顕在化に支障をきたしている。

＜史跡の管理状況＞	
【現状】	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡指定（昭和4年12月）から3か月後の昭和5年2月に鳳来町（現在の新城市）が管理団体の指定を受けて史跡の保存・活用の事務にあたっている。 ○史跡指定以前を含めて指定地内の可能地から公有化を順次進めている。 ○史跡内にある長篠城址史跡保存館が現地の維持管理の拠点となり、日常的維持管理を行っている。 ○保存管理においては、史跡を構成する地上遺構や地下遺構の保存状況把握のための点検、資料館や柵・看板等の施設や設備の保守点検、公有地の公開箇所を中心とした清掃・除草や植栽管理等を実施している。自然の要害である河川沿いの崖地の公有地部分は現状維持を基本に、特に清掃・植栽管理等の日常的・定期的維持管理は実施していない。
【課題】	<ul style="list-style-type: none"> ○保存管理や公開活用のための施設の老朽化・破損がみられるもの、重要遺構上に設置された施設などがあるなど、保存活用施設の管理が十分なされていないものがある。 ○これまでの史跡内の発掘調査で城郭構造の解明が進んでいるが、虎口の構造や曲輪の構造等一部未確認の要素がある。また、史跡の指定範囲に長篠城跡の保存すべき範囲が全て含まれているか詳細は不明である。少なくとも巴城曲輪は史跡外に及ぶとみられる。また主郭と野牛曲輪はJR飯田線軌道によって分断されている。

1-2 地区ごとの現状と課題

(1) 地区区分

史跡長篠城跡は主郭や野牛曲輪、弾正曲輪などの曲輪が残存している。これらは土塁等の地上遺構で区画されることによってその範囲がわかるが、帯曲輪や巴城曲輪など遺構が地下に埋没している曲輪や、虎口の位置・形状・曲輪配置など縛張が明かでないものもある。また、河川やJR線などによって物理的に区画されている箇所、所有状況などの自然条件・社会条件によって地区ごとの状況が異なっている。よってここでは、縛張を基本としながらも遺構の残存状況や現在の土地利用等から、史跡を以下のように3つの地区に区分して、これら地区ごとの現状と課題をとりまとめるものとする。

地区名	曲輪分布状況
史跡中心地区	主郭 帯曲輪 巴城曲輪
野牛曲輪地区	野牛曲輪 帯曲輪の一部（南端） 巴城曲輪の一部（南端）
弾正曲輪地区	弾正曲輪

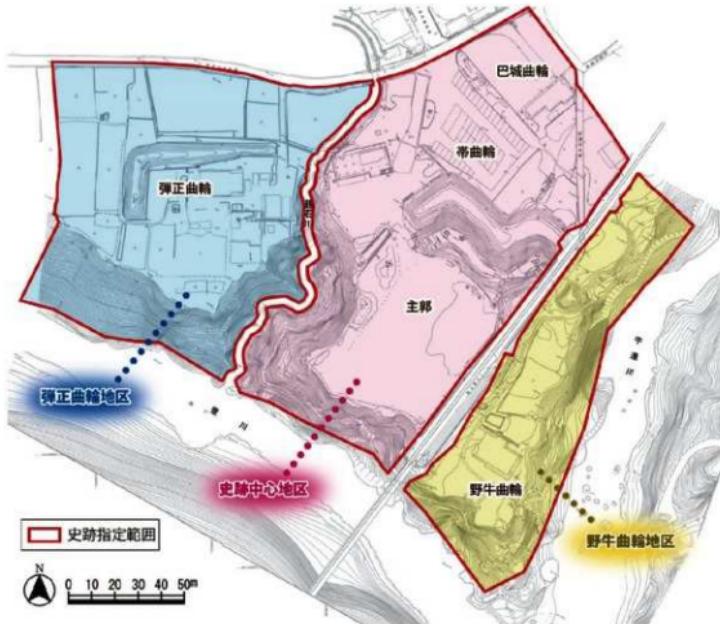


図 6-1 地区区分図

(2) 史跡中心地区

① 地区の概要

長篠城の中心曲輪である主郭を中心とする地区。三方を土塁に囲まれた主郭と、その北に現在は地上部に遺構が現存していない帯曲輪と巴城曲輪の3つの曲輪からなる。地区的西は自然の要害である碁石川に、東は大正期に敷設された鉄軌道（現 JR飯田線）に面された地区。

主郭は現存遺構の見学等を中心とした利用がなされており、大土塁（土塁1）上への登坂路やサイン、修景植栽等公開活用施設が整備されている。長篠合戦のぼりまつりの主会場でもある。帯曲輪は地上遺構は現存せず、長篠城址史跡保存館・駐車場といった公開活用のための施設が整備されている。巴城曲輪の一部は宅地（民間駐車場、民家）として利用されている。今日まで城跡としての景観を長らく留めていたこともあり、早くから戦跡や城跡遺跡を顕彰するための顕彰碑等が設置され、90～100年程経過するなど歴史的価値を有するものもある一方で、近年まで各種記念植樹や記念碑等の設置もみられる。

② 現状と課題

■ A史跡の本質的価値を構成する諸要素

【現状】

<地上遺構>

- ・主郭は、土塁1～3と堀1以外の曲輪内の遺構は全て地下遺構であり、内部は丈の低い雑草が生育する広場となる。
- ・帯曲輪は長篠城址史跡保存館や駐車場が設置され、周囲にサクラなどの景観木が植樹されるなど、公開活用施設が集中しており、城跡であることが理解できにくい状況となっている。曲輪名を記した銘板（名称板）がある。
- ・巴城曲輪は、民家や花壇、駐車場が所在する場所となっている。曲輪名を記した銘板（名称板）があるが破損している。
- ・土塁1は遺構を削平して設置されている既存施設（公開用階段・人止め柵、記念碑類、神社跡施設）や植栽、および来訪者の踏圧により、遺構の破損（表土の裸地化、土砂流亡、遺構面への樹根の侵入）が進行している。植栽木は全体に大径木化している。堀1側の斜面は急で、過去に大雨の影響により土塁斜面の一部が崩落したことがある。
- ・土塁2上には大きな「本丸跡碑」と大正3年の石標、銘板（名称板）の他、供養碑などが建てられている。北側の低い高まりは昭和時代に土塁を復元しようとして盛り土されたものである。
- ・土塁3は頂部を削平してJR飯田線の線路が敷設されており、本体は鉄軌道敷となり史跡外となっている。主郭で地上遺構としては残存していないが、調査で裾部が確認されている。
- ・堀1は堀内部で生育するスギやモミジなどの樹木が巨樹、古木化している。

<地下遺構>

- ・縄張を構成する土塁跡、堀跡、土橋跡等の地下遺構は現状で維持されている状況であるが、地表面上には施設等があり遺構の所在は明かではない。特に帯曲輪で確認された堀4は「丸馬出」となる重要な遺構であるが現在はその直上に長篠城址史跡保存館が建設されている。
- ・地下遺構については、発掘調査を限定的な範囲で実施しているため、建物の配置状況等は不明である。

<自然地形>

- ・豊川と宇連川の崖地景観は、城郭の防備の特徴を現しているが、崖地の崩落や植生の巨樹・古木化がみられる。

【課題】

<地上遺構>

- ・主郭は5つの砦跡や強右衛門跡地など、周囲の樹木の生育により主郭からの眺望が悪くなっている。
- ・帶曲輪と巴城曲輪はすべて地下遺構であり、遺構説明板等の保存施設等による本質的価値である遺構の周知等はなされていない。
- ・土星1は既存施設の中にはその規模や設置位置・設置状況によっては遺構の保存上好ましくないものがある。踏圧等人為的要因、大雨等自然的要因による遺構の破損の進行防止策も必要である。
- ・土星1や堀1の植栽木の大径木化により、自然災害で倒木等の際に樹根と一体化した遺構が大きく破損する恐れがある。
- ・土星2上にある標柱等は復旧等にあたっては移設等の検討が必要である。

<地下遺構>

- ・地下遺構については現状保存の状態であるが、地上部においては遺構説明板等の保存施設等による本質的価値である遺構の周知等はなされていない。
- ・地下遺構については、史跡の価値の解明のために発掘調査の必要性について検討する必要がある。

<自然地形>

- ・河川沿いの急崖の自然地形は自然の要害としての機能や史跡の地盤となる重要な地形であるが、崩落等の把握や斜面に多く密生する樹木の成育状況の把握など管理がなされていないため、地形の保存状況の把握が困難な状況である。

■B長篠城跡の保存と顕彰の歴史に係わる諸要素

【現状】

<顕彰碑類、記念植樹>

- ・大正3年に設置された石碑「本丸」が土星2上に、「帯郭」が帯郭西端にあり、現状保存されている。
- ・土星1天端に大正7年設置の自然石の「長篠城址」石碑が、土星1登り口に「林高英頌徳碑」があり現状保存されている。遺構を削平して設置されたとみられる。

<文化財保存施設>

- ・史跡標識と説明板（以上主郭入口）は石製で本体は現状保存されている。
- ・史跡説明板は経年変化によるコケ・カビ・黒ずみ等で内容が判読しづらい。

【課題】

- ・遺構上にあるものは、遺構の復旧等に際して適所に移設を検討する必要がある。
- ・説明板等は無いために石碑の記載内容や歴史的価値が理解できない。
- ・城郭遺構の保存を前提に、設置位置・設置方法を含めて保存のために必要な措置を検討する必要がある。
- ・枯死した「お手植えの松」は取扱いを検討する必要がある。

■Cその他の諸要素：C-1史跡の保存活用に必要な諸要素

【現状】

<保存施設>

- ・史跡北東隅を明示する境界標がある。

<公開活用施設>

- ・長篠城址史跡保存館、駐車場、園路（土壘1の階段・登坂路、車椅子用に設置したアスファルト舗装など）、ベンチ等休憩施設、サクラ等修景植栽、長篠合戦のぼりまつり関連施設（幟立て、安土等）が整備されているが、老朽化や破損したものがみられる。また遺構を削平したり、遺構上に面的に整備されているものもある。
- ・「長篠合戦のぼりまつり」用の幟立てや安土が常設施設として設置されている。
- ・主郭広場や帶曲輪の広場・駐車場周縁に多く植栽されているサクラは、老木化による枯損枝が散見され、こうやく病やてんぐ巣病などによる樹勢の衰えがみられる。
- ・主郭周辺の河川沿い斜面を巡る園路があったが現在は利用されていない。

<管理施設>

- ・管理用柵や水道設備など経年劣化等で破損や痛みなどがみられるものがある。
- ・当初設置のものから更新されている境界標は、原位置の確認と、今後の取扱いを検討する必要がある。

【課題】

- ・保存活用関連施設は既存施設の必要性の評価にもとづく撤去や更新、新たに必要な施設の検討が必要である。
- ・遺構の説明板がないなど、史跡の理解を深めるための施設が不足している。
- ・公開活用施設は必要な施設であるが、遺構の保存や活用に支障をきたすもの、またその恐れのあるものは、再整備や移転等を検討する必要がある。
- ・サクラ等植栽木の更新に際しては、地下遺構への影響等に十分配慮する必要がある。
- ・史跡内の大規模施設である長篠城址史跡保存館、アスファルト舗装された駐車場は史跡の保存活用上特に支障をきたしている。
- ・幟立ては列状に多くの杭を埋め込んだもので、遺構面との関係を確認する必要がある。
- ・見学のための安全対策等防災対策が必要である。

■Cその他の諸要素：C-2 C-1以外の諸要素

【現状】

- ・主郭は5つの砲跡や強右衛門疊地など、周囲の樹木の生育により主郭からの眺望が悪くなっている。
- ・記念や顕彰のための石碑や植樹が主郭を中心にみられる。

【課題】

- ・植生は一定の管理が必要であるが、現在は放置の状態で、自然地形や眺望等に支障を生じ、特に長篠城をめぐる攻防の状況など史跡の理解を妨げている。
- ・史跡と直接関係しない記念碑や記念植樹に対して明文化された規制がない。

(3) 野牛曲輪地区

① 地区の概要

史跡中心地区的東にあり、野牛曲輪を中心とする地区。東は宇連川、南は豊川の急崖に面してこれを自然の要害としている。西側は主郭との間に土星がある。西側土星上は大正期に敷設された鉄軌道（現 JR飯田線）が通り、史跡を分断している。地上遺構としては主郭との間にある土星（土星3、土星4）、堀（堀2）、櫓台（櫓台1・2）、井戸（湧水）がある。堀2の北側は帶曲輪と巴曲輪の東端部にあたるが堀等の地上遺構は残存していない。

地区内へは踏切道を通って出入りする。地区は全て公有化されているが、未整備の状態であり、公有化以前からの民家建物が残存し、曲輪名等を記した銘板（名称板）や大正3年石標がある程度で説明板等も無いなど、史跡の有効利用は図られていない状態である。

② 現状と課題

■ A史跡の本質的価値を構成する諸要素

【現状】

<地上遺構>

- ・野牛曲輪は旧民家建物が1軒残る他は空地となっている。保存施設として曲輪名を記した銘板（名称板）が立つ。
- ・土星3は野牛曲輪側では斜面部が残存しており、裾部法面はコンクリート壁が設置されている（コンクリート擁壁面は史跡外）。
- ・土星4は野牛曲輪に至る虎口跡が推定される場所であるが、JR飯田線の線路によって遺構の本来の形状は不明である。鉄道開削に伴い削平されたとすると断面の遺構面は露出した状態であり、その脇が通路となっている。上部には樹木が育成する。名称板等保存施設はない。
- ・堀2は樹木が密集する崖地状の場所である。名称板等保存施設はない。
- ・櫓台1はJR飯田線の敷設工事の際に高まりの頂部が削平されている。銘板（名称板）が設置されている。
- ・櫓台2がある河川合流点付近は道は荒れており、櫓台跡も雑草や樹木によりわかりにくい状況となっている。大正3年の石標が設置されている。
- ・井戸1は周囲が石積み等で整備されている。大正3年の石標と銘板（名称板）が設置されている。

<地下遺構>

- ・野牛曲輪ではこれまでの調査で溜め池遺構や土星3の裾部が確認されている。遺構の説明板等は無い。

<自然地形>

- ・豊川と宇連川の崖地景観は、城郭の防備の特徴を現しているが、崖地の崩落や植生の巨樹・古木化がみられる。

【課題】

<地上遺構>

- ・遺構説明板等の保存施設による本質的価値である遺構の周知等はなされていない。

- 地下遺構については現状保存の状態であるが、地上部においては遺構説明板等の保存施設等による本質的価値である遺構の周知等はなされていない。
- 土星4は未調査のため虎口との関連が不明であり、調査とその成果に応じた保護対策の検討が必要である。頂部の樹木は遺構の規模に比べて大きく成長しており、早期の伐採措置を検討する必要がある。
- 櫓台1は削平された頂部の遺構面は露出した状態であるため復旧等保存対策が必要である。また遺構の一部が史跡外に及んでいるためJRとの協議・調整も必要である。
- 土星3は擁壁によって遺構であることが伝わりにくい状態で、擁壁（史跡外）より曲輪内側には土星裾部の遺構が確認されているため、遺構の保存活用のためのJRとの協議・調整が必要である。

<地下遺構>

- 地下遺構については、史跡の価値の解明のために発掘調査の必要性について検討する必要がある。

<自然地形>

- 河川沿いの急崖の自然地形は自然の要害としての機能や史跡の地盤となる重要な地形であるが、崩落等の把握や斜面に多く密生する樹木の成育状況の把握など管理がなされていないため、地形の保存状況の把握が困難な状況である。

■ B 長篠城跡の保存と顕彰の歴史に係わる諸要素

【現状】

<顕彰碑類>

- 大正3年に設置された石標「殿井」が井戸1脇に、「野牛郭」が曲輪南に、「櫓跡」が櫓台2にあり現状保存されている。

<文化財保存施設>

- 史跡の東端を明示する昭和6年設置の境界標が現状保存されている。

【課題】

- 顕彰碑類で遺構復元等の際に支障となる場合は、移設を含めた検討も必要である。

■ C その他の諸要素：C-1 史跡の保存活用に必要な諸要素

【現状】

<保存施設>

- 鉄軌道沿いにJRとの境界標が設置されている。

<公開活用施設>

- 宇連川・豊川合流地点に降りる旧道を利用したとみられる道路とここから分かれて主郭方面に向かう斜面の園路があったが現在は使われていない。
- 野牛曲輪に至るには遮断機のない踏切を渡る必要があり、通行に危険が伴う。

【課題】

- 説明板等が無いために曲輪や遺構の内容や歴史的価値が理解できない。
- 踏切を渡る方法を再検討する必要がある。

■Cその他の諸要素：C-2 C-1以外の諸要素

【現状】

- ・河川沿いの斜面にはタケや実生とみられる樹木が成育しており、管理されていないため倒木は放置され、密生状態となっている。特にタケ類は密生・倒木がみられる。
- ・また遺構である土壘4上に樹木が大きく成育している。
- ・公有化前の旧民家建物が残る。

【課題】

- ・植生は一定の管理が必要であるが、現在は放置の状態で、遺構の保存や自然地形や眺望等に支障を生じ、特に長篠城をめぐる攻防の状況など史跡の理解を妨げている。
- ・防災上からも空き家の撤去が必要である。

（4）弾正曲輪地区

① 地区の概要

史跡中心地区の西側にあり、両地区の間を基石川（史跡外）が流れる。L形の土壘5に囲まれた一画が弾正曲輪とされている。土壘は江戸時代に築かれたものともされており、長篠城時代にあったとされる土壘との関係は未調査のため不明である。曲輪から河川に面した斜面一帯は民有地で、土壘内部は宅地として利用されている。土壘の外側は大半が公有化されているが、一部は広場として利用されている程度でその他の公有地は積極的な公開はなされていない。地区内はこれまで発掘調査等がなされていないため、遺構の分布等の状況は不明である。保存施設として境界標、銘板（名称板）が設置されている程度である。

② 現状と課題

■A史跡の本質的価値を構成する諸要素

【現状】

<地上遺構>

- ・弾正曲輪は、民有地で土壘5に囲まれた内部は住宅等生活関連施設用地となっている。土壘の脇に保存施設としての曲輪名を記した大正3年の石標と、銘板（名称板）がある。
- ・土壘5は近世の改変ともされており、価値の解明のための調査とその成果にもとづく保存と活用策が必要である。

<自然地形>

- ・河川沿いの急崖の自然地形は自然の要害としての機能や史跡の地盤となる重要な地形であるが、斜面に多く密生する樹木の繁茂等により、地形の保存状況の把握や古道の確認が困難な状況である。

【課題】

<地上遺構>

- ・弾正曲輪は発掘調査は未調査であり、保存すべき遺構の所在や内容が明らかでなく、また遺構説明板等の保存施設等による本質的価値である遺構の周知等はなされていない。

<地下遺構>

- ・未調査のため守るべき遺構の所在が不明である。

<自然地形>

- ・河川沿いの急崖の自然地形は自然の要害としての機能や史跡の地盤となる重要な地形であるが、崩落等の把握や斜面に多く密生する樹木の成育状況の把握など管理がなされていないため、地形の保存状況の把握が困難な状況である。

■B長篠城跡の保存と顕彰の歴史に準ずる諸要素

【現状】

<顕彰碑類>

- ・土壘の脇に曲輪名を記した大正3年の石標がある。

<文化財保存施設>

- ・史跡西端を明示する昭和6年設置の境界標が2基現状保存されているが、この内西北端のものは原位置から移動されている可能性がある。

【課題】

- ・遺構復元等の際に支障となる場合は、移設を含めた検討も必要である。
- ・移動されている可能性がある境界標は原位置の確認と、今後の取扱いを検討する必要がある。

■Cその他の諸要素：C-1史跡の保存活用に必要な諸要素

【現状】

<保存施設>

- ・土壘5の脇に保存施設としての曲輪名を記した大正3年の石標と、銘板（名称板）がある。

<公開活用施設>

- ・市道沿いの公有地は広場となっている（土舗装、修景植栽等）。

<管理施設>

- ・公有地広場に消火栓がある。

【課題】

- ・説明板等は無いために石碑の歴史的価値が理解できない。

■Cその他の諸要素：C-2 C-1以外の諸要素

【現状】

- ・弾正曲輪とされる土壘5に囲まれた内部は民有地であり、生活空間であることから今後生活に伴う現状変更等が発生することも想定される。
- ・河川沿い斜面一帯の民有地部分は樹林地となっている。その他土壘の外側は公有地（広場等）と民有地（空地）となっている。

【課題】

- ・民有地については民家等建物があり現状変更等に際しての具体的な規制の詳細はなく、当初の史跡指定の説明の「保存ノ要件」として但し書きされたもののみである。
- ・植生は一定の管理が必要であるが、現在は放置の状態で、自然地形や眺望等に支障を生じ、特に長篠城をめぐる攻防の状況など史跡の理解を妨げている。

1-3 史跡長篠城跡周辺地域の現状と課題

＜長篠城跡に関連する諸要素＞	
【現状】	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡周辺では試掘調査を実施しているが、関連遺構はこれまで確認されていない。 ○長篠城関連遺構とされる巴城曲輪、瓢曲輪、蔵屋敷、ため池、家老屋敷などの推定地は遺構は確認されておらず、現在は宅地や農地などに利用されている。 ○「長篠城跡」としての周知の埋蔵文化財包蔵地は周辺地には設定されておらず、現在は開発行為に対しては個別に確認調査等の対応をしている。
【課題】	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡外に広がるとみられる城郭域の解明のための計画的な調査はなされていないため、城郭構造や範囲が未確定のままである。 ○「長篠城跡」としての範囲が定まっておらず、遺跡としての範囲（埋蔵文化財包蔵地）も明示していないため、開発行為等に対する迅速な対応が難しい状況である。
＜その他の諸要素＞	
【現状】	<ul style="list-style-type: none"> ○長篠城攻防関連地では、武田勝頼本陣地跡は市史跡に指定されており史跡説明板等が整備されている。曲輪跡がある丘陵上に物見櫓風の展望台が設置され、長篠城跡や五砦等を眺望できる。乗本五砦の鳩ヶ巣山は平場に案内板・説明板があり、近くには長篠城跡を眺望できる見晴らし良好な地点がある。その他の砦は石碑や墓碑、名称板等がある程度である。中山砦は新東名高速道路で消滅し高速道路脇に記念碑や物見台が整備され、長篠城を見むことができる。 ○長篠城跡と豊川を挟んだ対岸に立つ鳥居強右衛門隕死之碑は、此岸側と対岸側（史跡）ともに間に樹木が繁っており相互に見通すことができない。その他の墓や石碑類は現状保存され説明板等が設置されている。 ○長篠城の自然の要害の状況を間近に臨むことができるが、宇連川・豊川合流地点に架かる牛淵橋で、史跡のビューポイントとなっている。 ○これら関連地は史跡案内図を作成して、戦いの関連地をめぐることができるように名称板や導標等を設置している。 ○史跡へ誘導する案内板は、国道151号沿いで史跡地に至る交差点付近の1か所のみである。 ○国道151号沿線には近年大型店舗等の進出がみられる。史跡長篠城跡に接する市道（古道：遠山道）沿いは旧来の農地や宅地となっており、住宅は建て替えが進んでいるが、沿道には低石積の上に生垣を配した平入りの住宅が点々と連なり古くからの集落の面影を残している。自然公園法及び準都市計画区域であり無秩序な開発は規制される地域である。

	<p>○国道151号は新東名高速道路新城ICと連絡しており、史跡を訪れる広域からのアクセス道路としても利用されている。また史跡を分断して通るJR飯田線の最寄り駅である長篠城駅は城をイメージした駅舎となっており、周辺案内板が設置されている。</p>
【課題】	<p>○長篠城跡に関連する陣跡、砦、鳥居強右衛門関連碑等を一括で保全し活用する手立てが出来ていないため、攻防戦に係わる史跡の価値が十分周知されていない。</p> <p>○新城ICやJR飯田線からの案内（誘導等）が不足しており、アクセス道路としての機能が十分活かされていない。</p> <p>○新城市は景観行政団体になっておらず、市独自の景観計画は未策定であり、史跡長篠城跡とその周辺地域の特徴を活かした景観の方向性等は立てられていない。</p>

第2節 活用の現状と課題

2-1 公開における現状と課題

【現状】	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡長篠城跡の指定地の公開においては、無料の一般開放として出入りは24時間自由で一般の見学利用に供している。 ○長篠城跡への来訪者数は統計が無いものの、長篠城址史跡保存館では近年年間3万人程の入館者がある。 ○毎年5月5日に開催される「長篠合戦のぼりまつり」には約3万5千人の来訪者がある。 ○年間を通じた来訪者は、長篠合戦のぼりまつりが開催される5月、夏休みの8月、秋と春の行楽シーズンである11月と3月に多い。
【課題】	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の施設で最も来訪者が多い場所は新城ICの玄関口に所在する道の駅「もっくる新城」で年間100万人以上の利用がある。道の駅は、長篠城跡と設楽原決戦場の中間に位置していることから、両地点の案内・誘導などの取り組みが必要である。

表6-1 資料館、まつり、道の駅の利用者数

(人)

合計	長篠城址史跡 保存館	新城市設楽原 歴史資料館	もっくる新城	長篠合戦 のぼりまつり
平成25年度	22,254	24,081	0	30,000
平成26年度	21,595	20,872	0	10,000
平成27年度	29,369	23,068	1,131,750	31,900
平成28年度	35,380	42,254	1,547,210	35,000
平成29年度	32,047	29,788	1,245,720	35,000

※道の駅『もっくる新城』は平成27年3月にオープン。
新東名高速道路は平成28年2月に開設

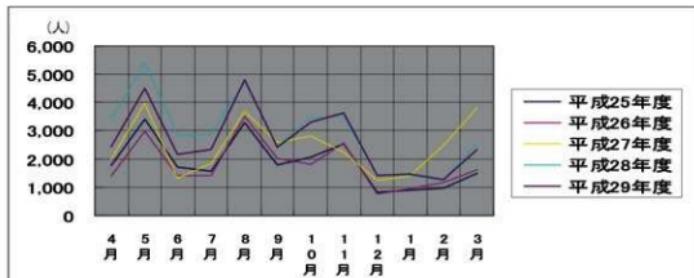


図6-2 長篠城跡史跡保存館入館者数

2-2 交流・まちづくりにおける活用の現状と課題

【現状】	<ul style="list-style-type: none"> ○新城市を代表するまつりの「長篠合戦のぼりまつり」は、長篠城跡を主会場に武田方の砦が築かれた鳩ヶ巣山で戦没者供養、市鳳来総合支所から長篠城跡の間の約2kmを練り歩く合戦行列、鳥居強右衛門が長篠城から岡崎の徳川家康のもとに援軍要請を行った史実に基づいて開催されるマラソン「鳥居強右衛門戦国街道ラン」などが周辺地域も一体となって行われる。 ○のぼりまつりは、地域住民を主体としたボランティア組織（のぼりまつり奉賛会）が新城市観光協会や観光課とともに地域活性化のイベントとして取り組んでいる。 ○長篠城跡は新城市における重要な観光資源であり、城郭爱好者はもとより歴史文化の観光資源として観光拠点のひとつとなっている。 ○城跡は平成18年に「日本の百名城」に選ばれており、日本城郭協会が実施する日本百名城スタンプラリーに参加するため、子どもから幅広い年代層の見学者がスタンプ押印を兼ねて訪れる人も多い。
【課題】	<ul style="list-style-type: none"> ○長篠合戦のぼりまつりは市内で開催されるイベントのうち、大規模企画の部類に入るが、このイベント以外では特に史跡を利用した催し等は特に行っておらず、有効活用されているとはいえない。 ○史跡を訪れる人は市外からの来訪者がほとんどであるため、地域住民の集いの場となるような魅力的な拠点作りを行い、さらにはシティープロモーションを推進すべく積極的な情報発信に努めることも必要である。 ○近年増加している外国人の対応は史跡の説明板やパンフレットなど不十分な状況である。

2-3 学校教育における活用の現状と課題

【現状】	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡に近い小学校では長篠城跡を教育分野で様々に活用している。そこでは、郷土に親しみ、郷土愛を育成するべく、総合学習の取り組みとして「ちびっ子ガイド」が組織され、必要に応じて子どもたちが長篠城跡のガイド案内を実施している。 ○日頃の郷土学習等成果の披露の場として、「長篠合戦のぼりまつり」で小学生による「鈴木金七郎踊り」、「長篠合戦の歌」の披露が行われている。 ○小学校の校外学習で、総合的学習の時間を利用して長篠城跡・長篠城址史跡保存館を訪れている。
【課題】	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育における地域学習の資源として、さらに市域全体の学校を対象として教材として広く活用できるよう支援体制を検討する必要がある。

2-4 社会教育における活用の現状と課題

【現状】	○長篠城址史跡保存館が史跡地に関する案内、史跡や市域の歴史に関連する資料の展示・紹介などを行っている。 ○施設では常設展示以外に、企画展を春・秋の年2回行うほか、平成15年度から毎年歴史講座を開催している。
【課題】	○郷土の理解を深める講座等を継続して行うとともに長篠城跡の見学・学習会、ガイド育成講座など多様な教育機会を提供しながら、史跡に関わる人づくりを行う必要がある。

表6-2 過去5年間の歴史講座内容と受講者数

年 度	テ 一 マ	受講者計(6回延べ人数)
平成26年度	信長・奥平の世界再発見	838人 (開館50周年記念 9回実施)
平成27年度	長篠城・戦国時代を多角的に検証する	548人
平成28年度	長篠城をとりまく風土・歴史を考える	581人
平成29年度	松平	612人
平成30年度	徳川家康と三河武士	714人

表6-3 過去5年間の特別展と入館者数

年 度	タ イ プル	実施期間	入館者数
平成26年度	医王寺展	4月29日～7月21日	5,518人
	丸山彭の恩師 山崎延吉展	7月23日～9月1日	3,900人
	保存館顧問 城郭の権威	10月22日～12月1日	3,100人
平成27年度	保存館開館50周年回顧展	4月22日～7月20日	7,519人
	アラモ記念碑100周年展	7月22日～8月31日	4,315人
	長篠古戦場原風景展	10月21日～11月30日	2,935人
平成28年度	増瑞寺并自性寺展	4月27日～6月6日	7,032人
	長篠往柄天神社宝物展	10月26日～11月28日	4,012人
平成29年度	長篠村・昭和の戦争	4月12日～5月29日	6,054人
	近藤登之助展	9月6日～10月23日	4,583人
	絵葉書にみる新城の風景	2月25日～5月7日	6,385人
平成30年度	新城高等女学校と学徒動員	7月18日～8月27日	4,497人
	新城の古文書	2月9日～3月31日	2,823人

第3節 整備の現状と課題

3-1 これまでの調査・整備の概要

史跡長篠城跡にかかわるこれまでの調査・整備は、合併以前の旧鳳来町時代に実施されている。整備は史跡指定の2年後の昭和6年(1931)に、保存施設として史跡標識・説明板・境界標を設定して以降は、公開活用のための施設として昭和39年(1964)に長篠城址史跡保存館(1階は休憩所、トイレ)、昭和42年(1967)に駐車場を整備している。また時期は不明であるが曲輪名等の銘板(名称板)の設置や土壘上等への園路・柵類の設置、案内板等サイン類を整備している。これら整備の内容は保存施設や公開活用施設など施設の整備であり、現存遺構の復旧といった保存のための整備や、地下に埋没している遺構の明示や復元などの活用のための遺構関連の整備はこれまで行われて来なかった。

一方、大正期から開始している公有化は、平成に入る頃には主郭や帶曲輪がある史跡中心地区の大半が公有化されるなど、一定の進行がみられた。旧鳳来町では史跡の保存と活用を目指して平成2年度に長篠城跡保存整備委員会を立ち上げ、史跡の地形測量(平成2年度)、文献調査・研究(平成4・5年度)など基礎的調査研究を行った。また平成11年度～平成18年度には整備のための発掘調査を実施し、平成17年(2005)3月には「史跡長篠城跡保存整備基本構想(改訂版)」(以下「基本構想」)を策定し、史跡整備の将来像を示した。その後、3市町村合併による新・新城市誕生後は、整備事業の具体化には至っていない。

3-2 史跡を構成する諸要素ごとの整備の現状と課題

A 史跡の本質的価値を構成する諸要素	
【現状】	<ul style="list-style-type: none"> ○地上遺構については、土星の構築土の流亡など破損の進行がみられる箇所がある(詳細は第6章1-2地区ごとの現状と課題を参照)が、保存のための整備は未着手の状態であり、これまで実施された整備は崩落箇所の復旧(平成15年度)など応急的な修理のみである。 ○地下遺構については、現状は維持されているが、地上部においては史跡の価値を顕在化するために遺構の位置や内容等を現地で理解できるような表示等整備はなされていない。
【課題】	<ul style="list-style-type: none"> ○整備のための発掘調査を実施してから10年以上経過しており、保存のための整備はもとより、地下遺構については活用のために遺構の顕在化を含め、整備計画等にもとづき計画的な整備事業化が図られる必要がある。 ○特に現在は、主郭が見学の中心となり、帯曲輪は便益機能が優先され、野牛曲輪はほとんど遺構が顕在化していないため来訪者もほとんどいないなど、史跡の本質的価値を構成する要素である城郭遺構が埋没しているものが多いため、城郭の全体像を理解しづらい状況となっている。 ○城郭遺構の保存と活用のための整備のためには、発掘調査等十分な調査検討が必要となる。

B長篠城跡の保存と顕彰の歴史に係わる諸要素	
【現状】	<ul style="list-style-type: none"> ○古くは大正時代から地域の人々、行政、著名人などによって城址・攻防戦の顕彰のための記念碑等が設置されている。 ○設置後90～100年程経過しており、カビ等菌類の付着や劣化・風化、基礎の破損等による不安定化といった状況がみられるが、保存処理等の保存対策は講じていない。 ○菌類の付着や汚れ、石材の石質等により、石碑等の本来の目的である文字が判読できないものがあるが、解説のための説明板等は設置していないため設置の意図が理解できない。 ○大正7年に植樹された「御手植えの松」は枯死しているが、撤去されずに上部を切除した上で原位置にある。
【課題】	<ul style="list-style-type: none"> ○顕彰石碑等の設置場所の多くは、人の目に触れやすい場所に置かれており、土星上や虎口部分など重要遺構の直上にあるものの中には基礎が遺構面に達しているものもあるとみられるなど、遺構の整備にあたっては移設を検討する必要があるものがある。 ○大土壘上にある枯死した「御手植えの松」は、取扱いを検討する必要がある。

Cその他の諸要素：C-1史跡の保存活用に必要な要素	
【現状】	<ul style="list-style-type: none"> ○銘板（名称板）等の保存施設、長篠城址史跡保存館・サイン類等の公開活用施設、管理用柵等の管理施設があるが、全体的に老朽化や破損したものが多い。これらは定期的に更新等は行っておらず、破損箇所の修繕や交換など都度対応している。 ○長篠城址史跡保存館は整備後50年以上を経過しており、建物自体の老朽化に加えて、バリアフリー、耐震等防災など社会情勢の変化に対応したサービスが出来ていない。 ○主郭と帯曲輪を中心として多くの植栽木が見られる。特に駐車場、主郭周縁部にはサクラが植栽され、大土壘（土壘1）にはモミジやスギ・ヒノキ、ケヤキなど高木化したものが多くみられる。また主郭の入口の土壘の削平面上に、ケヤキとモミがシンボル的に対で植栽されており、現在では大径木化している。
【課題】	<ul style="list-style-type: none"> ○保存施設や管理施設は史跡の理解を深め、安全な環境で公開するために必要不可欠な施設であるが、老朽化・破損に対する更新や随時対応が取られていないため、定期的・随時対応のあり方、設置位置やデザインの統一など再検討する必要がある施設がある。

	<p>○史跡全体の案内がないため、来訪者の中にはどこが城跡なのか、城郭のどの場所にいるのか分からない人もいる。さらに、史跡内は自由見学を主体とした方式が設定されているが周遊路の設定もないため、各曲輪を巡りながら長篠城全体を把握することが困難な状態となっている。</p> <p>○史跡のガイダンス施設としての長篠城址史跡保存館は機能としては必要なものであるが、設置場所が史跡内でしかも重要遺構の直上にあると思われること、施設そのものの老朽化や耐震対策が未対応であり、展示・収蔵スペース、研修室等学習スペース、事務管理スペースも不足しているなどの問題がある。このことから現位置・現施設での維持は不可能な状態にあるため、適切な移転場所と機能の充実が求められている。</p> <p>○駐車場は帯曲輪の大半を占めており、舗装された路面のため遺構確認調査や遺構整備が出来ない。</p> <p>○遺構上にある植栽木は、樹根の伸長による遺構への影響や、倒木の際は遺構の破損の恐れがあるなどから、整備に際してはその取り扱いを個々に検討する必要がある。</p>
--	--

Cその他の諸要素：C－2史跡の保存活用に直接関連しない要素

【現状】	<p>○整備の対象となる公有地内の要素としては、道路や電柱、水道施設等公益施設（地下埋設物）、実生木等植生、記念碑類、史跡と関連しない建築物工作物がある。</p> <p>○特に「B長篠城跡の保存と顕彰に係わる諸要素」に区分した歴史資料的価値を有する記念碑類以外にも、記念植樹、友好記念碑等様々な経緯で設置された記念碑等が多く設置されている。</p> <p>○実生木等の植生は管理が手つかずのままであるため、樹木の大径木化や竹類の繁茂などにより以前には出来た「攻める側」と「守る側」の視点に立った鳩ヶ巣山砦など砦跡や陣所跡と城地との相互の眺望が悪くなっている。</p>
【課題】	<p>○移転した神社関連工作物や旧民家建物など、史跡景観に影響を与えている施設は撤去が必要である。</p> <p>○民有地の施設で保存や活用の上から大きな障害となる施設がある場合は、公有化を優先して行うなど、計画的な公有化策が必要となる。</p> <p>○河川沿いの斜面・急崖にみられる植生は放置状態にあり、地形の保存や眺望等の活用の観点から定期的管理や必要に応じた伐採など、現況把握と管理計画等にもとづく取扱い方法を定める必要がある。</p>

第4節 運営・体制の現状と課題

【現状】	<ul style="list-style-type: none"> ○長篠城跡の運営面では文化庁や愛知県教育委員会、学識経験者から必要に応じて、指導・助言を得ている。 ○活用面においては、地域住民、ボランティアガイド、学校関係者、観光協会等との連携を図り、史跡の周知やPR活動に努めている。 ○維持管理面では、地上遺構及び地下遺構の現状維持を基本として、原則、新城市教育委員会が日常的・定期的な管理として草刈りや見回りを行っている。また、長篠城址史跡保存館は常勤職員2名と2名の臨時職員で、保存館の管理運営、同施設の保存整備事業、歴史講座の開催、SNSなどの情報発信等を行っている。
【課題】	<ul style="list-style-type: none"> ○管理運営の計画を定めていないため、文化財保護法に基づく現状変更等の行為については、その都度、行為内容を検討並びに協議・調整をしている状況である。 ○史跡の維持管理において、計画的で適切な方法・手段によって運営や体制確立が図られる必要がある。 ○地域住民とともに開催している「長篠合戦のぼりまつり」以外では、地域住民と史跡との関わりが乏しいため、管理等に市民の参画を得るなど市民と協働する管理体制の確立が必要である。



図6-3 現状の体制図

第7章 大綱・基本方針

第1節 大綱

長篠城跡は豊川と宇連川合流地点の急崖からなる台地上に位置する中世平城で、日本の戦史上重要な「長篠・設楽原の戦い」の発端となった城郭である。廃城後は破却されずに「古城藪」として土木的遺構が取り残されていたが、明治中頃に農地拡大を理由に多くの土塁や堀が取り壊されていった。大正時代になると史跡保存への関心が高まり、公有地化も進められるなど遺跡の保存が諸られてきた。その結果、主郭等主要な曲輪や土塁・堀といった一部の遺構が良好に残ったことから、昭和4年(1929)に長篠城跡は国の史跡に指定された。昭和30年代に入り「鳳来町」が誕生すると、史跡のガイダンス的役割を果たす長篠城址史跡保存館や駐車場を整備し、地域住民とともに「長篠合戦のぼりまつり」を開催するなど、「まち」を代表する観光地としてまちづくりの施策を担う活用も行われるようになった。

このように長篠城跡は保存・活用してきた一方で、史跡の本質的価値を構成する城郭遺構等の多くは地下に埋没し、曲輪の全体像や城郭も未だ解明されていない状況がある。平成17年3月、長篠城跡の史跡としての価値を顕在化させるため、『過去・現在・未来の歴史と共に存するまち』という整備の基本理念を掲げ、長篠城跡の保存整備基本構想が策定されている。その中では、地域住民の協力によるまちづくりを目指した『継承される拠点「長篠城」』を整備テーマとして設定し、長篠城跡の保存整備のための活用方針を示している。

長篠城跡が郷土の誇るべき文化遺産としてよりよい形で保存継承されるためには、何より守るべき価値を明らかにし、それを地域の人々をはじめとして広く周知し共有化することが必要である。このようなことから、史跡長篠城跡の保存活用の将来像を示す大綱を以下のように設定する。

長篠城跡が有する「歴史・文化、自然、人」の価値を三宝として確実に継承するとともに、その価値を共有して広め、未来へ繋ぐ魅力溢れる保存と活用を目指します。

第2節 基本方針

長篠城跡の保存活用における大綱を踏まえ、長篠城の城郭域と城郭構造を明らかにするべく、大規模土塁等現存遺構の保存と地下遺構の顕在化のため、保存活用の3つの基本方針を定める。

1) 本質的価値の保存と活用

大規模土塁等現存遺構の保存と地下遺構の顕在化によって、保存活用すべき長篠城跡の城郭域と城郭構造を明らかにしていくとともに、継続した史跡の調査研究や景観等環境の整備を推進していきます。

2) 本質的価値の共有

地域住民、見学者、研究者など史跡に関わる環境を整え、情報の発信や各種イベント等を開催し、学校教育や社会教育等を通して多様な人々が集い・交流する場を創出し、人が繋ぐ保存と活用を行います。

3) 歴史の見えるまちづくり

長篠城跡を拠点として、「長篠・設楽原の戦い」における設楽原決戦場や各武将の陣所跡、戦跡遺構等の周辺に点在する関連地との一体的な連携を図り、面的で多角的な視点で捉える保存と活用、整備に努めます。

長篠城跡が有する「歴史・文化、自然、人」の価値を三宝として確実に継承するとともに、その価値を共有して広め、未来へ繋ぐ魅力溢れる保存と活用を目指します。



図7-1 基本方針の体系図

第8章 保存・管理

第1節 保存管理の方向性

長篠城跡は全国的にも著名な史跡であり、新城市を代表する歴史的文化遺産である。この長篠城跡を後世に伝えていくことは、市の文化財保護行政の重要な施策であるとともに、それら価値の保存と顕在化への取組は優先的に行っていく必要がある。

史跡長篠城跡では、長篠城攻防戦当時の姿を彷彿とさせる遺構が残存する一方で、土塁や堀等の多くの遺構は削平、撤去され、地下遺構として残存するものも多い。これらをあわせた長篠城の全貌はまだ明らかにされていない部分があり、城郭域の一部は史跡外に広がることが確実であり、また周辺には長篠城跡と密接にかかわる関連遺跡等もある。

現在、史跡指定地のうち可能な範囲を史跡公園として公開しているが、史跡内には自然の要害となっている河川沿いの急崖地や民有地などもあり、現状に応じた保存管理が必要である。このようなことから史跡長篠城跡の保存管理の方向性を以下のように定めるものとする。

1 本質的価値の確実な保存と継承

日本の歴史上重要な城郭遺跡である史跡長篠城跡の本質的価値を構成する諸要素を確実に保存し後世へ確実に継承する。また、その他の要素についても要素に応じた適切な保存管理を図る。確実な保存を図るために民有地の公有化を計画的に進める。

2 本質的価値の解明のための調査・研究の推進

長篠城跡の本質的価値を構成する城郭遺構や自然地形については、保存すべき対象を明らかにするための史跡内の遺構の確認調査と、植生や地形などの現況把握調査を実施し、その成果を受けて必要な保存策を講じる。

3 城郭域の確定のための調査と関連地を含めた一体的な保存

長篠城跡を構成する曲輪の一部は史跡外におよぶと推定されていることから、城域の範囲確認調査を実施し、追加指定等の保存策を講じる。

また陣所跡など関連地の遺構の確認に努め、攻防にかかわる遺跡として一体的な保存を推進する。

4 要素や地区の状況に応じた保存管理

史跡指定地は河川や鉄軌道によって分断されたり、地下遺構しか残っていない場所や住民の生活空間となっている場所等もあるため、第6章の地区区分（P81 図6-1 地区区分図参照）に応じて、地区ごとの保存管理方法や現状変更等の取扱基準、公有化の方針等を示す。

第2節 保存管理の方法

2-1 要素別保存管理の方法

(1) A 史跡の本質的価値を構成する諸要素

現状の課題や問題点	史跡指定地では城郭全体の曲輪の配置状況、各曲輪の虎口の位置・形状、土壘・堀の全体像など未解明の箇所があるなど、遺構の全容の解明に至っていない。また地上遺構では破損等がみられるものがある。
基本方針	本質的価値を構成する諸要素を確実に保存し後世へ確実に継承する。
方向性や手法	<p><土地（指定範囲）></p> <ul style="list-style-type: none"> 史跡の管理者である新城市（文化財担当）は、現地での維持管理者・関係各課はもとより、土地の所有者との連絡体制を構築し、情報の共有化・連携を図り、土地の管理を徹底する。 史跡指定地と河川の境界である河川区域の範囲が一部未確定であるため、河川管理者と境界確定に向けて協議する。 史跡北側の市道古城跡線の道路敷の一部が史跡側に拡幅されている箇所については、境界杭を設置するなど現地での史跡指定範囲の明示に努める。 <p><地上遺構：土壘、堀、櫓台、井戸、曲輪></p> <ul style="list-style-type: none"> 地上遺構である土壘、堀、櫓台、井戸、曲輪の現状を維持するためには、除草・清掃等の日常的・定期的な維持管理とあわせて、見廻り・点検を実施し、破損等の有無の確認に努める。 城郭構造の把握のための確認調査を実施し、その成果に基づいた保存対策を講じていく。 <p><地下遺構></p> <ul style="list-style-type: none"> 遺構の保存を図るよう現状維持を原則とするが、必要に応じて復元等整備の検討を行い史跡の適切な活用にも努める。 掘削を伴う行為に際しては、地下遺構の確認を行い、遺構の保存を前提とする。 <p><自然地形></p> <ul style="list-style-type: none"> 長篠城が天然の要害として機能した重要な要素であることから、現状保全を図る。 崖面の崩落等が一部みられることから、現況把握調査を実施し、その成果に基づき景観に配慮した崩落防止対策等の必要な保全策を講じる。 崖面等斜面に生育する実生等の樹木は、地形の保全や崩落にも大きくかかわっていることから、地形と植生の影響調査等もあわせて実施し、調査成果に基づき保存のための計画的な伐採等も検討する。取扱いの基本は今後策定予定の植栽管理計画に基づくものとする。

(2) B長篠城跡の保存と顕彰の歴史に係わる諸要素

現状の課題や問題点	原位置での保存を基本とすることが望ましいものと、場合によっては移設して残すなど取扱いを検討すべきものがある。
基本方針	整備においては学識経験者等の有識者会議で議論・検討を実施する。
方向性や手法	・本質的価値である城郭遺構の保存や活用整備に影響しない範囲で、現在地または史跡内の適所で今後とも保存し、銘板（名称板）や説明板等を設置し価値の周知に努める。

(3) C-1史跡の保存管理と活用に必要な諸要素

現状の課題や問題点	老朽化・破損がみられる施設、重要遺構上に設置された施設などがあるなど、保存活用施設の管理が十分なされていないものがある。
基本方針	必要性の評価にもとづく撤去や更新、新たな施設の検討を行う。
方向性や手法	<p>＜保存施設、公開活用施設、管理施設＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要遺構上にある大規模施設である長篠城址史跡保存館と駐車場は、遺構の保存と活用のために撤去し、史跡外に機能の移転を図る。 ・保存施設、公開活用施設、管理施設は適切に管理し、劣化や破損等の状況に応じて改修、更新、除却を行う。サインや柵等の小規模破損等に際しては維持的措置、管理行為の中で史跡空間にふさわしい意匠のもので統一感のあるものに更新する。 ・公開活用施設等で重要遺構上にあるものや景観上阻害要素となっているものは、移設、改修または撤去する。 <p>＜植栽＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構上に実生等がみられる場合は早期に管理行為として除去する。 ・植栽木は調査によって、分布状況、遺構に影響を与えていたり、またその恐れがあるもの、大径木化・老木化したもの、眺望を阻害しているもの、病害虫がみられるもの、樹勢、植栽の経緯等を明かにする。 ・調査の成果をもとに植栽管理計画を作成し、保存や修景、眺望確保のための伐採や剪定の適切な植栽管理を実施する。

(4) C-2史跡の保存活用に直接関連しない諸要素

現状の課題や問題点	史跡の保存活用、史跡景観や環境保全の観点から、撤去や移転の検討を行う必要があるものが含まれる。
基本方針	撤去や更新、新たな施設の検討を行う。
方向性や手法	<ul style="list-style-type: none"> ・長篠城跡と直接関係しない問題があるものは、適地に移設・撤去する。 ・遺構の確実な保存と史跡景観の保全を図る。 ・植栽管理計画のもと、眺望確保のための伐採を含めて適切な管理を実施する。

2-2 地区別保存管理の方法

ここでは第6章で行った地区区分にもとづき、地区ごとの保存管理の方法を示す。なお遺構の保存対策として一部整備（復旧）にも言及している（P81参照）。

（1）史跡中心地区

① 保存管理の方針

主郭や帯曲輪等長篠城の中心的曲輪からなる地区として、大土壘（土壘1）、堀1の地上遺構の確実な保存と、地下遺構の顕在化等による史跡の特徴を理解できるような活用整備を図る地区とする。

史跡の入口になる地区であり、先導的整備活用を行い、歴史的景観の再現等により史跡にふさわしい景観の形成を図る。長篠城址史跡保存館と駐車場を撤去し、跡地での遺構の確認調査を実施し、主郭前面にある帯曲輪の全容の解明に努め、その成果に基づいた保存管理、活用整備を図る。民有地のうち宅地等として利用されている箇所以外では史跡の保存活用と公益施設の整備以外の現状変更等は認めないものとする。一部残る民有地は公有化を優先的に行う。

② 保存管理の方法

A 史跡の本質的価値を構成する諸要素

地上遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・大土壘（土壘1）は破損の進行や、遺構を削平して設置された工作物や石積み等があり、後年の削平による変形等もみられることから、整備計画等に基づいて早期の復旧を図る。あわせて遺構上に設置された工作物等の撤去や移設等を行うものとする。登坂園路は遺構を削平して整備されており、遺構の復旧の際に園路を再設置する場合は遺構の保存を前提とする。 ・土壘1、堀1上の樹木は、植栽の経緯・歴史もふまえて、復旧の内容等とあわせて取扱いを検討する。取扱いの基本は今後策定予定の植栽管理計画に基づくものとする。 ・土壘2は土壘1とともに主郭を巡る土壘であり、地上遺構が一部残存することから、現存遺構の保存を図る。
地下遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・地下遺構の土壘跡、堀跡、土橋では当面、現状維持を図る。これまでの調査では史跡入口の土壘跡8付近は遺構面が浅い（表土下約15cm）ため表土の保全に努め、表土流亡等により遺構面が浸食されないように、必要に応じて盛り土等の保護策を講じる。

B 長篠城跡の保存と顕彰の歴史に係わる諸要素

記念碑類・説明板	<ul style="list-style-type: none"> ・土壘1上の城郭関連歴史的記念碑類は、土壘の復旧内容にあわせて適所に移設することも検討する。
----------	--

	<ul style="list-style-type: none"> 史跡標識、史跡説明板は歴史的価値を有するとともに、本来の史跡の保存施設としての機能ももっている。これら2基は、土星2の遺構上にあるとみられることから、遺構の表示等の活用のための整備に際しては、史跡の入口等適所に移設する。 史跡説明板はコケ等の除去により文字が判読できるようにするとともに、説明文は指定当時の簡易な内容であるため、発掘調査等の成果も反映した補助説明板等を設置し、史跡の価値の周知を図る。 その他曲輪名等の石標は、遺構の復旧等に際して現在地での保存が難しい場合は適所に移設する。
植栽	枯死したお手植えの松は、移設する際にその後の取扱いを検討する。

C その他の諸要素 :	
C－1 史跡の保存 活用に必要 な諸要素	<ul style="list-style-type: none"> 重要遺構上にある大規模施設である長篠城址史跡保存館と駐車場は、遺構の保存と活用のために撤去し、史跡外に機能の移転を図る。 銘板（名称板）の破損したもの等は更新を図る。 現在の境界標は史跡指定範囲の確認と合わせて、適切な位置に移設等を行う。 長篠合戦のぼりまつりに使用する幟立ては、整備計画に基づく主郭の整備にあわせて撤去し、遺構や史跡景観の保存に影響しない施設（仮設等）を検討する。 河川沿い斜面にある立ち入りを制限している散策路は、当面は現状を維持し、植生の適切な管理や地形の保全対策等にあわせて再整備する。
C－2 史跡の保存 活用に直接 関連しない 要素	<ul style="list-style-type: none"> 土星2の遺構上にある石積の堀は、遺構とまぎらわしいため整備とあわせて撤去を検討する。 帶曲輪・瓢曲輪を斜めに貫く市道は、本来の通路と無関係の道路であるため、整備にあわせて廃道または付け替えを検討する。

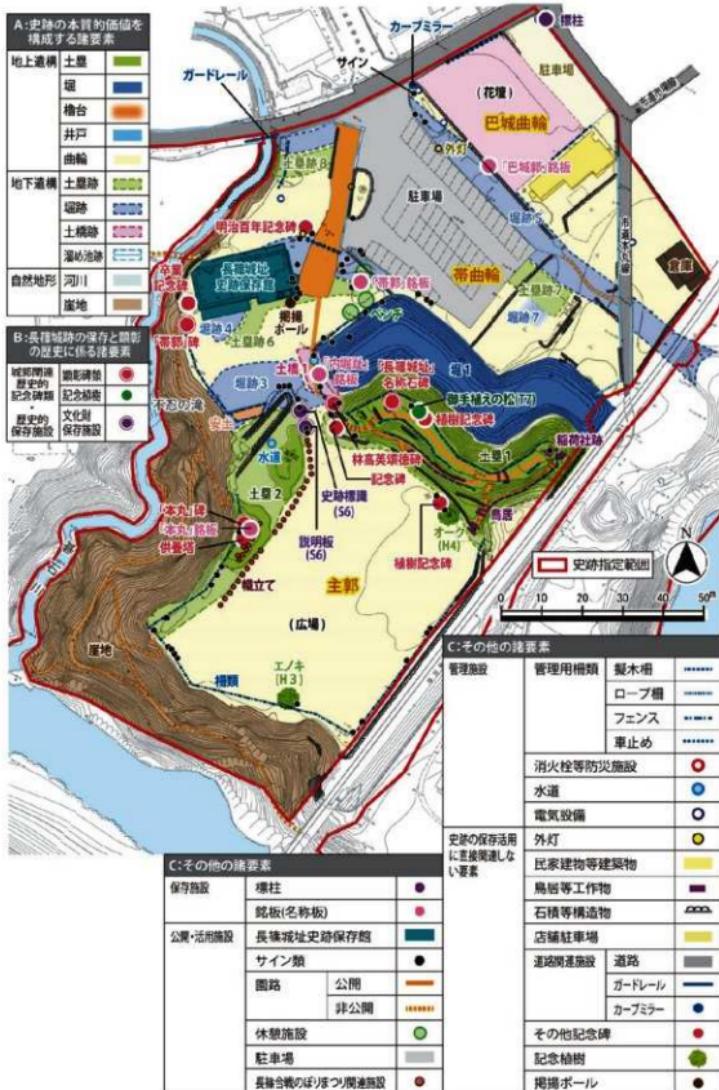


図 8-1 史跡中心地区を構成する諸要素

(2) 野牛曲輪地区

① 保存管理の方針

西側に隣接する史跡中心地区とJR飯田線で分断されているが、遺構の適切な保存管理による顕在化、連絡道の整備等により一体的な保存活用を図る。全城が公有地であるが、積極的公開はなされていないため、景観阻害要素となる既存施設の撤去や草刈り等の維持管理によって曲輪や地上遺構の顕在化等を図る。

整備計画等に基づき、史跡中心地区的整備に続き、野牛曲輪や帶曲輪の全容の解明に努め、その成果に基づいた保存管理、活用整備を図る。

② 保存管理の方法

A 史跡の本質的価値を構成する諸要素	
地上遺構	<ul style="list-style-type: none"> 地上遺構である土星4、堀2、土星3、櫓台1、井戸1（殿井）、櫓台2は、草刈りや実生木等の伐採等により遺構の保存と顕在化を図る。 特に土星4上に成育する樹木は、遺構の規模に比べて大きく成育しているため早期に伐採する。 土星3は野牛曲輪側からのみ地上遺構部が確認できることから、鉄軌道の擁壁部（史跡外）の盛り土等による土星の裾部の表示整備など、JRとの協議によって適切な保存活用策を検討する。
地下遺構	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査によって北側虎口や野牛門の確認等の未確認の重要遺構の解明に努め、調査成果の周知とともに整備に反映する。
B 長篠城跡の保存と顕彰の歴史に係わる諸要素	
記念碑類・説明板	<ul style="list-style-type: none"> 曲輪名等の石標の保存を図り、必要に応じて周知のための銘板（名称板）等の保存施設を設置する。
C その他の諸要素：	
C－1 史跡の保存活用に必要な諸要素	<ul style="list-style-type: none"> 斜面の旧道や園路は、当面は現状を維持し、植生の適切な管理や地形の保全対策等にあわせて再整備する。
C－2 史跡の保存活用に直接関連しない要素	<ul style="list-style-type: none"> 公有地内の空き家等史跡の保存活用に無関係な施設は撤去する。 JR飯田線の遮断機のない踏切の安全対策を協議する。



図 8-2 野牛曲輪地区を構成する諸要素

(3) 弹正曲輪地区

① 保存管理の方針

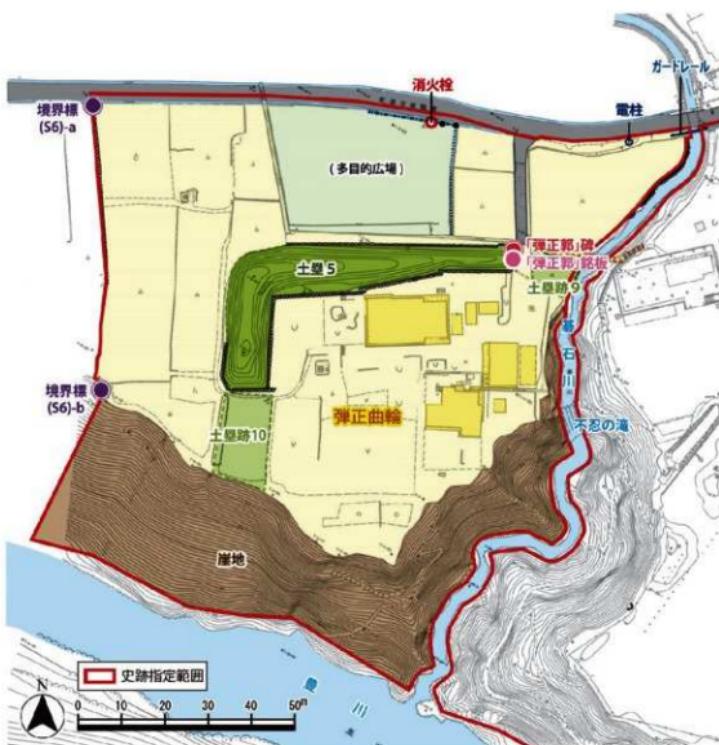
発掘調査はなされておらず、曲輪の範囲等が確定していないため、発掘調査等遺構の確認調査を実施し、保存すべき遺構の内容を明かにする。現在の屋敷を閉むように残る土塁5は、江戸期の築造ともされているが、今まで保存された歴史的経緯も尊重し、築造時期の確認調査等により時期の確認等を行う。将来公有化が完了した際は、土塁等の保存措置や復旧等を行う。地区内の民有地は条件が整った箇所から計画的に公有化を図る。

② 保存管理の方法

A 史跡の本質的価値を構成する諸要素	
地上遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・土塁5は後世のものともされているが、所有者の協力を得て遺構の保存に努める。 ・土塁5の両延長部は後に削平された土塁の遺構（土塁跡9・10）が埋蔵されていると想定されるため、現状保存に努める。 ・土塁5の裾部を巡る石積みと北側の市道から延びる屋敷への通路脇の石積みは、時代は不明であるが当面は現状保存を図る。 ・公有地の日常的な土地の管理に努める。 ・公有地は現状の広場的空間を維持する。
地下遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・当面は現状の維持に努める。
自然地形	<p>（自然地形については、第8章2-1要素別保存管理の方法を参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川沿い斜面地一帯は民有地であるため、現況調査等の協力を得て、調査成果に応じて保存対策を検討する。

B 長篠城跡の保存と顕彰の歴史に係わる諸要素	
記念碑類・文化財保存施設	<ul style="list-style-type: none"> ・「弾正郭」石標と、境界標の保存を図る。 ・現在の境界標は史跡指定範囲の確認と合わせて、適切な位置に移設等を行う。

C その他の諸要素 :	
C-1 史跡の保存活用に必要な諸要素	<ul style="list-style-type: none"> ・現地に設置されているのは銘板（名称板）と石標のみであるため、曲輪の説明板等の設置を検討し、遺構等の周知を図る。 ・史跡の価値の顕在化のための、遺構の表示等整備に一定の期間を要する場合は、パンフレット、デジタルコンテンツ等ソフトによる情報提供等を行う。
C-2 史跡の保存活用に直接関連しない要素	<ul style="list-style-type: none"> ・今後策定予定の植栽管理計画に沿った日常的管理の協力を得る。



A:史跡の本質的価値を構成する諸要素	
地上遺構	土塁
	曲輪
地下遺構	土塁跡
自然地形	河川
	崖地
B:長城或城の保存と類似の歴史上に係る諸要素	
実物現存歴史的記念碑類	調査碑類
・	文化財
歴史的保存施設	保存施設

C:その他の諸要素	
保存施設	銘板(名称板)
公園・活用施設	園路
	非公開
管理施設	消火栓等防災施設
	電気設備
史跡の保存活用に直接関連しない要素	民家建物等建築物
	石垣等構造物
	道路
	ガードレール

図 8-3 弾正曲輪地区を構成する諸要素

第3節 現状変更等の取扱い

3-1 現状変更等の根拠法令

「文化財保護法」（以下「法」という）第125条の規定により、史跡指定地においては、現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という）については、文化庁長官の許可若しくは同意を得る必要がある。また、法第125条第1項のただし書きに、「維持の措置」「非常災害のために必要な応急措置をとる場合」「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」に関する行為を現状変更等の許可不要行為としている。なお、「維持の措置」の範囲は「特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」⁶⁾に定められている。

現状変更行為等のうちで軽微なものについては、文化財保護法施行令第5条の規定に基づき、新城市教育委員会にその事務を行う権限が委譲されている。

3-2 史跡指定地における現状変更等取扱いの基本方針

史跡長篠城跡の史跡指定の指定説明の中に保存の要件として以下の記載がある。

公益上必要已ムヲ得サル場合ノ外現状ノ変更ハ之ヲ許可セサルコトヲ要ス、左ノ事項ハ許可ニ当リ十分ノ注意ヲ要ス

1 道路ノ新設並改修	2 工作物ノ建設並改築	3 樹木ノ栽植並伐採
------------	-------------	------------

この保存の要件を基本として、史跡長篠城跡において想定される現状変更等の対象となる行為は以下のとおり整理する。

取扱いの原則	○史跡の本質的価値を構成する諸要素の保存に影響を及ぼす恐れのある行為は認めない。 ○地形の変化は、原則、認めない。 ○史跡景観に調和したものとする。 ○現状変更許可申請の際は、事前に関係機関等と十分な協議を実施する。	
行為内容	各種学術調査 (調査の目的が明確であり、必要最低限の範囲であること。かつ調査内容に係わる専門家や調査整備委員会等の指導・了承を得て実施するもの)	<input type="radio"/>
	史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為 (整備の方向性や方法、今後作成する整備計画等に沿ったもので、専門家や調査整備委員会等の指導・了承を得て実施するもの)	<input type="radio"/>
	植栽管理計画や整備計画に基づく新たな植栽、伐採等	<input type="radio"/>
	史跡景観を阻害する要素の移転、撤去等	<input type="radio"/>
民有地における住民生活・生業上必要な行為		<input type="triangle-right"/>

	現状を変更する行為ではないが、保存上何らかの影響を及ぼすものとされる行為	△
	その他、新たに行われる行為	△
	記念碑の設置や記念植樹	×
	史跡の保存活用に関係しない建築物の新築、工作物の新設	×
凡例	○=史跡等に影響を及ぼす恐れの無い場合 △=現状変更内容により判断する場合 ×=原則、現状変更を認めない	

3-3 現状変更等の取扱い基準

史跡の構成要素を将来にわたって確実に保存していくために、現状変更の内容が史跡に与える影響があるかどうかを考慮してその可否を判断することが求められる。そのため、ここでは、長篠城跡で想定される各種現状変更の行為についての取扱いに関する基準を次のように整理した。

(1) 現状変更等の許可が不要な行為

史跡長篠城跡で想定される「法第125条第1項のただし書きにある現状変更等の許可不要行為」については、以下のように整理する。

項目	分類	行為内容
ア. 維持の措置*	原状復旧 (第4条1号)	○降雨等により小規模な土砂の流亡が発生した際の不陸整正による原状復旧。
	き損等の拡大防止 (第4章2号)	○法面の流出や崩落、またはその恐れがある場合で、き損や衰亡の拡大防止措置における土のう積み等の行為。 ○被害拡大防止等を目的として行う立入禁止のための柵の設置。
	復旧不可能な部分の除去 (第4条3号)	○樹木の病害虫による罹患の拡大を防ぐための病巣部等の切除。 ○樹木の幹・枝等が折損した場合の折損部の整形、切口の保護回復剤の塗布。
イ. 非常災害のために必要な応急措置	応急措置	○地震、台風、豪雨、火災等の災害発生の際に、防災拠点として活用する場合。 ○工作物などの損壊した箇所の応急措置。 ○土のう等による風水害の対策等、一時的な措置を実施する行為。
ウ. 保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの	日常的管理行為	<史跡の管理者等が行う維持管理行為> ○史跡内の清掃・除草、史跡の見回り等の土地に係わる維持管理や修復行為（掘削を伴わない行為に限る）。 <民有地内における生活関連及び日常の維持管理行為> ○清掃、除草等の土地・建物にかかる維持管理行為。

植栽・植生管理	<p>＜史跡の管理者等が行う植栽・植生の維持管理行為＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○斜面地の実生木の下草刈り、つる切り、枝打ち、危険木・枝、枯損木・枝の伐採、タケ類の定期的伐採整理。 ○曲輪内の樹木の枯枝・枯死木・危険木の除去、樹木の剪定等（ただし伐根を伴わないもの）。 <p>＜民有地内における生活関連及び日常の維持管理行為＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○所有地内での農作物の栽培にかかるもの、草本類・地被類の植え替え、低灌木類の植え替え、樹木の枯枝・枯死木・危険木の除去、樹木の剪定等（ただし伐根を伴わないもの）。
工作物等の管理	<p>＜史跡の管理者等が行う維持管理行為＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サイン類・柵類の小規模工作物の補修やイベント等における短期の簡易な仮設物の設置（ただし、掘削を伴わない行為に限る）。 <p>＜民有地内における生活関連及び日常の維持管理行為＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存の建築物・工作物の小規模補修、外壁の同系色での塗り替え（ただし、掘削を伴わない行為に限る）。

※「特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」に定める維持の措置の範囲（第4条）

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（2）新城市教育委員会による許可が必要な行為

現状変更等の許可申請が必要な行為のうち、史跡指定地内で想定される以下に示す軽微な行為は、法施行令第5条第4項に基づき許可等の権限が移譲されている新城市教育委員会が行う。これら以外は文化庁長官の許可を要する。

規定	行為	長篠城跡での具体例
ア. 小規模建築物の新築、増築又は改築	・階数2以下で、かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積120m ² 以下のもので、2年以内の期間を限って設置されるもの。増築又は改築にあたっては、増築又は改築後の建築面積が120m ² 以下。	○調査や整備工事に際しての、プレハブ倉庫・事務所等簡易な建築物の設置等。

	<ul style="list-style-type: none"> 新築等に伴う土地の形状の変更が必要最小限度のやむを得ない規模に限る。 	
イ. 工作物の設置又は改修	<ul style="list-style-type: none"> 改修は、設置の日から50年を経過していない工作物に限る。 道路の補修、修繕は、土地の形状の変更を伴わないもの（掘削にあたっては既存の掘削範囲を超えないものに限る）。 	<ul style="list-style-type: none"> 長縄合戦のぼりまつり等の行事に際しての仮設物の設置。 市道の既設の舗装部分の破損、劣化の部分的な補修で、路床削平等の土地の形状の変更を伴わないもの。 市道沿いのガードレールの改修、撤去。 案内板、説明板等の小規模サイン類の設置、改修、撤去。 柵類の小規模破損に伴う部分的修理。
ウ. 史跡の管理に必要な施設の設置又は改修	<ul style="list-style-type: none"> 法第115条第1項に規定する標識・説明板・境界標・開い等の設置又は改修（掘削にあたっては既存の掘削範囲を超えないものに限る）。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡説明板、境界標、銘板（名称板）、曲輪や遺構・城郭関連歴史的碑念碑・歴史的保存施設等の説明板の設置又は改修、移設（設置から50年を経過しているものは除く）。
エ. 電柱・電線・ガス管・水管・下水道管その他これらに類する工作物の改修等	<ul style="list-style-type: none"> 改修に伴う土地の掘削・切り土・盛り土等土地の形状の変更（従前の掘削範囲内に収まるものとする）。 	<ul style="list-style-type: none"> 電柱・電線の設置、改修、撤去等。 水道管等地下埋設物の設置、改修、撤去等（「その他これらに類する工作物」には、側溝や集水井等）。
オ・建築物等の除却	<ul style="list-style-type: none"> 建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係わるものに限る。 	<ul style="list-style-type: none"> 倉庫等建築物の除却。
カ. 木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> 上記（1）現状変更等の許可不要行為に該当しない木竹の伐採で抜根を伴わないものに限る。 	<ul style="list-style-type: none"> 植栽管理計画の内容により判断する。

(3) 文化庁の許可申請の対象となる行為

基本的には前項（1）、（2）以外のすべての行為が対象となる。

第4節 史跡長篠城跡の周辺環境の保全

4-1 城郭関連遺構の保存

史跡周辺に広がるとみられる城郭域については、範囲の確認とその保存に努める。

現状の課題や問題点	「長篠城跡」としての範囲が定まっておらず、遺跡としての範囲（埋蔵文化財泡蔵地）も判明していない。
基本方針	計画的な範囲確認調査等によって城郭として保存すべき範囲の確定に努める。
方向性や手法	<ul style="list-style-type: none"> ・長篠城跡の城郭域についての範囲確認調査を実施していく。 ・大手門や家老屋敷等のその他の伝承地は江戸期の陣屋関連地と推定されるが、長篠城跡との関連で伝承され、石標等も設置されてきた経緯があることから、地名伝承の経過の記録保存と継承に努める。 ・計画的な調査によって遺構等が確認された場合は、追加指定等による保存策を講じるものとする。それまでは、曲輪等の可能性が高い箇所については、地域住民への遺跡（比定地）の周知に努め地下遺構の保存と協力を得ていく。

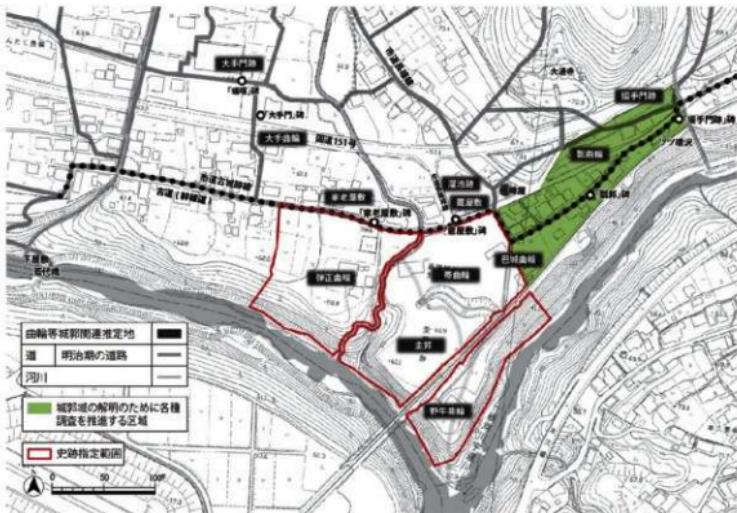


図 8-4 長篠城跡に関する範囲確認調査等により保存を目指す範囲

4-2 長篠城跡関連地の保存・管理

長篠城跡関連地については、範囲の確認や保存とともに、今まで伝承されてきた経緯等も含めて顕在化に努めるものとする。

現状の課題や問題点	攻防戦に係わる史跡の価値が十分周知されていない。
基本方針	長篠城跡に関連する陣跡、砦、鳥居強右衛門関連碑等を一括で保全し活用していく。
方向性や手法	<ul style="list-style-type: none"> ・市史跡に指定されている武田勝頼本陣跡は各種調査によって陣跡の範囲確認に努め、追加指定等による遺構の保存と顕在化、長篠城跡等への眺望の確保に努める。 ・乗本五砦は周知の遺跡となっているが、開発により記録保存となつた中山砦以外は明瞭な遺構は確認されていないため、範囲確認調査等によって遺跡の範囲の確認に努める。 ・地権者等の協力を得て既存木の適切な管理により現在の眺望範囲の維持に努める。 ・これらの関連地は、比定地を含めて跡地として伝承されてきた歴史的経緯がある。今後はさらなる調査研究を重ねた上で跡地に残る必要な石碑等の保存を図り、名称板等の保存施設を設置して跡地の保存と顕彰に努める。 ・可能な限り点在する戦跡遺構の下草刈り等の環境整備を行い、遺構の適切な維持管理に努めていく。

第9章 活用

第6章第2節「活用の現状と課題」を踏まえて、史跡管理者である新城市教育委員会が中心となって行う長篠城跡や周辺関連地の活用における方向性や手法を次のとおり設定する。

活用の方針と手法

活用には長篠城の歴史や城郭構造を学びたい来訪者や、新城市的代表的な歴史的観光地を見てみたい人々のほか、「長篠合戦のぼりまつり」などのイベントへの参加で訪問する機会を得た人など様々な場面がある。それら来訪者に長篠城跡が有する価値を知ってもらう機会を創出し、史跡と市民等の関わりを充実させることは必要不可欠なことである。また、国内外に向けて史跡の価値の情報発信をし、歴史的遺産を語り伝えることも重要である。

これら史跡の多様な利活用を促進させ、市民が誇り・郷土愛を高める「地域に根ざした魅力あるまちづくり」の中核を担うよう、ハード・ソフトの両面から活用計画を図っていく。

1 積極的な情報の発信

興味を持って史跡を訪れることができるよう、長篠城跡の本質的価値や史跡が有する特色・魅力を分かりやすく伝えるPR活動を推進する。

現状の課題や問題点	「長篠・設楽原の戦い」における長篠城跡の知名度は全国有数のもので、春と秋の行楽シーズンを中心に年間を通して多くの人が訪れる場所となっている。しかし、その歴史的価値以外に長篠城の魅力を十分に伝えられていない状況である。
基本方針	新城市を代表する歴史文化の「核」や観光振興等の拠点と位置づけ、市の活性化にも繋げていくことが求められる。そこで、多様な手法を用いて長篠城跡に興味を持たせ、また価値を市民などと共有することができるよう情報発信を行っていく。
方向性や手法	<ul style="list-style-type: none"> ・「長篠・設楽原の戦い」等の行事や、行楽シーズンに、長篠城跡遺構見学会の開催など、来訪者が訪れる時期を利用して現地における史跡の価値の情報発信を国内外に行う。 ・ホームページやSNS等を利用したインターネット配信など、最新・最適なツールを用いて対外的な情報提供を推進する。 ・解説パンフレットの作成（紙媒体やWEB提供）はもとより、記録映像、復元イラスト、復元模型、デジタルアーカイブ、PR映像などの多様な情報発信を検討する。 ・発信する情報についてはインバウンドに対応して多言語化を行っていく。 ・歴史講演会、シンポジウム、発掘調査説明会、展覧会などを開催し、人的交流を介して質の高い情報の伝達手法も検討する。 ・市内最大の利用者数がある道の駅「もっくる新城」といった、既存の集客施設を活用して、史跡案内・誘導（パンフレットやHPでの隣接施設の紹介等）を行うなど、地域全体としての観光振興にも寄与するような情報発信の取組も強化し、市内外の観光施設との緊密な連携をしていく。

2 地域住民等との協働

老若男女を問わず誰もが参加でき、地域活性化を促進させるとともに地域に愛される長篠城跡の魅力づくりに市民や関係者との連携を図り取り組んでいく。

現状の課題や問題点	毎年5月に開催される「長篠合戦のぼりまつり」以外にイベント実施がなされていない。また、ボランティアガイド組織も未発達のため、地域住民が長篠城跡を利用する機会が希薄であり、市外からの来訪者との人的交流が乏しい状況といえる。
基本方針	地域に密着した様々な活動を通して、地域振興に寄与する利活用を推進し、年間を通して賑わいや交流の場を創出する利活用を図る。
方向性や手法	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡来訪者と地域との交流を促すとともに「おもてなし」による史跡案内・説明を行うボランティアガイドの育成や団体活動を市民と一緒にやって創出していく。 ・武田氏など関連する歴史事象を有する他市等との団体・地域間の交流を強化していく。 ・「長篠合戦のぼりまつり」など、地域活性化につながり多様な人々が集い・交流する場となるような観光的な誘客イベントを定期に開催する。 ・「わがまちの誇り」としてその価値を市民と行政が共有しあい、多様な参画を得ながら遺構保存、自然環境や周辺景観等の保存管理を行う。 ・地域住民等への史跡の価値や保存活用に関する情報共有によってコンセンサスを図るとともに、史跡の維持管理やイベント等の運営など住民参加による史跡の保存管理、活用整備を図る。

3 学校教育との連携

全国的に著名な史跡である長篠城跡及び長篠・設楽原の戦いから郷土を学び、教材として学校教育や社会教育の場面で活用する。

現状の課題や問題点	市内小中学校では特定の地域の学校で学習の場として利用されている。
基本方針	総合的な学習時間を活用した体験学習等を実施して郷土の歴史文化を学び、身近な歴史遺産の価値を認識することで、郷土愛護の心を育むような利用促進を図る。
方向性や手法	<ul style="list-style-type: none"> ・学芸員やガイド等による現地学習や出前講座を通して、郷土学習に触れる機会を積極的に設ける授業プログラムの支援を行う。 ・甲冑の着付けや火縄銃の模擬演武など、自らの体験によって戦国時代の様子を身近に認識できるよう資料館との活用連携を図る。 ・地域の歴史文化を理解し、地域への愛着や誇りを持てるよう「地域に出て・体感し・気づき」のできるまちづくり教育の活動に取り組む。 ・考古学、城郭史、戦国史、中世史、地理学等の多様な研究を専門的に実施している大学や関係機関と連携し、史跡等の保存活用に貢献する教育研究プログラムの実施を模索していく。

4 生涯学習等における利用促進

史跡に併設する長篠城址史跡保存館や設楽原歴史資料館をガイダンスや学習の場の拠点に位置づけ、史跡と人々が一体的な関わりを体感できる取り組みを展開する。

現状の課題や問題点	長篠城の歴史を始めとした郷土学習を継続して実施しているが、その参加者らを取り込むような史跡に関わる人づくり、文化財サポーター的な制度が整っていない。
基本方針	歴史講座や講演会のほか、文化活動等の利活用を行い、人々の生涯学習の継続並びに拡充を図り、史跡等に興味・関心を持つ人材の育成を強化していく。
方向性や手法	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史ウォーキング、ガイドツアー、各所を巡るスタンプラリー等を企画・実施するなど、長篠城跡を中心とした地域の歴史的価値を再確認させ、地域振興に資する施策を実施する。 ・史跡に関連する展示やシンポジウム、歴史講座等を開催し、現地ガイドの養成や史跡地の語り部、城跡サポーターを創出し、受け入れていく活動に取り組む。 ・「長篠城跡」や「長篠・設楽原の戦い」を自らで楽しむための見学モデルコースの設定や街歩きガイドのパンフレット、案内・説明看板等の設置を充実させ、見所ポイントを分かりやすく整備していく。

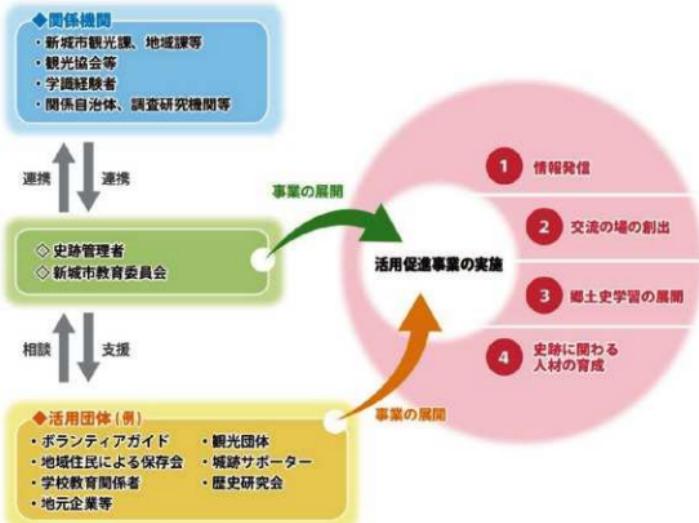


図9-1 活用体制のイメージ

第10章 整備

長篠城跡や周辺関連地の整備における方向性や基本方針を次のとおり設定する。

第1節 指定地内における整備の方向性

史跡長篠城跡は主郭北東部に屈曲した大土壘をはじめとする土壘と堀等の一部が地上遺構として残存するのみで、長篠城の縄張等城郭構造の全容を正しく理解するには不十分な状況となっている。そのため、現存遺構の復旧をはじめとして、現存する土壘・堀と一連の遺構である廃城後に削平・埋設された土壘跡や堀跡等の遺構について現地でその位置や範囲等が確認できるよう遺構の顕在化を図る。そして、調査成果を反映した『来訪者に伝える』整備を検討していく。

1-1 史跡長篠城跡の本質的価値の保存と顕在化

整備の大前提として遺構の保存を図る。その上で遺構の保存をより確実にするため、土壘等の現存遺構の破損箇所の復旧を図る。また遺跡が存立する基盤であり、自然の要害となる自然地形(地盤)の保全を図るために、各種調査に基づき樹木の伐採等必要な保全策を講じる。

現状の課題や問題点	現存遺構の保存のための復元整備や地下に埋没している遺構の明示などの活用のための整備が行われていない。
基本方針	史跡価値の顕在化のため、現存遺構の復元整備と調査で確認された縄張を構成する重要遺構の表示等を行い、来訪者が長篠・設楽原の戦いが起こった当時の姿を理解できるようにする。
方向性や手法	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構の保存を前提とするために、整備にあたっては遺構面に盛り土等の保護層を設ける。 ・大土壘（土壘1）と堀等の現存遺構は、土砂流亡や樹根等による変形が進行し、また土壘1には遺構を削平して園路（階段等）や記念碑類が設置されている。遺構の復旧にあたっては、土壘・堀全体が遺構であることから、遺構上の施設は復元内容に応じた撤去・移設の協議を重ね、登坂園路を再整備する場合は遺構面に影響しない工法を検討していく。 ・土壘1及び堀1上などに成育する大径木については、植栽・植生管理計画に基づいて取扱いを検討する。 ・主郭における土壘の配置状況が土壘1と対で理解できるように、発掘調査の成果をもとに整備計画等に基づき土壘2の表示整備等を検討する。 ・地下遺構のうち、堀などの曲輪の配置を明示する遺構は、可能な範囲

で復元や表示等整備を図る。

- ・これまで確認された地下遺構で、主郭虎口の通路である土橋1・現存遺構の堀1と対となる堀跡3や、主郭虎口前の丸馬出を構成する土塁跡6・堀跡4、帯曲輪と巴城曲輪を画する土塁跡7・堀跡5は、長篠城の特徴的な縄張を表すものであることから、丸馬出の全容の解明を図り、整備計画等に基づき地表部での立体表示等整備によって史跡の価値の顕在化を検討する。
- ・その他の遺構については、来訪者が城内の暮らしぶりや防御等の多様な姿を追体験できるように、学識経験者等の指導を得ながら、復元または平面的な表示整備を検討する。
- ・野牛曲輪は現存する井戸や発掘調査で確認されたため池跡など、城郭における水場としての特徴を周知するための説明板等による解説や遺構の整備等を検討する。
- ・遺構復元は発掘調査成果と天明の絵図を参考にして、縄張り復元の整備を行う。
- ・各曲輪にはイベントなど地域住民や多くの人々の集い・憩いの場としても利用できるよう多目的広場の要素を持たせた空間を検討する。
- ・崖地などの自然地形においては、崩落危険箇所の調査を実施し、必要に応じて修景等に配慮した崩落防止措置を図る。



図10-1 整備イメージバース

1-2 保存活用のために必要な施設の整備

(1) ガイダンス施設等の再整備

長篠城址史跡保存館がもつ史跡のガイダンスや学習機能、管理機能、収蔵機能等を今後とも維持させるとともに、設楽原歴史資料館との役割分担を明確化して長篠城跡に関する解説や案内誘導の機能向上を図っていく。

現状の課題や問題点	史跡内の大規模施設である長篠城址史跡保存館は丸馬出の遺構の直上にあり、またアスファルト舗装された駐車場は帶曲輪の大部分を占めて建設されているため、史跡の保存活用上特に支障をきたしている。
基本方針	史跡の重要遺構上にある既存の長篠城址史跡保存館とその駐車場は撤去・移転させる。移転の場所については、指定地外で且つ発掘調査等成果を踏まえて検討された適切な場所を設定し、新たに来訪者を案内「もてなしを行う場」となるようなガイダンス施設や駐車場を再整備する。
方向性や手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイダンス施設では出土遺物の公開を行うとともに、史跡が立地する地理的な重要性や「長篠・設楽原の戦い」に関する歴史的価値の顕在化に努めていく。 ・新ガイダンス施設の建物外観は史跡との調和に配慮し、景観に馴染むデザインや色彩、意匠とする。また、バリアフリーに対応した施設とする。 ・建物内部には展示・学習室、講座開催や休憩スペース、トイレ、受付窓口となる事務室等を設けた施設とする。さらに、保存管理を徹底するために管理運営を行うスタッフを常駐させることを検討する。 ・長篠城の歴史理解を助ける歴史資料の展示や解説、情報発信を行い、史跡の学習機能や地域の交流拠点を有する場としても利用できる施設を計画する。 ・小中学校への学習普及活動をはじめ、史跡案内のガイド養成や活動支援などを推進する機能を有した拠点施設としていく。



図 10-2 現在の長篠城址史跡保存館（ガイダンス施設）

(2) 保存活用のための施設整備

史跡の保存と活用のために必要な施設を今後策定予定の整備計画に基づき、新たに設置または再整備する。

施設の整備に際しては、バリアフリーに配慮するとともに、遺構に影響を与えない場所に配置し、史跡景観に調和した統一感のある規模・形態・意匠・色彩とする。

現状の課題や問題点	保存管理や公開活用のための施設の老朽化・破損がみられるもの、重要遺構上に設置された施設などがあるなど、保存活用施設の管理が十分なされていないものがある。
基本方針	史跡への来訪者が安全で楽しく見学ができる、また史跡の保存管理を行う上で欠かすことができない施設の再整備や新規整備を図る。
方向性や手法	<p>【保存施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和6年設置の史跡説明板は歴史的価値をもつが、史跡の周知の上からは情報が不足しているため、史跡の歴史や価値を正しく理解するために分かりやすい内容の史跡説明板を追加設置する。また、銘板（名稱板）は個々の状況に応じて更新する。 <p>【公開・活用施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 史跡の案内・説明・誘導などのサイン類は、サイン計画を立案して整備を進めていく。 サイン類は、遺跡の理解を深めたり、円滑な誘導を促すことができるよう適切に配置する。また、QRコードなどデジタルコンテンツ等ソフトを用いた最新技術も積極的に取り入れて解説・案内誘導の向上を図る。 史跡を回遊する園路を整備する。野牛曲輪に至る遮断機のない踏切については、設置者と安全対策を協議する。 斜面地にある旧散策路は、安全性にも配慮して再整備し、主郭と野牛曲輪間の連絡動線や、基石川の不忍の滝や豊川・宇連川合流点へのアプローチ道として活用する。 来訪者のための休憩ベンチや、休憩や雨避けにも利用できる四阿等の整備を検討する。 <p>【管理施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土壘頂部や堀の周囲にある既設の転落防止柵は、今後の遺構の整備等にあわせて適切な安全対策を講じる。また、鉄軌道脇や崖地への立入禁止等の対策も講じる。その際、各所の眺望に支障のないものに配慮する。 管理のための、車止めや照明設備などの整備も検討する。 <p>【史跡と直接関連しない施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺構と紛らわしい石積み等は整備にあわせて撤去する。 また史跡と無関係な工作物等は条件が整えば、史跡外へ移設または撤去する。



図 10-3 保存活用施設の事例

1-3 植栽管理計画にもとづく修景整備

植栽については、来訪者の快適で安全・安心な利用のために、植栽の日常的管理から定期的管理等の内容を定めた植栽管理計画を策定し、計画的伐採等による修景等整備を実施する。

現状の課題や問題点	河川沿い斜面地・急崖地の植生の現状把握・管理が十分でないために、眺望景観の確保や要害としての自然地形（斜面地）の崩壊箇所・崩落等危険箇所の把握が出来ていない。
基本方針	植栽・植生は遺構や自然地形の保存を前提として、歴史的景観の再現や修景のために継続的に取り組む。そのために、植栽管理計画を立案し、遺構の保存や修景、眺望の確保などに努め、史跡長篠城跡の特徴的な景観の維持・形成を図る。
方向性や手法	<ul style="list-style-type: none"> 植栽管理計画に基づいて、遺構保存に悪影響を与えているものまたはその恐れのある樹木の伐採、間伐、剪定等を行う。崖地などで巨木・高木化した樹木は自然地形や周囲への眺望確保を目的とした伐採、除伐や切り下げ剪定等を実施する。 植栽に際しては、在来種を基本とし、遺構保存等のための地被植栽や、修景・緑陰などのための樹木の植栽を適地に行う。また、地域住民等の憩いの場となるような空間や四季の移ろいを感じられる植栽整備にも努め、地域が誇ることができるまちづくりの一環とした歴史的風致の創出を図る。 砦跡等長篠城を巡る攻防関連地や島居強右衛門関連地等と史跡間の相互の見通しの確保のため、必要な通景伐採等を実施する。 安心、安全に配慮し、防犯上植栽による死角を作らないよう、史跡内の見通しを確保する。

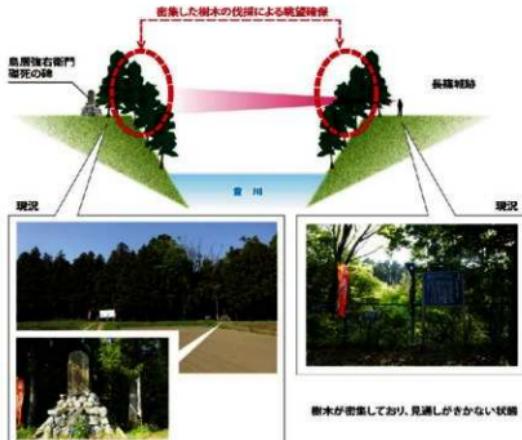


図 10-4 修景整備イメージ

第2節 周辺関連地における整備の方向性

長篠城跡並びに周囲に点在する砦跡間の眺望や対岸の鳥居強右衛門関連碑等における「守る側の視点」と「攻める側の視点」に着目した整備を行う。

2-1 周辺関連地とのネットワーク整備

史跡周辺地に点在する関連戦跡遺構等をつなぐルート等動線の維持向上を図り、地域を含めた関係機関と協議・連携を行う。

現状の課題や問題点	長篠・設楽原の戦いにおける「攻防戦」に関連した史跡の価値が十分周知されていないため、陣跡、砦、鳥居強右衛門関連碑等を一括で保全し活用する手立てがなされていない。
基本方針	長篠城跡から各戦跡遺構等への良好なアクセスを促し、地域全体の有機的なネットワークの構築を図り、長篠城跡の有する魅力を向上させるべく広域的整備を実施する。
方向性や手法	<ul style="list-style-type: none"> ・長篠城が有する地理的環境や「長篠・設楽原の戦い」に関する全国的な評価などに寄与できるよう、指定地外に広がる関連地を案内するための整備を行う。 ・既存の道路等を有効に活用したアクセスマップを検討する。また適宜、必要となる導標や案内サインの整備は、サイン計画に基づいて実施する。 ・低木や下草が生い茂って管理が行き届いていない登山道等の散策路は、地域住民の協力を得て協働による改修や再整備を実施していく。また、急斜面や崖地等の危険箇所については手摺りを整備するなど、遺構や自然地形に配慮しながら適宜、設置の検討を行う。 ・長篠城跡と各戦跡遺構等を行き来するには、現状では自家用車か自転車、徒歩以外には難しい。公共交通も利便性が良好とは言えないことから、電車を利用する長篠城跡の来訪者で周辺史跡までを訪れる人はごく限られており、タクシーなどを利用する限定的な見学状況となっている。そのため、JR駅にレンタサイクルステーションなどを設置するなど、回遊手段の利便性の向上を図る。

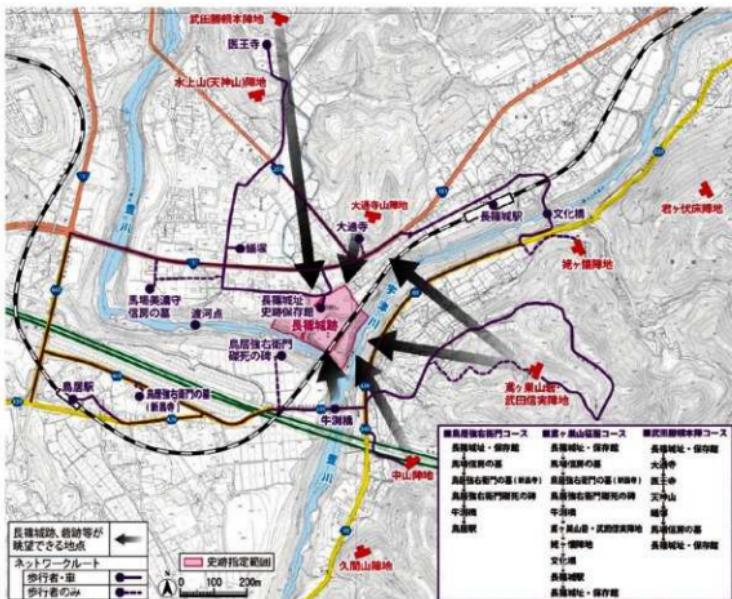


図 10-5 ネットワーク動線図

2-2 調和のとれた景観の創出

長篠城跡の歴史的価値を活かした地域景観を創出させるための整備を推進していく。

現状の課題や問題点	市独自の景観計画は未策定であり、史跡長篠城跡とその周辺地域の特徴を活かした景観の方向性等は立てられていない。
基本方針	長篠城跡が有する歴史的観光地的価値、地域のシンボル・ランドマーク的価値を向上させ、魅力あるまちづくりを推進する。
方向性や手法	<ul style="list-style-type: none"> 指定地外の歴史などから城地を望むことができるよう、関係者等の理解と協力の下に剪定や除伐などの通景伐採を図る。 史跡と一体となった特徴ある景観づくりを推進する。 国道151号や新東名高速ICを長篠城跡へのメインアクセス道路と捉えて案内・誘導機能の充実を図る。さらには、設楽原決戦場地域との連絡道としてふわさしい景観修景や演出を検討していく。

第11章 運営・体制

史跡長篠城跡の管理団体である新城市は各種計画や関係機関、団体等と連携・調整を図りながら、今後の史跡の保存活用事業を確実に推進していくことが必要である。

ここでは、その運営や体制における方向性や基本方針を以下のとおり示す。

運営・体制の方向性

史跡長篠城跡の保存活用事業の実施に際しては、多様な関係者との連携を深め、意思疎通を図りながらともに取り組む体制を構築する必要がある。また、国（文化庁）や愛知県教育委員会、学識経験者等からの専門的な指導や助言を受けながら適切に事業を推進する必要がある。

そのため、まず、史跡の主導部局である教育委員会が主体となって、史跡にかかわる関係機関・関係者等が保存活用にかかわる事項の調整や合意形成を図るために組織（連絡協議会（仮称））をつくり、連携・協働のもとに取組を展開していく。

主体	活動の方向性や手法
市（教育委員会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 史跡の保存活用に関する施策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・史跡の保存活用を担う人材の育成（ボランティアガイド、歴史研究会や愛好団体等）や知識、スキルなどを習得する講座やワークショップの開催や支援に取り組む。 ・市民等が史跡にかかわることができる環境づくりを行い、史跡の保存や活用を実践するリーダーやプレイヤーを育成していく。 ○連絡協議会（協働の場）の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・積極的に多様な関係者が実施する史跡の保存活用について、連携して様々な取組を推進することができる仕組み（連絡協議会（仮称））を構築する。 ・課題解決や発展した取組に向けた意見交換、情報提供や情報共有をする機会、活動等における検証や確認作業を行う場も創出する。 ○ 体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・職員の補充や文化財専門職の継続的な配置に取り組む。 ・職員の資質向上を図る。 ・府内関連部局（道路・水道・観光・都市計画、防災等）など、他の関係機関と緊密な連携体制を整える。
各種団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 史跡の保存活用活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・史跡の保存と活用に係わる活動を実施する。 ○ 協働の場への積極的な参加 <ul style="list-style-type: none"> ・史跡の保存活用に係わる施策へ参加する。 ・他の団体や組織との連携を強化し、協働を行う。

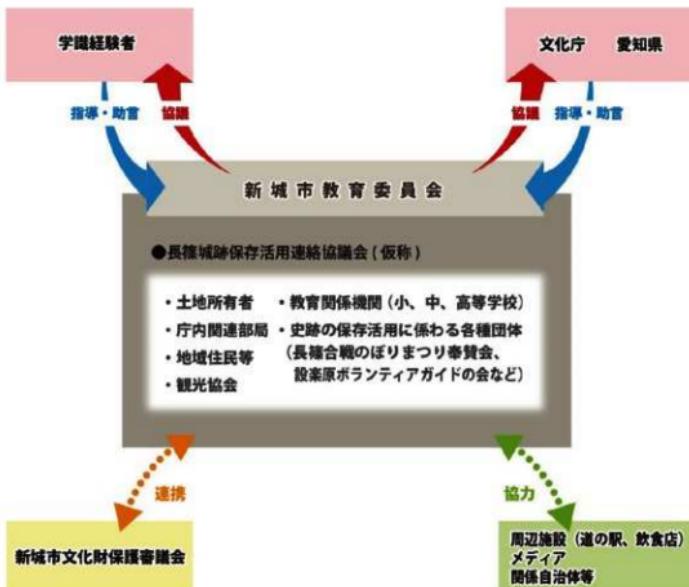


図11-1 運営体制の概念図

第12章 施策の実施計画の策定・実施

史跡長篠城跡を適切に保存し確実に後世に継承していくためには、史跡の本質的価値を正しく理解させるとともに、保存の必要性が継続して認識されることが重要である。

このことから、今後は本書に基づき、実質的な事業展開を図っていく。また、事業実施に当たっては、以下の点に留意するものとする。

第1節 実施すべき施策

1 将来的な整備

今後は本書第8～11章で示した保存活用を着実に実行するだけでなく、史跡の本質的価値を正しく理解できるよう、指定地内外のさらなる調査研究に取り組んでいかねばならない。また、魅力ある保存活用を実施していくために、それら成果等に基づく整備基本計画も策定していくことが求められる。

その整備については、遺構等の適切な保存、展示方法の検討、復元整備手法等に関する技術的な検討や考証など、様々な専門的見地からの指導・助言が必要とされる。さらには、市民との協力や関係機関等との連携も大切であり、その上で事業の推進をしていく。

2 追加指定

国史跡の指定地外に比定される瓢曲輪を始めとした箇所では、今後の発掘調査成果によっては追加指定を行うことも検討していく。この時、地権者への理解や協力を得ること、史跡長篠城跡を理解する上で十分な調査や研究を行う。

3 計画の見直し

本書で示した保存活用の基本方針や現状変更等の取扱い基準等は、社会情勢の変化などによって修正する必要が生じることが予想される。したがってこれまで示してきた事項については今後10年間を目処に進めていき、今後の追加指定等、必要に応じて計画の見直しを図るものとする。

第2節 実施計画

本書に記した項目については、すぐに取り組むことができるものや短期的（今後、5年以内）に目標達成が可能であるもののほか、中期的（今後、10年間）や長期的（今後、10年以上）な視点で実施すべき施策や項目がある。

ここでは、保存活用にかかる主な取組内容について、実施計画の目標年次を以下のとおり示す。

項目	主な取組内容	～2025年度	～2030年度	2031年度～
保存・管理	指定地内の適切な遺構等の保全	○	○	○
	自然地形等の現況把握調査の実施	○		
	植栽管理計画書の策定	○		
	史跡保存館・駐車場の移転計画	○		
	発掘調査等の調査研究	○	○	
	指定地外の保全施策の実施		○	
	指定地の公有地化		○	○
活用	指定地の拡大		○	○
	普及啓発活動に資する情報発信	○	○	○
	学校教育との連携	○	○	○
	各種講演会やイベントの開催	○	○	○
	ネットワーク動線の確立	○	○	○
整備	ボランティアガイド組織の育成	○		
	整備基本計画書の策定	○		
	植生や植栽等の伐採等整備の実施	○		
	管理並びに活用施設の整備	○	○	
	ガイダンス施設整備			○
	歴史的景観の創出		○	○
運営・体制	遺構の整備		○	○
	市民等が取組む保存・活用事業の展開	○	○	○
	地域などとの連携体制の構築	○		
	管理運営計画書の策定	○		
	人材の育成	○		

第3節 自己点検

本書に記した各項目の実施後の状況を適切に把握・分析し、新たに生じた課題等に対応していくため、自己点検を行う。その点検にあたっては、文化庁が2015年に策定した『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』に掲載されている自己点検表を用いる。

今後は、その評価に応じて適切にフィードバックした事業計画の見直しを図り、史跡等全体のマネジメントに努めていく。

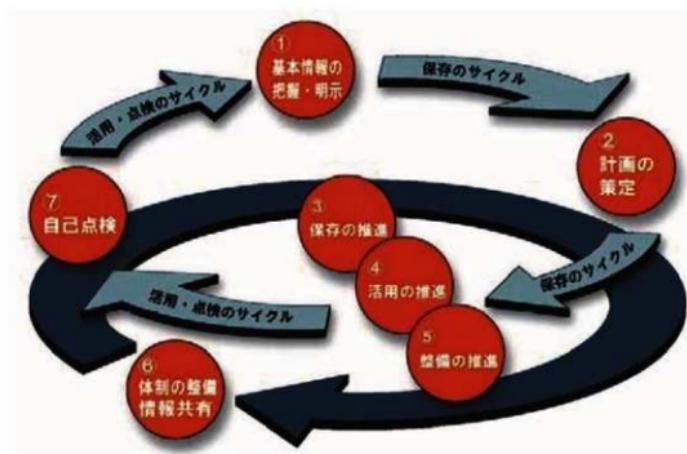


図 12-1 史跡等のマネジメントの循環過程（サイクル）
(文化庁『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』2015より)

史跡長篠城跡保存活用計画

令和2年(2020)3月

編集・発行 新城市教育委員会

〒441-1392

愛知県新城市字東入船115番地

電話 0536-23-7639

FAX 0536-23-8388